

種類、個數并に記號

第二 寄託者の氏名又は商號

第三 保管の場所

第四 保管料

第五 保管の期間を定めたるときは其期間

第六 受寄物を保険に附したるときは保險金額
保險期間及び保險者の氏名又は商號

第七 證券の作成地及び其作成の年月日

第八 證券の番號

第九 倉庫營業者の署名

倉庫營業者が倉荷證券を交付したるときは其帳簿に前掲第一、第二、第四乃至第六、第七（年月日のみ）、第八の事項を記載すべし

二 證券の性質

證券は左の性質を有す

第一 契約證書なり故に寄託に關する事項は倉庫營業者と所持人との間に於ては證券の定むる所に依る

第二 有價證券なり

寄託物に關する處分は證券を以てするに非ざれば之を爲すことを得ず

證券に依り寄託物を受取り得べき者に證券を引渡したるときは其引渡は寄託物の上に行使する權利の取得に付き寄託物の引渡と同一の效力を有す

第三 流通證券なり

證券は記名式なるときと雖ども裏書に依りて之を讓渡し又は之を質入することを得但し證券に裏書を禁ずる旨を記載したるときは格別なり

二 證券の性質

同上

預證券の所持人が未だ質入を爲さざる間は預證券と質入證券とを各別に譲渡することを許さず

三 證券の所持人の権利

(一) 寄託物の分割

所持人は倉庫營業者に請求して寄託物を分割し且つ其各部分に對する證券を交付せしむることを得

此場合には所持人は前の證券を返還し又分割及び證券交付の費用を負担す

(二) 證券の再交付

證券が滅失したるときは所持人は更に證券の交付を請求することを得但し相當の擔保を供すべし

倉庫營業者は再交付を帳簿に記載すべし

三 證券の所持人の権利

(一) 同上

(二) 同上

(三) 寄託物の點檢、保存

所持人は營業時間内何時にても倉庫營業者に對して寄託物に付き左の行爲を爲すことを得

第一 寄託物の點檢

第二 寄託物の見本の摘出

第三 寄託物の保存に必要な處分

(四) 寄託物の返還

(イ) 寄託物の返還は證券と引換にて之を爲す
(ロ) 所持人は質入證券に記載したる債權の辨濟期前と雖ども其債權の全額及び辨濟期までの利息を倉庫營業者に供託して寄託物の返還を請求することを得

(ハ) 寄託物が同種類、同品質にして分割し得べき物なるときは所持人は債權額の一部及び其辨濟期までの利息を供託し其割合に應

(三) 寄託物の點檢

同上

第一 同上

第二 同上

第三 同上

(四) 寄託物の返還

(イ) 同上

(ロ) 同上

(ハ) 同上

して寄託物の一部の返還を請求することを
得

此場合には倉庫業者は供託を受けたる金
額及び返還したる寄託物の数量を證券に記
載し且其旨を帳簿に記載すべし

右一部出庫に關する費用は所持人の負擔と
す

(二)所持人が寄託物を受取ることを拒み又は
之を受取ること能はざるときは倉庫業者
は其物を供託し又は催告の後之を競賣する
ことを得(損毀し易き物に付ては催告を要
せず)

競賣を爲したるときは其旨を寄託者に通知
すべし

四 證券の所持人の債務

(一)第一の質権者が債権額、其利息及び辨濟期
を證券に記載して之に署名せざれば質権を以
て第三者に對することを得ず

(二)所持人は寄託物を以て證券に記載せる債権
額及び利息を辨濟する義務を負ふ

預證券の所持人が上掲(ロ)(ハ)の行爲を爲し
たるときは質入證券の所持人の権利は供託金
の上に存在す

(三)――

預證券の所持人が上掲(ニ)の行爲を爲したる
ときは質入證券の所持人の権利は競賣代金の
上に存在す

四 證券の所持人の債権

(一)第一の質入裏書を爲すには債権額、其利息
及び辨濟期を證券に記載すべし

(二)所持人の債権の辨濟は倉庫營業所に於て之
を爲すべし

(三)所持人が辨濟期に至り支拂を受けざるとき
は手形金額の支拂を受けざる場合と同じく拒
絶證書を作らしむべし

(四)所持人は拒絶證書作成の日より一週間後に

至り寄託物の競賣を請求することを得
競賣を實行したる場合には倉庫營業者は左の
處分を爲す

第一 競賣代金中より左の金額を控除したる
後其殘額を買入證券と引換にて其所持人に
支拂ふべし

- 一、競賣に關する費用
- 二、受寄物に課すべき租税

三、保管料其他保管に關する費用及び立替

金

第二 競賣代金を以て買入證券に記載したる
債權の全部を辨濟し得ざるときは支拂金額
を買入證券に記載して其證券を返還し且つ
其旨を帳簿に記載すべし

(五)所持人が先づ寄託物に付き辨濟を受け尙ほ

不足あるときは其裏書人に對して不足額を請
求することを得

裏書人に對する償還請求の手續、償還金額、
償還の方法は手形に關するものに同じ

(六)所持人が辨濟期に至り支拂を受けざりし場
合に於て拒絶證書を作らしめざりしとき又は
拒絶證書作成の日より二週間に寄託物の競
賣を請求せざりしときは裏書人に對する請求
權を失ふ

(七)買入證券所持人の

一、預證券所持人に對する請求權は辨濟期よ
り一年

二、買入證券裏書人に對する請求權は寄託物
に付き辨濟を受けたる日より六ヶ月

又買入證券裏書人の前者に對する請求權は償還

競賣代金中より左の金額を控除したる後餘剩あ
るときは倉庫營業者は之を預證券と引換にて其
所持人に支拂ふべし

- 一、競賣に關する費用
- 二、受寄物に課すべき租税
- 三、保管料其他保管に關する費用及び立替金
- 四、買入證券所持人の債權、利息
- 五、拒絶證書作成の費用

一 一日より六ヶ月にて消滅す

倉庫營業者は寄託者の請求あるときは預證券及び質入證券に代へて倉荷證券を交付すべし倉荷證券は預証券と同一の取扱を爲す尤も倉荷證券を以て質権の目的と爲したる場合に於て質権者の承諾あるときは寄託者は債権の辨濟期前と雖ども寄託物の一部の返還を請求することを得此場合に於て倉庫營業者は返還したる寄託物の種類、品質及び數量を該證券に記載し且つ其旨を帳簿に記載すべし

第五章 貨物引換證 (商法第三百三十三條以下)

一 貨物引換證は運送人が荷送人の請求に因り貨物に付き發行する有價證券なり

荷送人の請求あるときは運送人は貨物引換證を交付すべく之には左の事項を記載して運送人之に署名すべし

第一 運送品の種類、重量又は容積及び其荷造の種類、個數并に記載

第二 到達地

第三 荷受人の氏名又は商號

第四 荷送人の氏名又は商號

第五 運送賃

第六 貨物引換證の作成地及び其作成の年月日

二 貨物引換證の効力は左の如し

(一) 運送に關する事項は運送人と所持人との間に於ては貨物引換證の定むる所に依る

(二) 運送品に關する處分は貨物引換證に依りて之を爲す

(三) 貨物引換證は裏書に依りて之を讓渡す (記名式なるときと雖ども) ことを得但し貨物引換證に裏書を禁ずる旨を記載したるときは格別なり

(四) 運送品を受取る權利を有する者に貨物引換證を引渡したるときは其引渡は運送品の上に行使する權利の取得に付き運送品の引渡と同一の効力を有す

(五) 貨物引換證の所持人は運送人に對し運送の中止、運送品の返還其他の處分を請求することを得此場合に於ては運送人は既に爲したる運送の割合に應ずる運送賃、立替金及び其處分に因りて生じたる費用の辨濟を請求することを得

(六) 運送品は貨物引換證と引換に非ざれば引渡すべからず

第六章 船荷證券 (商法第六百二十條以下)

一 船荷證券は船長が備船者又は荷送人の請求に因り運送品に付き發行する有價證券なり

備船者又は荷送人の請求あるとき船長は運送品の船積後直ちに一通又は數通の船荷證券を交付すべし船船所有者は船長以外の者にも船長に代はりて船荷證券を交付すべきことを委任し得るものとす

二 船荷證券には左の事項を記載し船長又は證券交付代理者署名すべし

- 第一 船舶の名稱及び國籍
 - 第二 船長が證券を作らざるときは船長の氏名
 - 第三 運送品の種類、重量若しくは容積及び其荷造の種類、箇數并に記號
 - 第四 備船者又は荷送人の氏名又は商號
 - 第五 荷受人の氏名若しくは商號
 - 第六 船積港
 - 第七 陸揚港但し發航後備船者又は荷送人が陸揚港を指定すべきときは其港
 - 第八 運送貨
 - 第九 數通の證券を作りたるときは其負數
 - 第十 證券の作成地及び其作成の年月日
- 船長又は證券交付代理者の請求あるときは備船者又は荷送人は船荷證券の謄本に署名して之を交付すべし

三 船荷證券の效力は左の如し

- (一) 運送に關する事項は運送人と所持人との間に於ては船荷證券の定むる所に依る
 - (二) 運送品に關する處分は船荷證券を以てするに非ざれば之を爲すことを得ず
 - (三) 船荷證券は裏書に依りて之を讓渡す(記名式なるときと雖ども)ことを得但し裏書を禁ずる旨を記載したるときは格別なり
 - (四) 運送品を受取る権利を有する者に船荷證券を引渡したるときは其引渡を運送品の上に行使する権利の取得に付き運送品の引渡と同一の效力を有す
 - (五) 運送品は船荷證券と引換に非ざれば其引渡を請求することを得ず
 - (六) 船荷證券は數通を發行することあり此場合に於ては左の點に注意すべし
 - (イ) 陸揚港に於ては船長は船荷證券の一通のみの所持人にも運送品を引渡すべき義務を負ふ然れども陸揚港外に於ては船長は各通の返還を受けざれば運送品を引渡すべからず
 - (ロ) 二人以上の船荷證券所持人が運送品の引渡を請求したるときは船長は直ちに運送品を供託し且つ請求を爲したる所持人に對し通知を發すべし
- 陸揚港に於て船荷證券の一通のみの所持人に運送品の一部を引渡したる後他の所持人が運送品の引渡を請求したるときも亦右の手續を爲すべし

(ハ)二人以上の船荷證券所持人ある場合に於て其一人が他の所持人に先ちて船長より運送品の引渡を受けたるときは他の所持人の船荷證券は其效力を失ふ
 若し船長が未だ運送品の引渡を爲さざるときは原所持人が最も先に發送し又は引渡したる證券を所持する者は他の所持人に先ちて其権利を行ふものとす

第八篇 賣 買 (商法第二百八十六條以下)

一 賣主が物の所有権を買主に移轉することを約し買主が賣主に代金を拂ふことを約するときは賣買は之に因りて成立し致て物及び代金の受授を必要とせず權利は此約束に因りて直ちに買主に移轉す
 賣買の豫約は豫約の申込を受けたる者が賣買を完結する意思を發表したる時より效力を生ず尤も豫約の申込の際期限を附せざりしときは豫約申込者は相當の期限を定め其期限内に賣買を完結するや否やを確答すべき旨を相手方に催告し相手方が確答を爲さざるときは豫約は效力なきものとす

二 賣主の權利義務は左の如し

- 第一 買主が買得物を受取ることを拒み又は之を受取ること能はざるときは賣主は
 (一)物を供託し又は競賣することを得但し此場合に於ては直ちに買主に對して通知を發すべし
 (二)競賣の場合には相當の期間を定めて催告すべし尤も損敗し易き物に付ては此催告を要せず

(三)物を競賣したるときは其代價を供託すべし但し其全部又は一部を代金に充つることを得

第二 買主より手附金を受取りたるときは賣主は買主が契約の履行に着手するまでは其倍額を償還して解約することを得

第三 賣買契約後に於て物を引渡さざる間に果實を生じたるときは其果實は賣主に屬す

第四 賣買の性質又は約束に因り一定の日時又は一定の期限内に契約を履行せざれば契約の目的を達すること能はざる場合に於て買主が履行を爲さずして其時期を経過したるときは賣主は直ちに履行を請求すべし若し請求を爲さざるときは解約したるものと看做さる

三 買主の權利義務は左の如し

第一 買主が賣主に手附を渡したるときは賣主が契約の履行に着手するまでは其手附を抛棄して解約することを得

第二 買得物の引渡に期限あるときは買主は該期限までは代金を支拂はざることを得(特別の約束あらば格別)

第三 物の引渡と同時に代金を支拂ふべきときは買主は其引渡の場所に於て之を支拂ふべし

第四 買主は引渡の日より代金の利息を拂ふべし但し代金の支拂に付き期限あるときは其期限までは利息を拂ふに及ばず

第五 買主が物を受け取りたる場合には

(一)直ちに之を検査すべし

(二)検査の際之に瑕疵あること又は数量に不足あることを発見したるときは直ちに賣主に其旨を通知すべし

瑕疵が直ちに発見し得ざるものなるときは検査の時より六ヶ月内に之を発見するも亦同様なり

(三)右の通知を發したるときは其瑕疵又は不足を理由として左の三方法の内一を選擇することを
得

(イ)解約

(ロ)代金減額

(ハ)損害賠償

第六 買主が解約したるときは買主の費用を以て買得物を保管又は供託すべし

若し物が滅失又は毀損の虞れあるときは裁判所の許可を得て之を競賣することを得此場合に於て
は

(一)競賣代金を保管又は供託し

(二)直ちに其旨を賣主に通知すべし

右は賣主と買主とが其營業所(營業所なきときは住所)を同一市町村内に有せざるときに限る

第七 買得物の引渡を受けたる場合に於て其物が注文したる物品と異なりたるとき又は注文したる
数量を超過したるときは右第六の手續を爲すべし

〔参照〕

民法第五百五十五條 賣買ハ當事者ノ一方カ或財産權ヲ相手方ニ移轉スルコトヲ約シ相手方カ之

ニ其代金一拂ソコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス

同 第五百五十六條 賣買ノ一方ノ豫約ハ相手方カ賣買ヲ完結スル意思ヲ表示シタル時ヨリ賣買
ノ效力ヲ生ス

前項ノ意思表示ニ付キ期間ヲ定メサリシトキハ豫約者ハ相當ノ期間ヲ定メ其期間内ニ賣買ヲ
完結スルヤ否ヤヲ確答スルキ旨ヲ相手方ニ傳告スルコトヲ得若シ相手方カ其期間内ニ確答ヲ
爲ササルトキハ豫約ハ其效力ヲ失フ

同 第五百五十七條 買主カ賣主ニ手附ヲ交付シタルトキハ當事者ノ一方カ契約ノ履行ニ著手ス
ルマテハ買主ハ其手附ヲ抛棄シ賣主ハ其倍額ヲ償還シテ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第五百四十五條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニハ之ヲ適用セス

同 第五百五十八條 賣買契約ニ關スル費用ハ當事者雙方平分シテ之ヲ負擔ス

第八編 賣 買

同 第五百五十九條 本節ノ規定ハ賣買以外ノ有償契約ニ之ヲ準用ス但其契約ノ性質力之ヲ許ササルトキハ此限ニ在ラス

同 第五百六十條 他人ノ權利ヲ以テ賣買ノ目的ト爲シタルトキハ賣主ハ其權利ヲ取得シテ之ヲ買主ニ移轉スル義務ヲ負フ

同 第五百六十一條 前條ノ場合ニ於テ賣主カ其賣却シタル權利ヲ取得シテ之ヲ買主ニ移轉スルコト能ハサルトキハ買主ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但契約ノ當時其權利ノ賣主ニ屬セサルコトヲ知リタルトキハ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

同 第五百六十二條 賣主カ契約ノ當時其賣却シタル權利ノ自己ニ屬セサルコトヲ知ラサリシ場合ニ於テ其權利ヲ取得シテ之ヲ買主ニ移轉スルコト能ハサルトキハ賣主ハ損害ヲ賠償シテ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ買主カ契約ノ當時其買受ケタル權利ノ賣主ニ屬セサルコトヲ知リタルトキハ賣主ハ買主ニ對シ單ニ其賣却シタル權利ヲ移轉スルコト能ハサル旨ヲ通知シテ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

同 第五百六十三條 賣買ノ目的タル權利ノ一部カ他人ニ屬スルニ因リ賣主カ之ヲ買主ニ移轉スルコト能ハサルトキハ買主ハ其足ラサル部分ノ割合ニ應ジテ代金ノ減額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ殘存スル部分ノミナレハ買主カ之ヲ買受ケサルヘカリシトキハ善意ノ買主ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

代金減額ノ請求又ハ契約ノ解除ハ善意ノ買主カ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ケス

同 第五百六十四條 前條ニ定メタル權利ハ買主カ善意ナリシトキハ事實ヲ知リタル時ヨリ惡意ナリシトキハ契約ノ時ヨリ一年內ニ之ヲ行使スルコトヲ要ス

同 第五百六十五條 數量ヲ指示シテ賣買シタル物カ不足ナル場合及ヒ物ノ一部カ契約ノ當時既ニ滅失シタル場合ニ於テ買主カ其不足又ハ滅失ヲ知ラサリシトキハ前二條ノ規定ヲ準用ス

同 第五百六十六條 賣買ノ目的物カ地上權、永小作權、地役權、留置權又ハ質權ノ目的タル場合ニ於テ買主カ之ヲ知ラサリシトキハ之カ爲メニ契約ヲ爲シタル目的ヲ達ズルコト能ハサル場合ニ限り買主ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得其他ノ場合ニ於テハ損害賠償ノ請求ノミヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ハ賣買ノ目的タル不動産ノ爲メニ存セリト稱セシ地役權カ存セサリシトキ及ヒ其不動産ニ付キ登記シタル貸借アリタル場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テ契約ノ解除又ハ損害賠償ノ請求ハ買主カ事實ヲ知リタル時ヨリ一年內ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

同 第五百六十七條 賣買ノ目的タル不動産ノ上ニ存シタル先取特權又ハ抵當權ノ行使ニ因リ買主カ其所有權ヲ失ヒタルトキハ其買主ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得
買主カ出捐ヲ爲シテ其所有權ヲ保存シタルトキハ賣主ニ對シテ其出捐ノ償還ヲ請求スルコトヲ得

右孰レノ場合ニ於テモ買主カ損害ヲ受ケタルトキハ其賠償ヲ請求スルコトヲ得

同 第五百六十八條 強制競賣ノ場合ニ於テハ競落人ハ前七條ノ規定ニ依リ債務者ニ對シテ契約ノ解除ヲ爲シ又ハ代金ノ減額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ債務者カ無資力ナルトキハ競落人ハ代金ノ配當ヲ受ケタル債權者ニ對シテ其代金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ債務者カ物又ハ權利ノ欠缺ヲ知リテ之ヲ申出テス又ハ債權者カ之ヲ知リテ競賣ヲ請求シタルトキハ競落人ハ其過失者ニ對シテ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

同 第五百六十九條 債權ノ賣主カ債權者ノ資力ヲ擔保シタルトキハ契約ノ當時ニ於ケル資力ヲ擔保シタルモノト推定ス

辨濟期ニ至ラサル債權ノ賣主カ債務者ノ將來ノ資力ヲ擔保シタルトキハ辨濟ノ期日ニ於ケル資力ヲ擔保シタルモノト推定ス

同 第五百七十條 賣買ノ目的物ニ隠レタル瑕疵アリタルトキハ第五百六十六條ノ規定ヲ準用ス但強制競賣ノ場合ハ此限ニ在ラス

同 第五百七十一條 第五百三十三條ノ規定ハ第五百六十三條乃至第五百六十六條及ヒ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

同 第五百七十二條 賣主ハ前十二條ニ定メタル擔保ノ責任ヲ負ハサル旨ヲ特約シタルトキト雖モ其知リテ告ケサリシ事實及ヒ自ラ第三者ノ爲メニ設定シ又ハ之ニ讓渡シタル權利ニ付テハ其責ヲ免ルルコトヲ得ス

同 第五百七十三條 賣買ノ目的物ノ引渡ニ付キ期限アルトキハ代金ノ支拂ニ付テモ亦同一ノ期限ヲ附シタルモノト推定ス

同 第五百七十四條 賣買ノ目的物ノ引渡ト同時ニ代金ヲ拂フヘキトキハ其引渡ノ場所ニ於テ之ヲ拂フコトヲ要ス

同 第五百七十五條 未タ引渡ササル賣買ノ目的物カ果實ヲ生シタルトキハ其果實ハ賣主ニ屬ス買主ハ引渡ノ日ヨリ代金ノ利息ヲ拂フ義務ヲ負フ但代金ノ支拂ニ付キ期限アルトキハ其期限ノ到來スルマテハ利息ヲ拂フコトヲ要セス

同 第五百七十六條 賣買ノ目的ニ付キ權利ヲ主張スル者アリテ買主カ其買受ケタル權利ノ全部

又ハ一部ヲ失フ虞アルトキハ買主ハ其危險ノ限度ニ應シ代金ノ全部又ハ一部ノ支拂ヲ拒ムコトヲ得但賣主カ相當ノ擔保ヲ供シタルトキハ此限ニ在ラス

同 第五百七十七條 買受ケタル不動産ニ付キ先取特權、質權又ハ抵當權ノ登記アルトキハ買主ハ滌除ノ手續ヲ終ルマテ其代金ノ支拂ヲ拒ムコトヲ得但賣主ハ買主ニ對シテ遲滯ナク滌除ヲ爲スヘキ旨ヲ請求スルコトヲ得

同 第五百七十八條 前二條ノ場合ニ於テ賣主ハ買主ニ對シテ代金ノ供託ヲ請求スルコトヲ得

同 第五百七十九條 不動産ノ賣主ハ賣買契約ト同時ニ爲シタル買戻ノ特約ニ依リ買主カ拂ヒタル代金及ヒ契約ノ費用ヲ返還シテ其賣買ノ解除ヲ爲スコトヲ得但當事者カ別段ノ意思ヲ表示セサリシトキハ不動産ノ果實ト代金ノ利息トハ之ヲ相殺シタルモノト看做ス

同 第五百八十條 買戻ノ期間ハ十年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ之ヨリ長キ期間ヲ定メタルトキハ之ヲ十年ニ短縮ス

買戻ニ付キ期間ヲ定メタルトキハ後日之ヲ伸長スルコトヲ得ス

買戻ニ付キ期間ヲ定メサリシトキハ五年内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

同 第五百八十一條 賣買契約ト同時ニ買戻ノ特約ヲ登記シタルトキハ買戻ハ第三者ニ對シテモ其效力ヲ生ス

登記ヲ爲シタル賃借人ノ權利ハ其殘期一年間ニ限り之ヲ以テ賣主ニ對抗スルコトヲ得但賣主ヲ害スル目的ヲ以テ賃貸借ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス

同 第五百八十二條 賣主、債權者カ第四百二十三條ノ規定ニ依リ賣主ニ代ハリテ買戻ヲ爲サント欲スルトキハ買主ハ裁判所ニ於テ選任シタル鑑定人ノ評價ニ從ヒ不動産ノ現時ノ價額ヨリ賣主カ返還スヘキ金額ヲ控除シタル殘額ニ達スルマテ賣主ノ債務ヲ辨濟シ尙ホ餘剩アルトキハ之ヲ賣主ニ返還シテ買戻權ヲ消滅セシムルコトヲ得

同 第五百八十三條 賣主ハ期間内ニ代金及ヒ契約ノ費用ヲ提供スルニ非サレハ買戻ヲ爲スコトヲ得ス

買主又ハ轉得者カ不動産ニ付キ費用ヲ出タシタルトキハ買主ハ第五百九十六條ノ規定ニ從ヒ之ヲ償還スルコトヲ要ス但有益費ニ付テハ裁判所ハ賣主ノ請求ニ因リ之ニ相當ノ期限ヲ許與スルコトヲ得

同 第五百八十四條 不動産ノ共有者ノ一人カ買戻ノ特約ヲ以テ其持分ヲ賣却シタ。後其不動産ノ分割又ハ競賣アリタルトキハ賣主ハ買主カ受ケタル若クハ受クヘキ部分又ハ代金ニ付キ買戻ヲ爲スコトヲ得但賣主ニ通知セスシテ爲シタル分割及ヒ競賣ハ之ヲ以テ賣主ニ對抗スルコトヲ得ス

同 第五百八十五條 前條ノ場合ニ於テ買主カ不動産ノ競落人ト爲リタルトキハ賣主ハ競賣ノ代
 金及ヒ第五百八十三條ニ掲ケタル費用ヲ拂ヒテ買戻ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ賣主ハ其
 不動産ノ全部ノ所有權ヲ取得ス
 他ノ共有者ヨリ分割ヲ請求シタルニ因リ買主カ競落人ト爲リタルトキハ賣主ハ其持分ノミニ
 付キ買戻ヲ爲スコトヲ得ス

四 賣買を業とするには營業ノ種類に依り官廳の許可を受け又は制限せらるるものあり之を例示せば
 左の如し

- (一) 賣藥營業者は免許證札を受くべし (十年一月太政官布告第七號參照)
- (二) 飲食物又は飲食用具の販賣は種類に依り禁止又は制限を受くべし (三十三年二月法律第十五
 號)
- (三) 古物商を營むには官廳の許可を受くべし (二十八年三月法律第十三號)
- (四) 銃砲、火藥類の營業には官廳の許可を受くべし (三十二年八月法律第百六號)
- (五) 取引所を設立するには認可を受くべし (二十六年三月法律第五號)

第九編 寄託

一 寄託は一方が相手方の爲めに保管を爲すことを約して或る物を受取るを云ひ物を渡したる者を寄
 託者と稱し物を受取りたる者を受寄者と稱す之に付ては左の事項に注意すべし

- (一) 受寄者が無報酬にて寄託を受けたるときは自己の財産に於けると同一の注意を爲すを以て十分
 なりとするも商人が其營業の範圍内に於て寄託を受けたるときは報酬を受けざるも 良なる管理
 者の注意を爲さざるべからず
- (二) 受寄者は受寄物を使用し又は第三者をして之を保管せしむることを得ず但し寄託者の承諾ある
 ときは格別なり
- (三) 寄託物に付き權利を主張する者ありて受寄者に對し訴を提起し寄託物を差押へたるときは受寄
 者は直ちに其事實を寄託者に通知すべし
- (四) 寄託者ハ寄託物の性質又ハ瑕疵より生じたる損害を受寄者に賠償すべし但し寄託者が過失なく
 して其性質若くは瑕疵を知らざりしとき又は受寄者が之を知りたるときは格別なり
- (五) 寄託物の返還に付ては
 - 第一 寄託者は何時にても返還を請求することを得 (返還の時期を定めたるときと雖ども)
 - 第二 受寄者は寄託物返還の時期を定めざりしときは何時にても返還することを得
 若し返還時期を定めあるときは已むを得ざる事情あるに非ざれば期限前に返還することを許さ

第三 返還は保管を爲すべき場所に於て之を爲す但し受寄者が正當の理由に因り物を轉置したるときは其現在の場所に於て之を返還することを得

(六) 旅店、飲食店、浴場其他客の來集を目的とする場屋の主人は客の物品の滅失又は毀損に付ては損害賠償の責に任す但し左の區別あり

第一 客より寄託せられたる物品に付ては天災（不可抗力）に因り滅失又は毀損したることを證明せざる限りは其責に任す

第二 客より特に寄託せられざるも場屋中に携帯したる物品に付ては主人又は其使用人の不注意に因りて滅失又は毀損したるときに限り其責に任す

第三 貨幣、有價證券其他の高價品に付ては客が其種類及び價格を明告して主人に寄託したるときに限り其責に任す

客の携帶品に付き責任を負はざる旨を告示したるときと雖ども主人は損害賠償の責を免るることを得ず

責任は主人が寄託物を返還し又は客が携帶品を持去りたる後一年を経過したるときは消滅す
(七) 寄託を營業とするものの主要なるものは倉庫營業なり第十編第六章を参照せよ

二 法律の規定に依り金錢又は有價證券を寄託する場合には金庫に託す之を供託と云ふ（三十二年二月法律第十五號、同年三月大藏省令第六號参照）

〔参照〕

民法第六百五十七條 寄託ハ當事者ノ一方カ相手方ノ爲メニ保管ヲ爲スコトヲ約シテ或物ヲ受取ルニ因リテ其效力ヲ生ス

同 第六百五十八條 受寄者ハ寄託者ノ承諾アルニ非サレハ受寄物ヲ使用シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ保管セシムルコトヲ得ス

受寄者カ第三者ヲシテ受寄物ヲ保管セシムルコトヲ得ル場合ニ於テハ第五條及ヒ第七條第二項ノ規定ヲ準用ス

同 第六百五十九條 無報酬ニテ寄託ヲ受ケタル者ハ受寄物ノ保管ニ付キ自己ノ財産ニ於ケルト同一ノ注意ヲ爲ス責ニ任ス

同 第六百六十條 寄託物ニ付キ權利ヲ主張スル第三者カ受寄者ニ對シテ訴ヲ提起シ又ハ差押ヲ爲シタルトキハ受寄者ハ遲滯ナク其事實ヲ寄託者ニ通知スルコトヲ要ス

同 第六百六十一條 寄託者ハ寄託物ノ性質又ハ瑕疵ヨリ生シタル損害ヲ受寄者ニ賠償スルコトヲ要ス但寄託者カ過失ナクシテ其性質若クハ瑕疵ヲ知ラサリシトキハ又ハ受寄者カ之ヲ知り

タルトキハ此限ニ在ラス

同 第六百六十二條 當事者カ寄託物返還ノ時期ヲ定メタルトキト雖モ寄託者ハ何時ニテモ其返還ヲ請求スルコトヲ得

同 第六百六十三條 當事者カ寄託物返還ノ時期ヲ定メサリシトキハ受寄者ハ何時ニテモ其返還ヲ爲スコトヲ得

返還時期ノ定アルトキハ受寄者ハ已ムコトヲ得サル事由アルニ非サレハ其期限前ニ返還ヲ爲スコトヲ得ス

同 第六百六十四條 寄託物ノ返還ハ其保管ヲ爲スヘキ場所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス但受寄者カ正當ノ事由ニ因リテ其物ヲ轉置シタルトキハ其現在ノ場所ニ於テ之ヲ返還スルコトヲ得

同 第六百六十五條 第六百四十六條乃至第六百四十九條及ヒ第六百五十條第一項、第二項ノ規定ハ寄託ニ之ヲ準用ス

同 第六百六十六條 受寄者カ契約ニ依リ受寄物ヲ消費スルコトヲ得ル場合ニ於テハ消費貸借ニ關スル規定ヲ準用ス但契約ニ返還ノ時期ヲ定メサリシトキハ寄託者ハ何時ニテモ返還ヲ請求スルコトヲ得

第十編 營業の種類

第一章 代理商 (商法第三十六條以下)

一 一定の商人の爲めに平常其營業上の商行爲を代理し又は媒介するときは之を代理商と云ふ主人と代理商との關係は委任關係にして之を定むる契約を代理商契約と稱す
代理商の權利義務は左の如し

(一) 代理商が商行爲の代理又は媒介を爲したるときは直ちに本人に其旨を通知すべし

(二) 代理商は本人の營業に屬する商行爲を爲し又は同種の營業會社の無限責任社員と爲ることを得ず (本人の承諾あるときは格別)

代理商が之に拘はらず自己の爲めに商行爲を爲したるときは本人は之を以て自己の爲めに爲したるものと看做すことを得此權利は本人が其行爲を知りたる時より二週間行はざるか又は行爲の時より一年を経過したるときは消滅す

(三) 物品販賣の委託を受けたる代理商は賣買の目的物の瑕疵又は其數量の不足其他賣買の履行に關する通知を受くる權限を有す

(四) 代理商は代理又は媒介を爲したるに因りて生じたる債權に付ては本人の爲めに占有する物又は

有價證券を留置することを得（特別の約束ありたるときは格別）

二 代理商契約は左の場合に解消す

- 第一 契約期間を定めたるときは該期間の満了に因りて消滅す
- 第二 契約期間を定めざりしときは二ヶ月前に豫告を爲して解約することを得
- 第三 止むを得ざる事由あるときは契約期間の定めあると否とに拘はらず何時にても解約することを得

第二章 仲立営業（商法第三百五條以下）

仲立人は他人間の商行為の媒介を爲すを業とする者を云ふものにして其任務は左の如し

- 第一 仲立人は其媒介したる行為に付て支拂を受くべからず
- 第二 仲立人が其媒介ある行為に付て見本を受取りたるときは其行為が完了するまで之を保管すべし
- 第三 媒介したる行為が成立したるときは仲立人は左の手續を爲すべし
 - (一) 直ちに當事者の氏名又は商號、行為の年月日及び其要領を記載したる書面（之を締結證と云ふ）を作り自ら署名して之を當事者に送附すべし
 - (二) 當事者が直ちに履行を爲したるときは別段の手續に及ばざるも若し直ちに履行を爲さざるときは各當事者をして右の書面に署名せしめたる後之を相手方に送附すべし
 - (三) 當事者の一方が締結證を受領せず又は之に署名せざるときは直ちに相手方に對して其旨を通知すべし
 - (四) 帳簿に當事者の氏名又は商號、行為の年月日及び其要領を記載すべし

當事者より帳簿の謄本を請求せらるるときは何時にても之を渡さざるべからず

第四 當事者より其氏名又は商號を相手方に示さざるべき旨を命せられたるときは締結證及び帳簿の謄本に氏名又は商號を記載すべからず

仲立人が當事者の一方の氏名又は商號を其相手方に示さざりしときは之に對して自から履行を爲す責を負ふ

第五 報酬は第三の手續を終はりたる後に非ざれば請求すべからず而して報酬は當事者双方切半して之を負担す

第三章 問屋營業（商法第三百十三條以下）

一 問屋は自己の名を以て他人の爲めに物品 販賣又は買入を爲すを業とする者なるが故に他人の爲めに爲したる販賣又は買入に因り相手方に對して自ら權利を得義務を負ふ

問屋と委託者との關係は委託代理の關係なるを以て本書中第六編第七章を參照せらるべし

二 問屋の特別の義務を擧ぐれば左の如し

第一 委託者の爲めに爲したる販賣又は買入に付て相手方が其債務を履行せざるときは委託者に對して自ら之を履行すべし

第二 委託されたる販賣又は買入を爲したるときは直ちに委託者に其旨を通知すべし

三 問屋の特別の權利を擧ぐれば左の如し

第一 取引所の相場ある物品の販賣又は買入の委託を受けたるときは自ら買主又は賣主と爲ることを得

此場合には賣買の代價は問屋が買主又は賣主と爲りたることの通知を發したる時に於ける取引所の相場に依る

第二 買入の委託を受たる場合に於て委託者が買入物品を受取ることを拒み又は之を受取ること能はざるときは問屋は物品を供託し又は競賣することを得競賣を爲すには左の手續を爲すべし

(一) 相當の期間を定めて催告を爲したる後に競賣を爲す

但し損敗し易き物に付ては催告を爲すに及ばず

(二) 競賣したる場合には直ちに委託者に其旨を通知すべし

(三) 競賣代金は之を供託すべし但し其全部又は一部を代金、報酬等に充つることを得

第三 委託者の爲めに爲したる行爲に因りて生じたる債權に付ては委託者の爲めに占有する物又は有價證券を留置することを得

第四章 運送取扱營業 (商法第三百三十一條以下)

一 自己の名を以て物品運送の取次を爲すを業とする者は之を運送取扱人と云ふ

運送取扱業と問屋とは問屋が物品の販賣買入の取次を爲すと運送取扱人が運送契約の取次を爲すと
の差異あるのみ

二 運送取扱人の義務は左の如し

第一 運送品の滅失、毀損又は延着に付き損害賠償の責に任す但し自己又は其使用人が運送品の受取、引渡、保管、運送人又は他の運送取扱人の選擇其他運送に関する注文を怠らざりしことを證明したるときは責任を免かる

貨幣、有價證券其他の高價品に付ては其種類及び價額を明告したるときに非ざれば損害賠償の責に任せず

第二 數人相ひ次て運送の取次を爲す場合に於ては後の運送取扱人は前の運送取扱人に代はりて其

権利を行ひ義務を負ふ

運送取扱人の責任は悪意を除く外荷受人が運送品を受取りたる日より一年を経過するときは消滅す
若し運送品が全部滅失したるときは其引渡あるべかりし日より一年とす

三 運送取扱人の権利は左の如し

第一 運送品を運送人に引渡したるときは直ちに其報酬を請求することを得

運送取扱契約の際運送賃の額を定めたるときは特約あるに非ざれば別段に報酬を請求することを
得ず

第二 運送品に關し受取るべき報酬、運送賃其他委託者の爲めにする立替又は前貸に付てのみ其運
送品を留置することを得

第三 運送人に辨済を爲したるときは運送人の権利を取得す

第四 特約なきときは自ら運送を爲すことを得此場合には運送人と同一の権利義務を有す

運送取扱人が委託者の請求に因りて貨物引換證を作りたるときは自ら運送を爲すものと看做さる

第五 荷受人が運送品を受取りたるときは荷受人より運送賃其他の費用の支拂を受く

運送取扱人の委託者又は荷受人に對する債権は一年を経過するに因りて消滅す

第五章 運送營業 (商法第三百三十一條以下)

一 運送は廣く之を解するときは海上運送と陸上運送とに區別することを得海上と陸上とは其性質に
於て異なる所なしと雖ども危険の程度、運送の方法等を異にするが故に海上運送は海商の章中之
を説明することとし茲には陸上運送に付てのみ説明すべし

二 單に運送業と云ふときは陸上又は湖川、港灣に於て運送を爲すを業とするを云ひ其營業者を運送
人とする是れ即ち海上運送に對し陸上運送と稱するものなり

三 物品の運送

運送契約は荷送人と運送人との間に取結ばるるものなるも荷受人に物品を引渡すことを目的とする
が故に運送には荷送人、荷受人、運送人の三者互に關係するものなり

(甲) 運送人

(一) 荷送人は運送人より請求せらるるときは運送狀を渡すべし

運送狀には左の事項を記載し荷送人之に署名す

第一 運送品の種類、重量又は容積及び其荷造の種類、個數并に記號

第二 到達地

第三 荷受人の氏名又は商號

第四 運送狀の作成地及び其作成の年月日

- (一) 荷送人は貨幣、有價證券其他の高價品の運送を委託するには其種類及び價額を明かに告ぐるの必要あり若し之を告げざるときは其滅失、毀損又は延着に付き損害賠償を求むることを得ず
- (二) 荷送人は運送人に對し運送の中止、運送品の返還其他處分を請求することを得此場合に於ては既に爲したる運送の割合に應ずる運送賃、立替金及び其處分に因りて生じたる費用を運送人に辨濟すべし

荷送人の權利は運送品が到達地に達したる後荷受人が其引渡を請求したるときに消滅す

- (四) 運送品の全部又は一部が不可抗力に因りて滅失するも荷送人に過失ありたるときは運送賃を支拂ふべし

(乙) 運送人

- (一) 運送人は荷送人の請求あるときは貨物引換證を渡すべし
貨物引換證に付ては第七編第六章を參看せよ
- (二) 運送人の運送賃、立替金及び費用の辨濟を荷送人より受くべきも若し荷送人が之を支拂はざる場合に荷受人が運送品を受取りたるときは荷受人より其支拂を受く

(三) 運送品が滅失、毀損又は延着したる場合には左の區別を爲す

第一 運送賃の損失

運送品の全部又は一部が不可抗力(所謂天災)に因りて滅失したるときは運送人は其運賃を請求することを得ず若し既に運送賃の全部又は一部を受取りたる場合には之を返還すべし、滅失が運送品の性質若くは瑕疵又は荷送人の過失に原因したるときは運送人は運送賃の金額を受く

第二 損害の賠償

運送品が滅失、毀損又は延着したるときは損害賠償の責に任ず自己若くは運送取扱人又は其使用人其他運送の爲めに使用したる者が運送品の受取、引渡、保管及び運送に關し注意を怠らざりしことを證明したるときは賠償の責を免る

數人相ひ次て運送を爲す場合に於ては各運送人は連帶して損害賠償の責に任ず

貨幣、有價證券其他の高價品に付ては荷送人より運送の委託を受くる際に其種類及び價額を明かに告げられざるときは運送人は損害賠償の責に任せず

損害賠償の額は

(イ) 全部滅失又は延着の場合には其引渡あるべかりし日の價格(到達地に於ける)とす

(ロ)一部滅失又は毀損の場合には引渡ありたる日の價格(到達地に於ける)とす
滅失又は毀損の爲め支拂ふに及ばざることと爲りたる運送貨其他の費用は右の賠償額中より之を控除す

運送品の滅失、毀損又は延着が運送人の悪意又は重大なる過失に原因したるときは運送人は一切の損害を賠償する責を負ふ

(四)運送人は荷送人より運送の中止、運送品の返還其他の處分を請求せらるるときは既に爲したる運送の割合に應ずる運送賃、立替金及び其處分に因りて生じたる費用の辨濟を受く

(五)荷受人を確知すること能はず又は運送品の引渡に關し争ひある場合には運送人は左の手續を爲すことを得

第一 運送品を供託す

第二 供託したるときは荷送人に對し相當の期間内に運送品の處分に付き指圖を爲すべき旨を催告す

第三 催告を爲すも指圖を爲さざりしときは運送品を競賣す

第四 運送を供託又は競賣したるときは直ちに荷送人に之を通知す但し運送品の引渡に關し争ひある場合なるときは運送人は競賣を爲す前に荷受人に對し相當の期間内に運送品の受取を

催告し其期間經過後に荷送人への催告を發し又荷受人に對しても供託又は競賣を通知すべし
損敗し易き物は右の催告を爲さずして競賣することを得

第五 競賣代價は之を供託す但し其全部又は一部を運送賃に充つることを得

(六)運送人は運送品に關し受取るべき運送賃其他荷送人の爲めに爲したる立替又は前貸に付ては其運送品を留置することを得

(七)數人相ひ次て運送の取次を爲す場合には後者は前者に代はりて其権利を行使する義務を負ふ
後者が前者の辨濟を爲したるときは前者の權利を取得す

(八)運送人の荷送人又は荷受人に對する債權は一年を経過したるときは消滅す

(九)運送人の責任 荷受人が異議を止めずして運送品を受取り且運送賃其他の費用を支拂ひたるときは消滅す但し運送品に直ちに發見し得ざる毀損又は一部滅失ありたる場合に荷受人より引渡の日より二週間に運送人に對し通知を發したるときは格別なりとす

又運送人の責任は荷受人が運送品を受取りたる日より一年を経過したるときは消滅す此期間は運送品の全部滅失の場合には其引渡あるべかりし日より起算す

運送人は悪意ありたるときは責任を免れざるや勿論なり

(丙)荷受人

運送品が到達地に達したる後は荷受人は運送契約に因りて生じたる荷送人の権利を取得す

荷受人が運送品を受取りたるときは運送人に對し運送賃其他の費用を支拂ふべし

四 旅客の運送

旅客の運送人は旅客が運送の爲めに受けたる損害を賠償すべし但し自己又は使用人が運送に關し注意を怠らざりしを證明するときは責任を免かる損害賠償の額を定むるに付ては裁判所は被害者及び其家族の状況を斟酌すべし

手荷物に付ては旅客の運送人の責任に左の區別あり

(一)旅客より引渡を受けたる手荷物に付ては特に運送賃を請求せざるときと雖ども物品の運送人と同一の責任を負ふ

手荷物が到達地に達したる日より一週間内に旅客が其引渡を請求せざるときは其物を供託し又は相當の期間を定めて催告したる後之を競賣することを得此場合に於ては直ちに旅客に其旨を通知すべし而して競賣代金は之を供託し其全部又は一部を運送賃に充つることを得但し旅客の住所又は居所が知れざるとき若くは物が損敗し易きときは催告を爲すに及ばす

(二)旅客より引渡を受けざる手荷物の滅失又は毀損に付ては自己又は其使用人に過失あるときに限り損害賠償の責に任す

第六章 倉庫營業 (商法第三百五十七條以下)

倉庫營業とは他人の爲めに物品を倉庫に保管するを業とするを云ふ倉庫營業は寄託の取引なるが故に第九編を参照せよ茲に特種の事項を掲ぐれば左の如し

(一)倉庫營業者は寄託者の請求あるときは寄託物の預證券及び質入證券を交付すべし
預證券及び質入證券に付ては第七編第四章を參看せよ

(二)倉庫營業者が預證券及び質入證券を交附したるときは帳簿に左の事項を記載すべし

第一 受寄物の種類、品質、數量及び其荷造の種類、個數并に記號

第二 寄託者の氏名又は商號

第三 保管料

第四 保管の期間を定めたるときは其期間

第五 受寄物を保険に付したるときは保險金額、保險期間及び保險者の氏名又は商號

第七 證券の番號及び其作成の年月日

(三)寄託者は營業時間内何時にても倉庫營業者に對して寄託物の點檢若くは其見本の摘出を求め又は其保管に必要な處分を爲すことを得

(四)倉庫營業者は受寄物の滅失又は毀損に付き損害賠償の責に任ず但し自己又は其使用人が受寄物の保管に關し注意を怠らざりしことを證明するときは責任を免かる

右の責任は出庫の日より一年にて消滅す

(五)倉庫營業者は受寄物出庫の時に保管料及び立替金其他受寄託に關する費用を受く但し受寄物の一部出庫の場合には割合に應じて其支拂を受く

(六)保管期間を定めざりしときは倉庫營業者は受寄物入庫の日より六ヶ月後に至り之を返還することを得但し止むを得ざる事情あるときは格別なり

(七)寄託者が寄託物を受取ることを拒み又は之を受取ること能はざるときは倉庫營業者は其物を供託し又は催告の後之を競賣することを得
損敗し易き物に付ては催告必要とせず
競賣したるときは其旨を寄託者に通知すべし

(八)倉庫營業者の責任は寄託者が留保を爲さずして寄託物を受取り且つ保管料其他の費用を支拂ひたるときは消滅す但し物品に直ちに發見し得ざる毀損又は一部滅失ありたる場合に於て荷受人が引渡の日より二週間内に倉庫營業者に對し通知を發したるときは格別なり

第七章 保 險 (商法第三百八十四條以下)

保險には損害保險と生命保險との別あり損害保險は之を火災保險、運送保險、海上保險の三種に區別す

茲には先づ損害保險と生命保險とを對照的に説明したる後火災保險と運送保險とは附隨的に損害保險中に説明し海上保險は海商(第八章)中に説明することとせり(相互保險の場合も同様なり)

(甲)損害保險

一 契約の性質

損害保險契約は一方が偶然なる一定の事故に因りて生ずることあるべき損害を填補することを約し(保險者)相手方が之に其報酬を與ふることを約す(被保險者)ものとす

(乙)生命保險

一 契約の性質

生命保險契約は一方が相手方又は他人の生死に關し一定の金額を支拂ふべきことを約し(保險者)相手方が之に報酬を與ふることを約す(被保險者)ものとす
他人の死亡に因りて保險金の支拂を爲すべきことを定むる契約には其者の同意を必要とす(被保險者が保險金の受取人なるときは格別なり)

右の契約に因りて生じたる権利の譲渡には被保険者の同意を必要とす
保険契約者が被保険者なる場合に於て保険金の受取人が其権利を譲渡するとき又は権利の譲渡人が更に之を譲渡するときも亦同じ

二 保険の目的

契約の目的は金銭に見積り得べき利益に限る
運送保険に在りては保険者は特約なきときは運送人が運送品を受取りたる時より之を荷受人に引渡す時まで生ずることあるべき損害を填補する責に任ず

三 保険償額

(一) 保険金額は目的物の価額に超過すべからず若し之を超過するときは其超過したる部分に付ては契約を無効とす

二

三

運送品の保険に付ては發送の地及び時に於ける其價額及び到達地までの運送賃其他の費用を以て保険金額とす
運送品の到達に因りて得べき利益は特約あるときに限り之を保険金額中に算入す

(二) 同一の目的物に同時に數ヶの保険を附したる場合に於て若し其保険金額が保険償額に超過したるときは各保険者の負擔額は其各自の保険金額の割合に依りて之を定む
數ヶの保険契約の日附が同一なるときは其契約は同時に爲したるものとす

(三) 相次で數ヶの保険契約を爲したるときは前の保険者先づ損害を負擔し若し其負擔が損害の全部を填補するに足らざるときは後の保険者之を負擔す

(四) 保険償額の全部を保険に付したる後と雖ど

も左の場合には更に保険に付することを得

(イ) 前の保険者に對する権利を後の保険者に譲渡することを約したるとき

(ロ) 前の保険者に對する権利の全部又は一部を抛棄すべきことを後の保険者に約したるとき

(ハ) 前の保険者が損害の填補を爲さざること
を條件としたるとき

四 保険金額及び保険料

(一) 保険價額の一部を保険に付したる場合に於ては保険者の負擔は保険金額の保険價額に對する割合に依りて之を定む

(二) 保険價額が保険期間中著るしく減少したるときは保険契約者は保険者に對して保険金額及び保険料の減額を請求することを得

五 損害の填補

(一) 保険の目的物に付き保険者の負擔すべき損害が生じたるときは其後に至り其目的物が保険者の負擔せざる危険の發生に因りて滅失したるときと雖ども保険者は其損害を填補する責に任ず

(二) 保険者が填補すべき損害の額は其損害が生じたる地に於ける其時の價額に依りて之を定む

右の損害額を計算するに必要な費用は保険者之を負擔す

(三) 保険價額を定めたるときは保険者は其價額の著るしく過當なることを證明するに非ざれば其填補額の減少を請求することを得ず

(四) 損害填補の責任を免るる場合は左の如し

四

五 保険金の支拂

(一) —

(二) —

(三) —

(四) 保険金支拂の責を免るる場合は左の如し

第一 戦争其他の變亂に原因したるとき(特約あるときは格別なりとす)

第二 保險の目的の性質若くは瑕疵、其自然の消耗又は保險契約者若くは被保險者の惡意若くは重大なる過失に原因したるとき

火災保險の場合に於ては左の如き取扱を爲す(右の免責事由は當然適用あり)

第一 火災に因りて生じたる損害は其火災の原因如何を問はず保險者之を填補すべし

第二 消防又は避難に必要な處分に因り保險の目的に付き生じたる損害は保險之を填補すべし

第三 賃借人其他他人の物を保險管する者が其支拂ふことあるべき損害賠償の爲めに其物を保險に附したるときは所有者は保險者

に對し直接に其損害の填補を請求することを得

六 契約の無効又は失効

契約が無効と爲り又は其效力を失ふ場合は左の如し

第一 契約の當時當事者の一方又は被保險者が事故の生ぜざるべきこと又は現に生じたることを知れるとき(無効)

契約の全部又は一部が無効なる場合に於て保險契約者及び被保險者が善意にして且つ重大なる過失なきときは保險者に對して保險料の全部又は一部の返還を求むるを得

第二 保險契約者が委任を受けずして他人の爲めに契約を爲したる場合に於て其旨を保險者に告げざるとき(無効)

第一 同上

第二 被保險者が自殺決闘其他の犯罪又は死刑の執行に因りて死亡したるとき

第三 保險金受取人が被保險者を殺したるとき(但し其者が保險金の一部を受取るべき場合に於ては保險者は其殘額を支拂ふ責を免れず)

第四 保險契約者が故意を以て被保險者を殺したるとき

六 契約の無効又は失効

契約が無効となり又は其效力を失ふ場合は左の如し

第一 同上

第二

之に反し若し之を告げたるときは被保険者は當然其契約の利益を受く

第三 危険が著るしく變更又は増加したるとき

(失効)

變更又は増加の原因に二種あり

(イ)被保険者が保険物を讓渡したるに因ると

(ロ)保険期間中保険契約者又は被保険者の責に歸すべき事由に因るとき

運送保険に付ては運送の必要上一時運送を中止

し又は運送の道筋若くは方法を變更したるとき

と雖ども效力を失はず(特約あるときは格別なり)

り)

七 解約

解約又は之に類する場合は左の如し

(一)保険者の責任が始まる前に於ては契約者は契約の全部又は一部を解除することを得

(二)保険者の責任が始まる前に於て保険物の全部又は一部に付き危険が生ぜざるに至りたるとき(契約者又は被保険者の行爲に因らざる場合に限り)は保険者は保険料の全部又は一部を返還すべし

右二ヶの場合には保険者は其返還すべき保険料の半額に相當する金額を請求することを得

(三)契約の當時契約者が悪意又は重大なる過失に因り重要な事實を告げず又は重要な事項に付き不實の事を告げたるときは保険者は解約することを得(保険者が其事實を知り又は過失に因りて之を知らざりし場合は格別なり)此解除権は解除の原因を知りたる時より

第三

七 解約

解約の場合は左の如し

(一)同上

(二)——

(三)保険契約の當時契約者又は被保険者が悪意又は重大なる過失に因り重要な事實を告げず又は重要な事項に付き不實の事を告げたるときは同上

一ヶ月又は契約の時より五年にて消滅す

右の解除は將來に向つてのみ其效力を有す
保険者は危険發生の後解除を爲したる場合に
も損害を填補する責に任せず若し既に保険金
を支拂ひたるときは其返還を請求することを
得

(四)當事者が特別の危険を斟酌して保険を定め
たる場合に於て保険期間中其危険が消滅した
るときは契約者は將來に向て保険料の減額を
請求することを得

(五)保険者又は契約者が破産の宣告を受けたる
ときは契約者は相當の擔保を供せしむるか又
は契約の解除を爲すことを得(契約者が保険
料の全部を支拂ひたる後は格別なり)
右の解除は將來に向てのみ其效力を生ず

(六)保険期間中危険が契約者又は被保険者の責
に歸すべからざる事由に因りて著るしく變更
又は増加したるときは保険者は解約すること
を得

右の解約は將來に向てのみ其效力を生ず
契約者又は被保険者が危険の著るしく變更又
は増加したることを知りたるときは直ちに之
を保険者に通知すべし若し其通知を怠りたる
ときは保険者は危険の變更又は増加の時より
契約が效力を失ひたるものと看做すことを得
保険者が右の通知を受け又は危険の變更若く
は増加を知りたる後直ちに解約を爲さざると
きは契約を承認したるものと看做さる

八 他人の爲めにする保険
保険契約は他人の爲めにも之を爲すことを得る

(四)同上

(五)同上

(六)同上

八 他人の爲めにする保険
同上

ものにして此場合には契約者は保険者に對し保険料を支拂ふ義務を負ふ
 契約者が破産の宣告を受けたるときは保険者は被保険者に對して保険料を請求することを得
 (被保険者が其権利を抛棄せざり限りは)

他人の死亡に因りて保険金の支拂を爲すべきことを定むる契約には其者の同意あることを必要とす

保険金受取人が第三者なる場合には其第三者は當然契約の利益を受く

契約者は右に異なる意思を表示することを得然れども契約者が保険金受取人を指定又は變更し得る権利を行はずして死亡したるときは保険金受取人の権利は之に因り確定す

保険金受取人が被保険者に非ざる第三者なる場

合に於て其者が死亡したるときは契約者は更に保険金受取人を指定することを得然れども契約者が此権利を行はずして死亡したるときは保険金受取人の相続人を以て保険金受取人とす
 契約者が契約後保険金受取人を指定又は變更したるときは保険者に其指定又は變更を通知するに非ざれば之を以て保険者に對抗することを得す

九 保険證券

(一) 保険者は契約者の請求あるときは保険證券を交付すべし

(二) 保険證券には左の事項を記載し保険者之に署名すべし

第一 保険の目的

第二 保険者の負擔したる危険

第三 保険價額を定めたるときは其價額

第四 保険金額

第五 保険料及び其支拂の方法

第六 保険期間を定めたるときは其始期及び

終期

第七 保険契約者の氏名又は商號

第八 保険契約の年月日

第九 保険證券の作成地及び其作成の年月日

(三) 火災保険證券には(二)の外尙ほ左の事項を

記載すべし

第十 保険に付したる建物の所在、構造及び

用方

第十一 動産を保険に付したるときは之を納

る建物の所在、構造及び用法

(四) 運送保険證券には(二)の外尙ほ左の事項を

記載すべし

第十 運送の道筋及び方法

第十一 運送人の氏名又は商號

第十二 運送品の受取及び引渡の場所

第十三 運送期間の定あるときは其期間

生命保険證券には(二)の外尙ほ左の事項を記
載すべし

第十 保険契約の種類

第十一 被保険者の氏名

第十二 保険金受取人を定めたるときは其者

の氏名

一〇 被保険者が保険物を譲渡したるときは同時に
保険契約に因りて生じたる権利を譲渡したるも
のとす

一一 被保険者の義務は左の如し

一一 被保険者の義務は左の如し

(一) 被保険者又は契約者が危険の著るしく變更又は増加したることを知りたるときは之を保険者に通知すべし

(二) 被保険者又は契約者が保険者の負擔したる危険の發生に因りて損害が生じたることを知りたるときは保険者に之を通知すべし

(三) 被保険者は損害の防止を力むべし但し之れが爲めに必要又は有益なりし費用及び填補額が保険金額に超過するるときと雖ども保険者之を負擔す

(四) 保険の目的の全部が滅失したる場合に於て保険者が保険金額の全部を支拂ひたるときは被保険者が其目的に付き有せる權利を取得す

二 保險者の代位

損害が第三者の行爲に因りて生じたる場合に於

(一) 同上

(二) 契約者又は保険金受取人が被保険者の死亡したることを知りたるときは保險者に之を通知すべし

(三) —

(四) —

三 —

て保險者が被保險者に對し其負擔額を支拂ひたるときは其支拂金の限度に於て契約者又は被保險者が第三者に對して有せる權利を取得す

三 保險金支拂の義務及び保險料返還の義務は二年にて消滅し保險料支拂の義務は一年にて消滅す

三 同上

四 積立金の拂戻

被保險者の爲めに積立てたる金額は左の場合に之を契約者に拂戻すべし

第一 被保險者が犯罪に因りて死亡したるとき

第二 保險金受取人が保險者を殺したるとき

第三 被保險者が戦争其他の變亂に因りて死亡したるとき

第四 契約を解除し又は契約が效力を失ひたる

とき

一 積立金拂戻の義務は二年にて消滅す

一五 保険事業を営むには農商務省の免許を受くるの必要あり而して資本金十萬圓以上の株式會社又は相互會社として之を営まざるべからず(三十五年法律第六十九號保險業法參照)

第八章 海 商(商法第五百二十八條以下)

海上に於ける商業は之を總稱して海商と云ふ其の主要なるものは運送及び保險にして共に船舶を目的とするが故に先づ船舶に關する事項を説明して次に運送及び保險を説明すべし

第一節 船舶

一 商法上の船舶は商行為を爲す目的を以て航海の用に供するものを云ふも左記のものは商法に依るに及ばず

第一 端舟

第二 櫓權のみを以て運轉する舟

第三 主として櫓權を以て運轉する舟

二 船舶の屬具目錄に記載したる物は其の從物とす故に船舶を處分するときは屬具も亦處分せらる

三 二十噸以上又は二百石以上の船舶は船舶所有者より登記を受け且船舶國籍證書を請ひ受くべきも

のとき

四 船舶の讓渡、賃貸借及び差押

(一) 船舶の所有權を讓渡したるときは登記を爲し且つ船舶國籍證書に之を記載するの必要あり若し之を爲さざるときは第三者に對し其讓渡を主張することを得ず

航海中に在る船舶の所有權を讓渡したる場合に於て特約なきときは其航海に因りて生ずる損益は讓受人に歸屬す

(二) 船舶の賃貸借は之を登記したるときは爾後其船舶に付き物權を取得したる者に對しても效力を有す

船舶の賃借人が商行為を爲す目的を以て其船舶を航海の用に供したるときは其利用に關する事項に付ては第三者に對し船舶所有者と同一の權利義務を有す此場合に於て船舶の利用に付き生じたる先取特權は船舶所有者に對しても效力を生ず(先取特權者が其利用の契約に反することを知れるときは格別なり)

(三) 船舶が發航の準備を終はりたるときは之を差押へ又は假差押を爲すことを得ず但し船舶が發航を爲す爲めに生じたる債務なるときは差押及び假差押を許す

五 船舶所有者の損害賠償の責任(委付)

船舶所有者は船長が其法定の権限内に於て爲したる行爲又は船長其他の船員が其職務を行ふに當たり他人に加へたる損害を賠償する責に任ず然れども損害を賠償する代はりに左の権利を債權者に移轉せしめて(之を委付と云ふ)其責を免るる権利を有す

第一 船舶

第二 運送貨

第三 船舶所有者が其船舶に付き有する損害賠償又は報酬の請求權

委付を實行するには左の要件を具備すべし

- (一) 船舶所有者に過失なきこと
- (二) 雇傭契約に因りて生じたる船員の權利に非ざること
- (三) 航海の終に限ること
- (四) 登記したる船舶の委付は登記を爲すこと
- (五) 船舶所有者が債權者の同意を得ずして更に航海を爲さしめたるときは委付を許さざること

六 船舶の共有

船舶共有者は其持分の價格に應じ船舶の利用に關する費用を負擔し又船舶の利用より生じたる債務を辨濟する責に任ず

船舶共有者間の關係は左の如し

- (一) 船舶の利用に關する事項は各共有者の持分の價格に従ひ其過半数を以て之を決す
 - (二) 損益の分配は毎航海の終に於て持分の價格に應じて之を爲す
 - (三) 共有者間に組合關係あるときと雖ども各共有者は他の共有者の承諾を得ずして其持分の全部又は一部を他人に讓渡することを得但し船舶管理人には之を許さず
 - (四) 共有者が新に航海を爲し又は船舶の大修繕を爲すべきことを決議したるときは其決議に對し異議ある者は他の共有者に對し相當の代價を以て自己の持分を買取るべきことを請求することを得此請求を爲すには決議の日より三日内に他の共有者又は船舶管理人に對して之を通知すべし
 - (五) 共有者の持分の移轉又は其國籍喪失に因りて船舶が日本の國籍を喪失すべきときは他の共有者は相當代價を以て其持分を買取り又は其競賣を裁判所に請求することを得
- 會社の所有船舶が社員の持分の移轉に因り日本の國籍を喪失すべきときは合名會社に在ては他の社員、合資會社及び株式合資會社に在ては他の無限責任社員は相當代價を以て其持分を買取ることを得

七 船舶管理人

船舶共有者は船舶管理人を選任すべし

(一)共有者以外の者を管理人と爲すには共有者全員の同意を必要とす

(二)管理人の選任及び其代理権の消滅は之を登記すべし

(三)管理人は共有者に代はりて船舶の利用に關する一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲す権限を有す但し左の行爲は管理人の権限に屬せず

第一 船舶の讓渡、委付、賃貸又は抵當

第二 船舶の保險

第三 新航海

第四 船舶の大修繕

第五 借財

(四)管理人の代理權に加へたる制限は之を知らざる第三者に對抗することを得ず

(五)管理人は特に帳簿を備へ之に船舶の利用に關する一切の事項を記載すべし

(六)管理人は毎航海の終りに其航海に關する計算を爲して各共有者の承認を求むべし

〔參照〕

船舶法(三十二年三月法律第四十六號)

第一條 左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス

一 日本ノ官廳又ハ公署ノ所有ニ屬スル船舶

二 日本臣民ノ所有ニ屬スル船舶

三 日本ニ本店ヲ有スル商會社ニシテ合名會社ニ在リテハ社員ノ全員、合資會社及ヒ株式合資會社ニ在リテハ無限責任社員ノ全員、株式會社ニ在リテハ取締役ノ全員カ日本臣民ナルモノノ所有ニ屬スル船舶

四 日本ニ主タル事務所ヲ有スル法人ニシテ其代表者ノ全員カ日本臣民ナルモノノ所有ニ屬スル船舶

舊商法ノ規定ニ從ヒテ設立シタル合資會社ニ在リテハ業務擔當社員ノ全員カ日本臣民ナルモノノ所有ニ屬スル船舶ヲ以テ日本船舶トス

第二節 船員

船員とは廣く船舶所有者の使用人となりて船上の勤務を爲す者を云ふも船員法に依れば船長及び海員を船員と云ひ船長以外は一切の乗組員を海員と云ふ

〔參照〕

船員法(三十二年三月法律第四十七號)

第一條 本法ハ日本船舶ノ船員ニ之ヲ適用ス但湖川、港灣ノミヲ航行スル船舶又ハ船舶法第二

十條ニ掲ケタル船舶ノ船員ニ付テハ此限ニ在ラス

第二條 本法ニ於テ船員トハ船長及ヒ海員ヲ謂ヒ海員トハ船長以外ノ一切ノ乗組員ヲ謂フ

第三條 日本ニ於テ船員ト爲ラント欲スル者ハ管海官廳ニ船員手帖ノ交付ヲ申請スルコトヲ要ス

申請人ハ戶籍吏ノ書面其他ノ公正證書ニ依リテ左ノ事項ヲ證スルコトヲ要ス但申請人カ其本籍地又ハ寄留地ニ於テ申請ヲ爲ス場合ニ於テ其地ノ管海官廳カ戶籍吏ノ職務ヲ行フトキハ此限ニ在ラス

一 氏名

二 本籍地

三 身分

四 出身ノ年月日

第四條 未成年者カ船員ト爲ルニハ其法定代理人ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

未成年者カ船員手帖ノ交付ヲ申請スルニハ前條第二項ニ掲ケタル事項ノ外前項ノ許可ヲ得タル旨ヲ證スルコトヲ要ス

第五條 船員ト爲ルコトヲ許サレタル未成年者ハ雇傭契約ニ關シテハ成年者ト同一ノ能力ヲ有

ス

第十三條 船長ハ海員ヲ指揮、監督シ及ヒ船中ニ在ル者ニ對シ其職務ヲ行フニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 海員ノ雇入若クハ雇止ヲ爲シ又ハ雇入契約ノ更新若クハ變更ヲ爲シタルトキハ管海官廳ニ海員名簿ヲ提出シテ公認ヲ申請スルコトヲ要ス

(甲) 船長

一 船長の義務は左の如し

(一) 損害賠償

(イ) 船長は船舶所有者、備船者、荷送人其他の利害關係人に對しては其職務を行ふに付き注意を怠らざりしことを證明せざれば損害賠償の責を免れず

船舶所有者以外の者に對しては所有者の指圖に従ひたるときにも右の責を免れず

(ロ) 船長は海員が其職務を行ふに當たり他人に損害を加へたる場合に於ては監督を怠らざりしことを證明せざれば損害賠償の責を免れず

(二) 検査

船長は發航前船舶の航海に支障なきや否や其他航海に必要な準備の整頓せるや否やを検査す

べし

(三)書類の備附

船長は左の書類を船中に備へ置くべし

- 一 船舶國籍證書
- 二 海員名簿
- 三 屬具目錄
- 四 航海日誌
- 五 旅客名簿
- 六 運送契約及び積荷に関する書類
- 七 税關より交付したる書類

(四)滯船

船長は已むを得ざる場合の外自己に代はりて船舶を指揮すべき者に其職務を委任したる後に非ざれば荷物の船積及び旅客の乗込の時より荷物の陸揚及び旅客の上陸の時まで其指揮する船舶を去ることを得ず

(五)航行

船長は航海の準備が終はりたるときは直ちに發航を爲し且つ必要ある場合の外豫定の航路を變更せずして到達港まで航行すべし

(六)積荷の處分

船長は航海中最も利害關係人の利益に適すべき方法に依り積荷の處分を爲すべし
利害關係人は船長の行爲に因り其積荷に付て生じたる債權の爲め之を債權者に委付して其責を免るる權利を有す但し利害關係人に過失ありたるときは格別なりとす

(七)報告

船長は遲滯なく航海に關する重要なる事項を船舶所有者に報告すべし
船長は毎航海の終に於て遲滯なく航海に關する計算を爲し船舶所有者の承認を求め又船舶所有者の請求あるときは何時にても計算の報告を爲すべし

二 船長の權限は左の如し

(一)船長は船籍港外に於ては航海の爲めに必要なる一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲す權限を有す

船籍港に於ては特に委任を受けたる場合の外海員の雇入及び雇止を爲す權限のみを有す

(二)船長の代理權に加へたる制限は之を知らざる第三者に對抗することを得ず

(三) 船長は船舶の修繕費、救助料其他航海を繼續するに必要な費用を支辨する爲めの外左の行爲を爲すことを得ず

一 船舶を抵當と爲すこと

二 借財を爲すこと

三 積荷の全部又は一部を賣却又は質入すること但し委付せられたる場合(一ノ(六))は此限に在らず

船長が積荷を賣却又は質入したる場合に於ける損害賠償の額は(其積荷の到達すべかりし時に於ける)陸揚港の價格に依りて之を定む但し其價格中より支拂ふことを要せざりし費用を控除す

(四) 船長が特に委任を受けずして航海の爲めに費用を出だし又は債務を負担したるときは船舶所有者は船長に對して委付の權利(第一節五)を行ふことを得

(五) 船籍港外に於て船舶が修繕すること能はざるに至りたるときは船長は管海官廳の認可を得て之を競賣することを得

左の場合に於ては船舶は修繕すること能はざるに至りたるものと看做さる

一 船舶が其現在地に於て修繕を受くること能はず且つ其修繕を爲すべき地に到ること能はざ

るとき

二 修繕費が船舶の價額の四分の三に超ゆるとき

此場合の價額は船舶が航海中毀損したる場合に於ては其發航の時に於ける價額とし其他の場合に於ては其毀損前に有せし價額とす

(六) 船長は航海を繼續する爲め必要なるときは積荷を航海の用に供することを得此場合に於ける損害賠償は(三)の例に依る

(七) 船長は止むを得ざる事情ありて自ら船舶を指揮すること能はざるときは他人を選任して自己の職務を行はしむることを得此場合には其選任に付き船舶所有者に對し責任あるは勿論なり

三 解任

船舶所有者は何時にても船長を解任することを得但し正當の理由なくして之を解任したるときは船長は船舶所有者に對し解任に因りて生じたる損害の賠償を請求することを得

船長が船舶共有者なる場合に於て其意に反して解任せられたるときは他の共有者に對し相當代價にて自己の持分を買取るべき旨を請求することを得

船長が前項の請求を爲さんとするには他の共有者又は船舶管理人に之を通知すべし

四 時効

船長の船舶所有者に對する債權は一年を經過したるときは消滅す

(乙)海員

一 乗組

海員は其雇入の手續が終はりたるときは船長の指定したる時に於て船舶に乗込むべし
海員は船長の許可を得るに非ざれば其乗込みたる船舶を去ることを得ず

二 食料、治療費等

- (一) 海員の服役中の食料は船舶所有者の負擔とす
- (二) 海員が服役中不行跡其他重大なる過失に因らずして疾病に罹り又は傷痰を受けたるときは船舶所有者は三ヶ月を超えざる期間内の治療及び看護の費用を負擔す
- (三) 海員が職務を行ふに因りて死亡したるときは其葬式の費用は船舶所有者の負擔とす

三 給料

- (一) 一航海に付き給料を定めたる場合に於て航海の日數を延長し又は不可抗力に因らずして其里程を延長したるときは海員は其割合に應じて給料の増加を請求することを得但し航海の日數又は里程を短縮したるときと雖も給料の全額を請求することを得
- (二) 海員が就役の後死亡したるときは船舶所有者は死亡の日までの給料を支拂ふべし

(三) 前掲二の(三)の場合に於ては海員は其服役したる期間に對する給料を請求することを得但し其職務を行ふに因りて疾病に罹り傷痰を受けたるときは其給料の全額を請求することを得

(四) 海員の雇止の場合に於ける給料に付ては後掲四を参照せよ

四 雇止

(一) 左の場合に於ては船長は海員を雇止むることを得

- 一 發航前海員が其職務に不適任なることを認めたるるとき
 - 二 海員が著しく其職務を怠り又は其職務に關し重大なる過失ありたるるとき
 - 三 海員が禁錮以上の刑に處せられたるとき
 - 四 海員が疾病に罹り傷痰を受け其職務に堪へざるに至りたるるとき
 - 五 天災(不可抗力)に因り發航を爲し又は航海を繼續すること能はざるに至りたるるとき
- 右一乃至三の場合に於ては海員は其服役したる期間に對する給料を請求することを得又四及び五の場合に於ては海員は其雇止の日までの給料及び雇入港までの送還を請求することを得
海員が右の事由に因らずして雇止められたるときは其服役したる期間に對する給料の外一个月分の給料を請求することを得若し雇入港外に於て雇止めたるときは雇入港まで歸航するに必要なる期間に對する給料及び雇入港までの送還を請求することを得

(二)左の場合に於ては海員は其雇止を請求することを得

- 一 船舶が日本の国籍を喪失したるとき
 - 二 自己の過失に因らずして疾病に罹り又は傷痍を受け其職務に堪へざるに至りたるとき
 - 三 船長より虐待を受けたるとき
- 右の場合に於ては海員は其雇止の日までの給料及び雇入港までの送還を請求することを得
雇入期間の定なきときは海員は特約ある場合を除く外船舶が安全に碇泊し且積荷の陸揚及び旅客の上陸が終はりたる後に非ざれば其雇止を請求することを得ず

五 所有者の變更

航海中船舶の所有者が變更したるときは海員は新所有者に對し雇傭契約に因りて生じたる權利義務を有す

六 雇入期間

海員の雇入期間は一年を超ゆることを得ず若し之より長き期間を以て海員を雇入れたるときは其期間は之を一年に短縮す

海員の雇入は之を更新することを得但し其期間は更新の時より一年を超ゆべからず

七 雇入契約の終了

海員の雇入契約は左の場合に終了す

- 一 船舶が沈没したるとき
 - 二 船舶が修繕すること能はざるに至りたるとき
 - 三 船舶が捕獲せられたるとき
- 右の場合に於ては海員は終了の日までの給料及び雇入港までの送還を請求することを得

八 送還の費用

海員が雇入港までの送還を請求する権利を有する場合に於ては送還に代へて其費用を請求することを得

九 時效

海員の船舶所有者に對する債權は一年を経過したるときは消滅す

第三節 海損及び海難救助

(甲)海損

- 一 海損とは海上の事項より生ずる損害及び費用を云ふ而して船長が船舶及び積荷をして共同の危険を免れしむる爲め船舶又は積荷に付き爲したる處分に因りて生じたる損害及び費用は共同海損とす危険が過失に因りて生じたる場合には共同海損に因る求償權の外に利害關係人より過失者に

對し賠償の請求權を有するや勿論なり

二 共同海損の分擔者

共同海損は之に因りて保存し得たる船舶又は積荷の價格と運送賃の半額と共同海損たる利害の額との割合に應じて各利害關係人の分擔とす

三 分擔額

共同海損の分擔に付ては

- (一) 船舶の價格は到達の地及び時に於ける價格とし積荷の價格は陸揚の地及び時に於ける價格とす但し積積に付ては價格中より過失の場合に於て支拂ふに及ばざる運送賃其他の費用を控除す
 - (二) 分擔者の責任は船舶の到達又は積荷の引渡の時に於て現存する價額の限度とす
 - (三) 船舶に備付けたる武器、船員の給料、船員及び旅客の食料並に衣類は共同海損の分擔に付き其價額を算入せず但し此等の物に加へたる損害は他の利害關係人之を分擔す
 - (四) 船荷證券其他積荷の價格を評定するに足るべき書類な、して船積したる荷物又は屬具目錄に記載せざる屬具に加へたる損害は利害關係人に於て之を分擔するに及ばず
- 甲板に積込みたる荷物に加へたる損害も亦同じ但し沿岸の小航海は格別とす
- 右の積荷の利害關係人と雖も共同海損を分擔する責を免るることを得ず

(五) 共同海損たる損害の額は到達の地及び時に於ける船舶の價格又は陸揚の地及び時に於ける積荷の價格に依りて之を定む但し積荷に付ては其滅失又は毀損の爲め支拂ふに及ばざりし一切の費用を控除す

(六) 貨幣、有價證券其他の高價品に付ては荷送人が運送を委託するに當たり其種類及び價額を明告したるときに限り損害賠償の責に任す

(七) 船荷證券其他積荷の價格を評定するに足るべき書類に積荷の實價より低き價額を記載したるときは其積荷に加へたる損害の額は其記載したる價額に依りて之を定む

積荷の實價より高き實價を記載したるときは其積荷の利害關係人は其記載したる價額に應じて共同海損を分擔す

積荷の價格に影響を及ぼすべき事項に付き虚偽の記載を爲したる場合は右の例に依る

四 利害關係人が共同海損を分擔したる後船舶、其屬具若くは積荷の全部又は一部が其所有者に復したるときは其所有者は償金中より救助料及び一部滅失又は毀損に因りて生じたる額を控除したるものを返還すべし

五 船舶が雙方の船員の過失に因りて衝突したる場合に於て雙方の過失の輕重を判定すること能はざるときは其衝突に因りて生じたる損害は各船の船所有者平分して之を負擔す

六 共同海損は又は船舶の衝突に因りて生じたる債權は一年を経過したるときは消滅す

右の期間は共同海損に付ては其計算終了の時より之を起算す

七 船舶が天災(不可抗力)に因り發航港又は航海の途中に於て碇泊を爲す爲めに費用を要したる場合には共同海損の例に依る

(乙)海難救助

一 船舶又積荷の全部又一部が海難に遭遇せる場合に義務なくして之を救助するを海難救助と云ふ
海難の救助者は相當の救助料を請求することを得

二 救助料の金額

(一)救助料に付き特約なき場合に於て其額に關し争あるときは危險の程度、救助の結果、救助の爲めに要したる勞力及び費用其他一切の事情を斟酌して裁判所之を定む

海難に際し契約を以て救助料を定めたる場合に於て其額が著しく不相當なるときは當事者は其増加又は減少を請求することを得此場合に於ては右の例に依り裁判所之を定む

(二)救助料の額は特約なきときは救助せられたる物の價額に超ゆべからず
先順位の先取特權あるときは救助料の額は先取特權者の債權額を控除したる殘額に超ゆべからず

(三)數人が共同して救助を爲したる場合に於て救助料分配の割合は(一)の例に依る

人命の救助に従事したる者も右に依り救助料の分配を受くることを得

(四)救助に従事したる船舶が汽船なるときは救助料の三分の二、帆船なるときは其二分の一を船所有者に支拂ひ其殘額は折半して之を船長及び海員に支拂ふべし

右海員に支拂ふべき金額の分配は船長之を行ふ

之に反する契約は無効とす

三 救助料の分配

(一)船長が救助料の分配を爲すには航海を終はるまでに分配案を作り之を海員に告示すべし

(二)海員が右の分配案に對して異議の申立を爲さんとするときは其告示ありたる後異議の申立を爲し得る最初の港の管海官廳に之を爲すべし

管海官廳は異議を理由ありとするときは分配案を更正することを得

船長は異議の落著前には救助料の支拂を爲すべからず

(三)船長が分配案の作成を怠りたるときは管海官廳は海員の請求に依り船長に對して分配案の作成を命ずることを得

船長が右の命令に従はざるときは管海官廳は分配案を作ることを得

四 左の場合に於ては救助料を請求することを得ず

一 故意又は過失に依りて海難を惹起したるとき

二 正當の事由に依りて救助を拒まれたるに拘はらず強ひて之に従事したるとき

三 救助したる物品を隠匿し又は濫に之を處分したるとき

五 救助者は其債權に付き救助したる積荷の上に先取特權を有す此の先取特權は船舶債權者の先取特權に同じ但し積荷の上に存する先取特權は債務者が其積荷を第三取得者に引渡したる後は其積荷に付き之を行ふことを得ず

六 船長は救助料の債務者に代はりて其支拂に關する一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲す權限を有す

救助料に關する訴に於ては船長は自ら原告又は被告と爲ることを得但其訴に付き言渡したる判決は救助料の債務者に對しても其效力を有す

七 積荷の所有者は救助せられたる物を以て救助料を支拂ふ義務を負ふ

八 救助料の請求權は救助を爲したる時より一年を経過したるときは消滅す

第四節 船舶債權者

一 左の九種類の債權を有する者は之を船舶債權者と云ひ船舶、其屬具及び未だ受取らざる運送貨の

上に先取特權を有す

第一 船舶並に其屬具の競賣に關する費用及び競賣手續開始後の保存費

第二 最後の港に於ける船舶及び其屬具の保存費

第三 航海に關し船舶に課したる諸稅

第四 水先案内料及び挽船料

第五 救助料及び船舶の負擔に屬する共同海損

第六 航海繼續の必要に因りて生じたる債權

第七 雇傭契約に因りて生じたる船長其他の船員の債權

第八 船舶が其賣買又は製造の後未だ航海を爲さざる場合に於て其賣買又は製造並に艦裝に因りて生じたる債權及び最後の航海の爲めにする船舶の艦裝、食料並に燃料に關する債權

第九 第二種、第四種乃至第六種及び第八種を除く外船舶所有者が委付を許したる債權、

二 船舶債權者の先取特權は運送貨に付ては其先取特權の生じたる航海に於ける運送貨の上のみ存在す

三 船舶債權者の先取特權が互に競合する場合に於ては其優先權の順位は前掲一の順序に従ふ但し第四種乃至第六種の債權の間に在りては後に生じたるものは前に生じたるものに先づ

同一順位の先取特権者数人あるときは各其債権額の割合に應じて辨済を受く但し第四種乃至第六種の債権が同時に生ぜざりし場合に於ては後に生じたるものは前に生じたるものに先づ

先取特権が数回の航海に付て生じたる場合に於ては右に拘はらず後の航海に付て生じたるものは前の航海に付て生じたるものに先づ
船舶債権者の先取特権と他の先取特権と競合する場合に於ては船舶債権者の先取特権は他の先取特権に先づ

四 船舶所有者が船舶を譲渡したる場合に於ては譲受人は其譲渡を登記したる後先取特権者に對し一定の期間(一ヶ月以上の)内に其債権の申出を爲すべき旨を公告すべし
先取特権者 右の期間内に債権を申出でざりしときは其先取特権は消滅す

五 船舶債権者の先取特権は其發生後一年を経過したるときは消滅す但し第八條の先取特権は船舶の發航に依りて消滅す

六 船舶の抵當

登記したる船舶は抵當とすることを得るも質入れすることを得ず

船舶の抵當權は其屬具に及ぶ

船舶の抵當は不動産の抵當に同じ

〔參照〕

民法第三百六十九條 抵當權者ハ債務者又ハ第三者カ占有ヲ移サスシテ債務ノ擔保ニ供シタル不動産ニ付キ他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨權ヲ受クル權利ヲ有ス

地上權及ヒ永小作權モ亦之ヲ抵當權ノ目的ト爲スコトヲ得此場合ニ於テハ本章ノ規定ヲ準用ス

同 第三百七十條 抵當權ハ抵當地ノ上ニ存スル建物ヲ除ク外其目的タル不動産ニ附加シテ之ト一體ヲ成シタル物ニ及フ但設定行爲ニ別段ノ定アルトキ及ヒ第四百二十四條ノ規定ニ依リ債權者カ債務者ノ行爲ヲ取消スコトヲ得ル場合ハ此限ニ在ラス

同 第三百七十一條 前條ノ規定ハ果實ニハ之ヲ適用セス但抵當不動産ノ差押アリタル後又ハ第三取得者カ第三百八十一條ノ通知ヲ受ケタル後ハ此限ニ在ラス

第三取得者カ第三百八十一條ノ通知ヲ受ケタルトキハ其後一年內ニ抵當不動産ノ差押アリタル場合ニ限リ前項但書ノ規定ヲ適用ス

同 第三百七十二條 第二百九十六條、第三百四條及ヒ第三百五十一條ノ規定ハ抵當權ニ之ヲ準用ス

同 第三百七十三條 數個ノ債權ヲ擔保スル爲メ同一ノ不動産ニ付キ抵當權ヲ設定シタルトキハ

其抵當權ノ順位ハ登記ノ前後ニ依ル

同 第三百七十四條 抵當權者カ利息其他ノ定期金ヲ請求スル權利ヲ有スルトキハ其満期ト爲リタル最後ノ二年分ニ付テノミ其抵當權ヲ行フコトヲ得但其以前ノ定期金ニ付テモ満期後特別ノ登記ヲ爲シタルトキハ其登記ノ時ヨリ之ヲ行フコトヲ妨ケス

前項ノ規定ハ抵當權者カ債務ノ不履行ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スル權利ヲ有スル場合ニ於テ其最後ノ二年分ニ付テモ亦之ヲ適用ス但利息其他ノ定期金ト通シテ二年分ヲ起ユルコトヲ得ス(三十四年法律第三十六號ヲ以テ本項追加)

同 第三百七十五條 抵當權者ハ其抵當權ヲ以テ他ノ債權ノ擔保ト爲シ又同一ノ債務者ニ對スル他ノ債權者ノ利益ノ爲メ其抵當權若クハ其順位ヲ讓渡シ又ハ之ヲ拋棄スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ抵當權者カ數人ノ爲メニ其抵當權ノ處分ヲ爲シタルトキハ其處分ノ利益ヲ受クル者ノ權利ノ順位ハ抵當權ノ登記ニ附記ヲ爲シタル前後ニ依ル

同 第三百七十六條 前條ノ場合ニ於テハ第四百六十七條ノ規定ニ從ヒ主タル債務者ニ抵當權ノ處分ヲ通知シ又ハ其債務者カ之ヲ承諾スルニ非サレハ之ヲ以テ其債務者、保證人、抵當權設定者及ヒ其承繼人ニ對抗スルコトヲ得ス

主タル債務者カ前項ノ通知ヲ受ケ又ハ承諾ヲ爲シタルトキハ抵當權ノ處分ノ利益ヲ受クル者

ノ承諾ナクシテ爲シタル辨濟ハ之ヲ以テ其受益者ニ對抗スルコトヲ得ス

同 第三百七十七條 抵當不動産ニ付キ所有權又ハ地上權ヲ買受ケタル第三者カ抵當權者ノ請求ニ應シテ之ニ其代價ヲ辨濟シタルトキハ抵當權ハ其第三者ノ爲メニ消滅ス

同 第三百七十八條 抵當不動産ニ付キ所有權、地上權又ハ永小作權ヲ取得シタル第三者ハ第三百八十二條乃至第三百八十四條ノ規定ニ從ヒ抵當權者ニ提供シテ其承諾ヲ得タル金額ヲ拂渡シ又ハ之ヲ供託シテ抵當權ヲ滌除スルコトヲ得

同 第三百七十九條 主タル債務者、保證人及ヒ其承繼人ハ抵當權ノ滌除ヲ爲スコトヲ得ス

同 第三百八十條 停止條件附第三取得者ハ條件ノ成否未定ノ間ハ抵當權ノ滌除ヲ爲スコトヲ得ス

同 第三百八十一條 抵當權者カ其抵當權ヲ實行セント欲スルトキハ豫メ第三百七十八條ニ掲ゲタル第三取得者ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス

同 第三百八十二條 第三取得者ハ前條ノ通知ヲ受クルマテハ何時ニテモ抵當權ノ滌除ヲ爲スコトヲ得

第三取得者カ前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ一个月内ニ次條ノ送達ヲ爲スニ非サレハ抵當權ノ滌除ヲ爲スコトヲ得ス

前條ノ通知アリタル後ニ第三百七十八條ニ掲ケタル權利ヲ取得シタル第三者ハ前項ノ第三取得者カ濫除ヲ爲スコトヲ得ル期限内ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

同 第三百八十三條 第三取得者カ抵當權ヲ濫除セント欲スルトキハ登記ヲ爲シタル各債權者ニ左ノ書面ヲ送達スルコトヲ要ス

一 取得ノ原因、年月日、讓渡人及ヒ取得者ノ氏名、住所、抵當不動産ノ性質、所在、代價其他取得者ノ負擔ヲ記載シタル書面

二 抵當不動産ニ關スル登記簿ノ謄本但既ニ消滅シタル權利ニ關スル登記ハ之ヲ掲クルコトヲ要セス

三 債權者カ一个月内ニ次條ノ規定ニ從ヒ増價競賣ヲ請求セサルトキハ第三取得者ハ第一號ニ掲ケタル代價又ハ特ニ指定シタル金額ヲ債權ノ順位ニ從ヒテ辨濟又ハ供託スヘキ旨ヲ記載シタル書面

同 第三百八十四條 債權者カ前條ノ送達ヲ受ケタル後一个月内ニ増價競賣ヲ請求セサルトキハ第三取得者ノ提供ヲ承諾シタルモノト看做ス

増價競賣ハ若シ競賣ニ於テ第三取得者カ提供シタル金額ヨリ十分ノ一以上高價ニ抵當不動産ヲ賣却スルコト能ハサルトキハ十分ノ一ノ増價ヲ以テ自ラ其不動産ヲ買受クヘキ旨ヲ附言シ

第三取得者ニ對シテ之ヲ請求スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ債權者ハ代價及ヒ費用ニ付キ擔保ヲ供スルコトヲ要ス

同 第三百八十五條 債權者カ増價競賣ヲ請求スルトキハ前條ノ期間内ニ債務者及ヒ抵當不動産ノ讓渡人ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

同 第三百八十六條 増價競賣ヲ請求シタル債權者ハ登記ヲ爲シタル他ノ債權者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ其請求ヲ取消スコトヲ得ス

同 第三百八十七條 抵當權者カ第三百八十二條ニ定メタル期間内ニ第三取得者ヨリ債務ノ辨濟又ハ濫除ノ通知ヲ受ケサルトキハ抵當不動産ノ競賣ヲ請求スルコトヲ得

同 第三百八十八條 土地及ヒ其上ニ存スル建物カ同一ノ所有者ニ屬スル場合ニ於テ其土地又ハ建物ノミヲ抵當ト爲シタルトキハ抵當權設定者ハ競賣ノ場合ニ付キ地上權ヲ設定シタルモノト看做ス但地代ハ當事者ノ請求ニ因リ裁判所之ヲ定ム

同 第三百八十九條 抵當權設定ノ後其設定者カ抵當地ニ建物ヲ築造シタルトキハ抵當權者ハ土地ト共ニ之ヲ競賣スルコトヲ得但其優先權ハ土地ノ代價ニ付テノミ之ヲ行フコトヲ得

同 第三百九十條 第三取得者ハ競買人ト爲ルコトヲ得

同 第三百九十一條 第三取得者カ抵當不動産ニ付キ必要費又ハ有益費ヲ出ダシタルトキハ第百

九十六條ノ區別ニ從ヒ不動産ノ代價ヲ以テ最モ先ニ其償還ヲ受クルコトヲ得

同 第三百九十二條 債權者カ同一ノ債權ノ擔保トシテ數個ノ不動産ノ上ニ抵當權ヲ有スル場合

ニ於テ同時ニ其代價ヲ配當スヘキトキハ其各不動産ノ價額ニ準シテ其債權ノ負擔ヲ分ツ

或不動産ノ代價ノミヲ配當スヘキトキハ抵當權者ハ其代價ニ付キ債權ノ全部ノ辨濟ヲ受クル

コトヲ得此場合ニ於テハ次ノ順位ニ在ル抵當權者ハ前項ノ規定ニ從ヒ右ノ抵當權者カ他ノ不

動産ニ付キ辨濟ヲ受クヘキ金額ニ滿ソルマテ之ニ代位シテ抵當權ヲ行フコトヲ得

同 第三百九十三條 前條ノ規定ニ從ヒ代位ニ因リテ抵當權ヲ行フ者ハ其抵當權ノ登記ニ其代位

ヲ附記スルコトヲ得

同 第三百九十四條 抵當權者ハ抵當不動産ノ代價ヲ以テ辨濟ヲ受ケサル債權ノ部分ニ付テノミ

他ノ財産ヲ以テ辨濟ヲ受クルコトヲ得

前項ノ規定ハ抵當不動産ノ代價ニ先チテ他ノ財産ノ代價ヲ配當スヘキ場合ニハ之ヲ適用セス

但他ノ各債權者ハ抵當權者ヲシテ前項ノ規定ニ從ヒ辨濟ヲ受ケシムル爲メ之ニ配當スヘキ金

額ノ供託ヲ請求スルコトヲ得

同 第三百九十五條 第六百二條ニ定メタル期間ヲ超エサル貸借ハ抵當權ノ登記後ニ登記シタ

ルモノト雖モ之ヲ以テ抵當權者ニ對抗スルコトヲ得但其貸借カ抵當權者ニ損害ヲ及ホスト

キハ裁判所ハ抵當權者ノ請求ニ因リ其解除ヲ命スルコトヲ得

同 第三百九十六條 抵當權ハ債務者及ヒ抵當權設定者ニ對シテハ其擔保スル債權ト同時ニ非

サレハ時効ニ依リテ消滅セス

同 第三百九十七條 債務者又ハ抵當權設定者ニ非サル者カ抵當不動産ニ付キ取得時効ニ必要

ナル條件ヲ具備セル占有ヲ爲シタルトキハ抵當權ハ之ニ依リテ消滅ス

同 第三百九十八條 地上權又ハ永小作權ヲ抵當ト爲シタル者カ其權利ヲ拋棄シタルモ之ヲ以

テ抵當權者ニ對抗スルコトヲ得ス

七 船舶の先取持権は擔當權に先ちて之を行ひ得るの利益あり

八 船舶債權者に關する説明は製造中の船舶にも應用せらる

第五節 海上運送

(甲)物品運送

船主より船舶の全部又は一部を備船者の用に供し備船者より全部又は一部の積荷を供することを約
するときは之を備船契約と云ふ略言すれば船舶の全部又は一部を運送契約の目的とするものなり

一 航海の安全

船舶所有者は備船者又は荷送人に對し發航の當時船舶が安全に航海を爲すに堪ふることを擔保す

二 損害の賠償

船舶所有者は特約を爲したるときと雖も自己の過失、船員其他の使用人の悪意若くは重大なる過失又は船舶が航海に堪へざるに因りて生じたる損害を賠償する責を免るることを得ず其他は陸上の物品運送の場合に同じ（第十編第五章三の(乙)の(三)の第二参照）

三 船積

- (一) 法令に違反し又は契約に依らずして船積したる運送品は船長に於て何時にても之を陸揚し、若し船舶又は積荷に危害を及ぼす虞あるときは之を放棄することを得但し船長か之を運送するときは其船積の地及び時に於ける同種の運送品の最高の運送賃を請求することを得又之れが爲めに船舶所有者其他の利害關係人より損害賠償の請求を爲すの妨げとなることなし
- (二) 船舶の全部を以て運送契約の目的と爲したる場合に於て運送品を船積するに必要な準備が整頓したるときは船舶所有者は直ちに備船者に之を通知すべし
- 備船者が運送品を船積すべき期間の定ある場合に於ては其期間は右の通知ありたる日の翌日より之を起算す其期間經過の後に運送品を船積したるときは船舶所有者は特約なきときと雖も相當の報酬を請求することを得但し此の期間中には不可抗力に因りて船積を爲すこと能はざる日を算入せず

(三) 船長か第三者より運送品を受取るべき場合に於て其者を確知すること能はざるとき又は其者が運送品を船積せざるときは船長は直ちに備船者に之を通知すべし此場合に於ては船積期間内に限り備船者に於て運送品を船積することを得

(四) 備船者は運送品の全部を船積せざるときと雖も船長に對して發航の請求を爲すことを得備船者が右の請求を爲したるときは運送賃の全額の外運送品の全部を船積せざるに因りて生じたる費用を支拂ひ尙ほ船舶所有者の請求あるときは相當の擔保を供すべし

(五) 船積期間經過の後ほ備船者が運送品の全部を船積せざるときと雖も船長は直ちに發航を爲すことを得此場合に於ける運送賃、費用、擔保は(四)に同じ

(六) 簡箇の運送品を以て運送契約の目的と爲したるときは荷送人は船長の指圖に従ひ直ちに運送品を船積すべし

荷送人が運送品の船積を怠りたるときは船長は直ちに發航を爲すことを得此場合に於ては荷送人は運送賃の全額を支拂ふべし但し船舶所有者が他の運送品より得たる運送賃は之を控除す

(七) 運送品の一部に付き左の事由が生じたるときは備船者は船舶所有者の負擔を重からしめざる範圍内に於て他の運送品を船積することを得

(イ) 不可抗力に因りて滅失したるとき

(ロ)航海又は運送が法令に反するに至りたるとき
(ハ)不可抗力に因りて契約の目的を達することを能はざるに至りたるとき

四 解約

(一)發航前に於ては備船者は運送賃の半額を支拂ひて解約することを得
往復航海を爲すべき場合に於て備船者が其歸航の發航前に解約したるとき又は他港より船積港
に航行すべき場合に於て備船者が其船積港を發する前解約したるときは左の支拂を爲すべし

(イ)運送賃の三分の二

(ロ)運送品の價格に應じ共同海損又は救助の爲めに負擔すべき金額

運送品の全部又は一部を船積したる後右解約を爲したるときは其船積及び陸揚の費用は備船者
之を負擔す

備船者が船積期間内に運送品の船積を爲さざりしときは解約したるものと看做さる

備船者が解約したるときと雖も附隨の費用及び立替金を支拂ふ責を免るることを得ず

(二)發航後に於ては備船者は左の支拂を爲し又は相當の擔保を供するに非ざれば解約することを得ず

(イ)運送賃の全額

(ロ)附隨の費用

(ハ)立替金

(ニ)碇泊料

(ホ)運送品の價格に應じ共同海損又は救助の爲めに負擔すべき金額

(三)船舶の一部を以て運送契約の目的と爲したる場合に於て備船者が他の備船者及び荷送人と共
同せずして發航前に解約したるとき又は荷送人が解約したるときは運送賃の全額を支拂ふべし但
し船舶所有者が他の運送品より得たる運送賃は之を控除す

發航前と雖も備船者が既に運送品の全額又は一部を船積したるときは他の備船者及び荷送人の
同意を得るに非ざれば解約することを得ず

(四)航海又は運送が法令に反するに至りたるとき其他不可抗力に因りて契約の目的を達すること
能はざるに至りたるときは當事者は解約することを得

右の事由が發航後に生じたる場合に於て解約したるときは備船者は運送の割合に應じて運送賃
を支拂ふべし

(五)運送品の一部に付き不可抗力に因りて滅失し、航海又は運送が法令に反するに至りたるとき
其他不可抗力に因りて契約の目的を達すること能はざるに至りたるるときと雖も備船者又は荷送

人は解約することを得但し運送賃の全額を支拂ふべし

五 書類の交付

備船者又は運送人は船積期間内に運送に必要な書類を船長に交付すべし

六 陸揚

(一)船舶の全部又は一部を以て運送契約の目的と爲したる場合に於て運送品を陸揚するに必要な準備を整頓したるときは船長は直ちに荷受人に之を通知すべし

陸揚期間の定ある場合に於ては其期間は右の通知ありたる日の翌日より之を起算す其期間經過の後運送品を陸揚したるときは船舶所有者は特約なきときと雖も相當の報酬を請求することを得此の期間中には天災(不可抗力)に因りて陸揚を爲すこと能はざる日を算入せず

箇箇の運送品を以て運送契約の目的と爲したるときは荷受人は船長の指圖に従ひ直ちに運送品を陸揚すべし

(二)荷受人が運送品を受取りたるときは運送契約又は船舶證券の趣旨に従ひ右の支拂を爲すべき義務を負ふ

(イ)運送賃

(ロ)附隨の費用

(ハ)立替金

(ニ)碇泊料

(ホ)運送品の價格に應じ共同海損又は救助の爲め負擔すべき金額

船長は右の金額の支拂と引換に非ざれば運送品を引渡すに及ばず

船舶所有者は右金額の支拂を受くる爲め裁判所の許可を得て運送品を競賣することを得

船長が荷受人に運送品を引渡したる後と雖も船舶所有者は其運送品の上に権利を行使することを得但し引渡の日より二週間を経過したるとき又は第三者が其占有を取得したるときは格別なりとす

船舶所有者が右の権利を行はざるときは備船者又は荷送人に對する請求權を失ふ但し備船者又は荷送人は其受けたる利益の限度に於て償還を爲すべし

(三)荷送人が運送品を受取ることを得りたるときは船長は之を供託することを得此場合に於ては直ちに荷受人に之を通知すべし

荷受人を確知すること能はざるとき又は荷受人が運送品を受取ること拒みたる時は船長は運送品を供託すべし此場合に於ては直ちに備船者又は荷送人に之を通知すべし

七 運送賃

(一) 運送品の重量又は容積に依りて運送賃を定めたるときは其額は運送品引渡の當時に於ける重量又は容積に依る

(二) 期間に依りて運送賃を定めたるときは其額は運送品の船積著手の日より其陸揚終了の日までの期間に依る但し船舶が不可抗力に因り發航港若しくは航海の途中に於て碇泊を爲すべきとき又は航海の途中に於て船舶を修繕すべきときは其期間は之を算入せず

船積期間(三ノ二)又は陸揚期間(六ノ二)經過の後運送品の船積又は陸揚を爲したる日數亦同

(三) 船舶所有者は左の場合に於て運送賃の全額を請求することを得

一 船長が積荷を賣却又は質入したるとき

二 船長が積荷を航海の用に供したるとき

三 船長が積荷を處分したるとき

四 運送賃を請求し得ざる場合の取扱方は陸上運送に同じ(第十編第五章三の(二)の(三)の第一參看)

八 轉送

船舶の全部又は一部を以て運送契約の目的と爲したる場合に於て傭船者が更に第三者と傭船契約

を爲したるときは其契約の履行が船長の職務に屬する範圍内に於ては船舶所有者のみ第三者に對して履行の責に任す但し委付の權利を行ふことを妨げず

九 契約の終了

船舶契約(船舶の全部若しくは一部又は箇々の運送品を目的としたる場合)は左の事由に因りて終了す

一 船舶が沈没したるとき

二 船舶が修繕すること能はざるに至りたるとき

三 船舶が捕獲せられたるとき

四 運送品が不可抗力に因りて滅失したるとき

右の一乃至三の事由が航海中に生じたるときは傭船者は運送の割合に應じ運送品の價格を超えざる限度に於て運送賃を支拂ふべし

一〇 時効

船舶所有者の傭船者、荷送人又は荷受人に對する債權は一年にて消滅す
船舶所有者の責任は荷受人が運送品を受取りたる日より一年にて消滅す

一一 船荷證券

船長は備船者又は運送人より請求あるときは運送品の船積後直ちに一通又は數通の船荷證券を交付すべし船荷證券に付ては第七編第六章に説明せり

(乙)旅客運送

一 乗船切符

記名の乗船切符は之を他人に譲渡すことを得ず

二 食料

(一)旅客の航海中の食料は船舶所有者の負擔とす

(二)航海の途中に於て船舶を修繕すべきときは船舶所有者は其修繕中旅客に相當の住居及び食料を供すべし但し旅客の權利を害せざる範圍内に於て他の船舶を以て上陸港まで旅客を運送することを提供したるときは格別なりとす

三 手荷物

(一)旅客が契約に依り船中に携帯し得る手荷物に付ては船舶所有者は特約あるに非ざれば別に運送賃を請求することを得ず

(二)旅客が死亡したるときは船長は最も其相続人の利益に適すべき方法に依りて其船中に在る手荷物の處分を爲すべし

(三)手荷物の處分方は(甲)の(三)の(一)、(七)の(三)に同じ

四 運送賃

(一)旅客が乗船時期までに船舶に乗込まざるときは船長は發航を爲し又は航海を繼續することを得此場合に於ては旅客は運送賃の全額を支拂ふべし

(二)發航前に於ては旅客は運送賃の半額を支拂ひて解約することを得發航後に於ては旅客は運送賃の全額を支拂ふに非ざれば解約することを得ず

(三)旅客が發航前に死亡、疾病其他一身に關する不可抗力に因りて航海を爲すこと能はざるに至りたるときは船舶所有者は運送賃の四分の一を請求することを得

右の事由が發航後に生じたるときは船舶所有者は其選擇に従ひ運送賃の四分の一を請求し又は運送の割合に應じて運送賃を請求することを得

(四)旅客運送契約終了の事由(物品運送に同じ)が航海中に生じたるときは旅客は運送の割合に應じて運送賃を支拂ふべし

五 損害賠償の責任は陸上の旅客運送に同じ(第十編第五章の四參看)

航海の安全、船舶所有者の賠償義務、解約の原因、時効は海上の物品運送に同じ(本節(甲)の

二、三、一〇參看)

六 旅客運送を爲す爲め船舶の全部又は一部を運送契約の目的と爲したる場合には船舶所有者と備船者との關係は海上の物品運送(甲)に同じ

第六節 海上保險

一 性質

海上保險は航海に關する事故に因りて生ずることあるべき損害を填補するものにして損害保險と取扱方を同じふす(第七章參看)爰に其の特種の點を擧ぐれば左の如し

二 目的

保險者は保險期間中保險の目的に付き航海に關する事故に因りて生じたる一切の損害を填補する責に任す

三 保險價額

- (一) 保險者は被保險者が支拂ふべき共同海損の分擔額を填補する責に任す但し保險價額の一部を保險に付したる場合には保險者の負擔は保險金額の保險價額に對する割合に依りて之を定む
- (二) 船舶の保險に付ては保險者の責任が始まる時に於ける價額を以て保險價額とす
- (三) 積荷の保險に付ては其船積の地(及び時)に於ける價格及び船積並に保險に關する費用を以て保險價格とす

(四) 積荷の到達に因りて得べき利益又は報酬の保險に付ては契約を以て保險價額を定めざりしときは保險金額を以て保險價格としたるものと推定す

四 保險者の責任

- (一) 一航海に付き船舶を保險に付したる場合に於ては保險者の責任は荷物又は底荷の船積に著手したる時を以て始まる
- 荷物又は底荷の船積を爲したる後船舶を保險に付したるときは保險者の責任は契約成立の時を以て始まる

(二) 積荷を保險に付し又は積荷の到達に因りて得べき利益若くは報酬を保險に付したる場合に於ては保險者の責任は其積荷が陸地を離れたる時を以て始まり陸揚港に於て其陸揚が終了したる時を以て終はる

右何れの場合に於ても保險者の責任は到達港に於て荷物又は底荷の陸揚が終了したる時を以て終はる但其陸揚が不可抗力に因らずして遅延したるときは其終了すべかりし時を以て終はる

(三) 保險者の責任が始まる前に於て航海を變更したるときは保險契約は其效力を失ふ

保險者の責任が始まりたる後航海を變更したるときは保險者は其變更後の事故に付き責任を負ふことなし但し其變更が保險契約者又は被保險者の責に歸すべからざる事由に因りたるときは

格別なり

到達港を變更し其實行に着手したるときは保險したる航路を離れざるときと雖も航海を變更したるものと看做さる

(四) 被保險者が發航を爲し若くは航海を繼續することを怠り又は航路を變更し其他著しく危險を變更若くは増加したるときは保險者は其變更又は増加以後の事故に付き責任を負ふことなし但し其變更又は増加が事故の發生に影響を及ぼさざるとき又は保險者の負擔に歸すべき不可抗力若くは正當の理由に依りて生じたるときは格別なり

(五) 保險契約中に船長を指定したるときと雖も船長の變更は契約の效力に影響を及ぼさず

(六) 積荷を保險に付し又は積荷の到達に因りて得べき利益若くは報酬を保險に付したる場合に於て船舶を變更したるときは保險者は其變更以後の事故に付き責任を負ふことなし但し其變更が保險契約者又は被保險者の責に歸すべからざる事由に因りたるときは格別なり

(七) 保險契約を爲すに當たり荷物を積込むべき船舶を定めざりし場合に於て保險契約者又は被保險者が其荷物を船積したることを知りたるときは直ちに保險者に對して船舶の名稱及び國籍の通知を發することを要す

保險契約者又は被保險者が前項の通知を怠りたるときは保險契約は其效力を失ふ

(八) 保險者は左の損害又は費用を填補する責に任せず

第一 保險の目的の性質若くは瑕疵、其自然の消耗又は保險契約者若くは被保險者の惡意若くは重大なる過失に因りて生じたる損害

第二 船舶又は運送貨を保險に付したる場合に於て發航の當時安全に航海を爲すに必要な準備を爲さず又は必要な書類を備へざるに因りて生じたる損害

第三 積荷を保險に付し又は積荷の到達に因りて得べき利益若くは報酬を保險に付したる場合に於て傭船者、荷送人又は荷受人の惡意若くは重大なる過失に因りて生じたる損害

第四 水先案内料、入港料、燈臺料、檢疫料其他船舶又は積荷に付き航海の爲めに支出したる通常の費用

(九) 共同海損に非ざる損害又は費用が其計算に關する費用を算入せずして保險價額の百分の二を超えざるときは保險者は之を填補する責に任せず但し此の損害又は費用が保險價額の百分の二を超えたるときは保險者は其全額を支拂ふべし

當事者が契約を以て保險者の負擔せざる損害又は費用の割合を定めたる場合は右の例に依る

(十) 保險の目的たる積荷が毀損して陸揚港に到達したるときは保險者は其積荷が(毀損したる狀況に於ける價額の) 毀損せざる狀況に於て有すべかりし價額に對する割合を以て保險價額の一

部を填補する責に任ず

(十一)航海の途中に於て不可抗力に因り保険の目的たる積荷を賣却したるときは其賣却に依りて得たる代價の中より運送貨其他の費用を控除したるものと保険償額との差を於て保険者の負擔とす但し保険償額の二部を保険に付したる場合に於ては保険者の負擔は保険金額の保険償額に對する割合に依りて之を定む

右の場合に於て買主が代價を支拂はざるときは保険者は其支拂を爲すべし但し其支拂を爲したるときは被保険者が買主に對して有せる権利を取得す

五 海上保険證券

海上保険證券には左の事項を記載し保険者之に署名すべし

- (一) 保險の目的
- (二) 保險者の負擔したる危險
- (三) 保險償額
- (四) 保險金額
- (五) 保險料及び其支拂の方法
- (六) 保險期間の始期及び終期

(七) 保險契約者の氏名又は商號

(八) 保險契約の年月日

(九) 保險證券の作成地及び作成の年月日

(十) 船舶を保險に付したる場合に於ては其船舶の名稱、國籍並に種類、船長の氏名及び發航港、到達港又は寄航港の定あるときは其港名

(十一) 積荷を保險に付し又は積荷の到達に因りて得べき利益若くは報酬を保險に付したる場合に於ては船舶の名稱、國籍並に種類、船積港及び陸揚港

六 保險物の委付

(一) 左の場合に於ては被保險者は保險の目的を保險者に委付して保險金額の全部を請求することを得

第一 船舶が沈没したるとき

第二 船舶の行方が知れざるとき

船舶の存否が六ヶ月間分明ならざるときは其船舶は行方の知れざるものとす

保險期間の定ある場合に於て其期間が右の期間内に經過したるときと雖も被保險者は委付を爲すことを得但船舶が保險期間内に滅失せざりしとの證明ありたるときは其委付は無効とす

第三 船舶が修繕すること能はざるに至りたる時

船長が直ちに他の船舶を以て積荷の運送を繼續したるときは被保険者は其積荷を委付するこ
とを得ず

第四 船舶又は積荷が捕獲せられたるとき

第五 船舶又は積荷が官の處分に依りて押收せられ六ヶ月間解放せられざる時

(二)被保険者が委付を爲さんと欲するときは三ヶ月内に保険者に之を通知すべし

右の期間は第一、第三及び第四の場合に於ては被保険者が其事由を知りたる時より之を起算し
又再保険の場合に於ては其被保険者が自己の被保険者より委付の通知を受けたる時より之を起
算す

(三)委付は單純ならざるべからず

委付は保険の目的の全部に付て之を爲すべし但し委付の原因が其一部に付て生じたる時は其
部分に付てのみ之を爲すことを得

保険價格の一部を保険に付したる場合に於ては委付は保険金額の保険價額に對する割合に應じ
て之を爲すことを得

(四)被保険者が委付を承認したるときは後日其委付に對して異議を述べることを得ず

(五)被保険者は委付に因り被保険者が保険の目的に付き有せる一切の権利を取得す

被保険者が委付を爲したるときは保険の目的に關する證書を被保険者に交付すべし

(六)被保険者は委付を爲すに當たり保險者に對し保險の目的に關する他の保險契約並に其負擔に
屬する債務の有無及び其種類を通知すべし

被保険者は右の通知を受くるまでは保険金額の支拂を爲すに及ばず

被保険者が委付を承認せざる時は被保険者は委付の原因を證明したる後に非ざれば保険金額の
支拂を請求することを得ず

第十一篇 商法改正の要點

商法改正の要點を擧ぐれば左の如し

一 無能力者の營業に付ては其の意味を廣むる爲め

法定代理人が親族會の同意を得て無能力者の爲めに商業を營むときは登記を爲すこととし又法定代
理人の代理權に加へたる制限は之を知らざる第三者に對抗することを得ざることとせり

二 商業帳簿に付ては

(一)財産目録の記載を明瞭ならしむる爲め財産目録には動産、不動産、債權其他の財産に價格を附

して之を記載し其價格は財産目録調製の時に於ける價額に超ゆることを得ざることとせり

(二)裁判所を干渉せしむる爲め裁判所は申立に因り又は職權を以て訴訟の當事者に其商業帳簿の提出を命じ得ることとせり

三 商業使用人に付ては支配人の共同代理を認むる爲め

商人は數人の支配人が共同して代理權を行ふべき旨を定むることを得而して支配人の一人に對して爲したる意思表示は主人に對して其效力を生ずることとし隨て事項及び其變更並に消滅をも登記することとせり

四 代理者に付ては留置權を擴張する爲め

有價證券をも留置し得ることとせり

五 會社に付ては

(一)會社の意味を廣むる爲め營利を目的とする社團にして本編の規定に依り設立したるものは商行爲を爲すを業とせざるも之を會社と看做すこととせり

(二)會社の財産を確保する爲め會社は他の會社の無限責任社員と爲ることを得ざることとせり

(三)會社の合併を認むる爲め會社は合併を爲すことを得而して合併に因りて會社を設立する場合に於ては定款の作成其他設立に關する行爲は各會社に於て選任したる者共同して之を爲すべきこと

とせり

(四)會社登記の期間起算點を明らかならしむる爲め登記すべき事項にして官廳の許可を要するものは其許可書の到達したる時より登記の期間を起算することとせり

(五)社員の共同代理を證する爲め數人の社員が共同し又は社員が支配人と共同して會社を代表することを明示し又之を定めたるときは其代表に關する規定を登記することとせり

(六)合名會社の組織の變更を認むる爲め合名會社は總社員の同意を以て其組織を變更して之を合資會社と爲すことを得而して會社は組織變更に付き債權者の承認を得たる後二週間に其本店及び支店の所在地に於て合名會社に付ては解散の登記を爲し合資會社に付ては設立の登記を爲すべきこととせり

(七)合名會社に有限責任社員の加入を許す爲め合名會社は總社員の同意を以て有限責任社員を加入せしめ之を合資會社と爲すことを得此場合に於ては合資會社と爲りたる時より二週間に右と同様の登記を爲すべきこととせり

(八)清算を明瞭ならしむる爲め

(イ)清算人の選任ありたるときは其清算人は二週間に本店及び支店の所在地に於て左の登記を爲し

- 一 清算人の氏名、住所
- 二 會社を代表すべき清算人を定めたるときは其氏名
- 三 數人の清算人が共同して會社を代表すべきことを定めたるときは其代表に關する規定
- (ロ) 會社は辨濟期に至らざる債權と雖も之を辨濟すべし又條件附債權又は存續期間の不確定なる債權は裁判所に於て選任したる鑑定人の評價に従ひて之を辨濟すべし
- (ハ) 裁判所が數人の清算人を選任する場合に於て會社を代表すべき者を定めず又は數人が共同して會社を代表すべきことを定めざるときは其清算人は各自會社を代表す
- (ニ) 選任の登記事項中に變更を生じたるときは清算人は二週間に本店及び支店の所在地に於て之を登記すべきこととせり
- (九) 會社設立の無効の訴を認むる爲め
- (イ) 會社が事業に着手したる後社員が其設立の無効なることを發見したるときは訴を以てのみ其無効を主張することを得
- (ロ) 此訴は本店の所在地の地方裁判所の管轄に專屬す而して數箇の訴が同時に繫屬するときは辯論及び裁判は併合して之を爲す
- (ハ) 設立を無効とする判決は當事者に非ざる社員に對しても其效力を有す

(ニ) 原告が敗訴したる場合に於て惡意又は重大なる過失ありたるときは會社に對し連帶して損害賠償の責に任す

(ホ) 設立を無効とする判決が確定したるときは本店及び支店の所在地に於て其登記を爲す

(ヘ) 設立を無効とする判決が確定したるときは解散の場合に準じて清算を爲すべく此場合に於ては裁判所は利害關係人の請求に因り清算人を選任す

設立を無効とする判決は會社と第三者との間に成立したる行爲の效力に影響を及ぼさず

(十) 會社 設立取消の登記を認むる爲め會社が事業に着手したる後其設立が取消されたるときは二週間に本店及び支店の所在地に於て其登記を爲すべきこととせり

(十一) 合資會社に付ても組織の變更を認めたり

(十二) 株式申込の取消を認むる爲め一定の時期までに會社が成立せざるときは株式の申込を取消し得べきことを申込證に記載することとせり

(十三) 會社設立の發起人の責任を明らかならしむる爲め

(イ) 會社を代表すべき取締役を定めたるときは其氏名及び數人の取締役が共同し又は取締役が支配人と共同して會社を代表すべきことを定めたるときは其代表に關する規定を登記す

(ロ) 發起人が會社の設立に關し其任務を怠りたるときは其發起人は會社に對し連帶して損害賠償

の責に任ず

(ハ) 發起人に悪意又は重大なる過失ありたるときは其發起人は第三者に對しても連帶して損害賠償の責に任ず

(ニ) 會社が設立せざる場合に於ては發起人は會社の設立に關して爲したる行爲に付き連帶して其責に任ず此場合に於て會社の設立に關して支出したる費用は發起人の負擔とす

(ホ) 取締役又は監査役が任務を怠りたるに因り會社又は第三者に對して損害賠償の責に任ずべき場合に於て發起人も亦其責に任ずべき時は其取締役、監査役及び發起人は之を連帶債務者とす

(十四) 株主の失權を明白ならしむる爲め

(イ) 會社が株主に對し其權利を失ふべき旨を通知するときは會社は其通知すべき事項を公告す

(ロ) 株主が其權利を失ひたるときは會社は直ちに其株主の氏名、住所及び株券の番號を公告することとせり

(十五) 無記名式の株券に制限を加ふる爲め無記名式の株券を有する者が株主の權利を行はんとするときは其權利の行使に必要な員數の株券を會社に供託することとせり

(十六) 會社の事業を監督する爲め總會は取締役の提出したる書類及び監査役の報告書を調査せしむる爲め特に検査役を選任し得ることとせり

(十七) 總會の決議に對する救済方法を確實ならしむる爲め

(イ) 總會招集の手續又は其決議の方法が法令又は定款に反するときは株主、取締役又は監査役は訴を以てのみ其決議の無効を主張することを得

(ロ) 株主は總會に於て決議に對し異議を述べたるとき又は正當の理由なくして總會に出席することを拒まれたるときに限り又株主が總會に出席せざる場合に於ては自己に對する總會招集の手續が法令又は定款に反することを理由とするときに限り右の訴を提起することを得

(ハ) 決議の日より一个月内に之を提起すべし
口頭辯論は右の期間を経過したる後に非されは之を開始することを得ず
訴の提起及び口頭辯論の期日は取締役遅滞なく之を公告することを要す

(ニ) 株主が決議無効の訴を提起したるときは會社の請求に因り相當の擔保を供すべし

(ホ) 決議したる事項の登記ありたる場合に於て其決議を無効とする判決が確定したるときは本店及び支店の所在地に於て其登記を爲す

(十八) 會社と取締役との關係を明かならしむる爲め會社と取締役との間の關係は委任に關する規定に従ふこととせり

(十九) 取締役の責任を廣むる爲め取締役が其任務を怠りたるときは其取締役は會社に對し連帶して

損害賠償の責に任ず其取締役が法令又は定款に反する行為を爲したるときは株主總會の決議に依りたる場合と雖も其取締役は第三者に對し連帶して損害賠償の責に任ず

(二十)社債を正確ならしむる爲め

(イ)社債原簿に數回に分ちて社債の拂込を爲さしむるときは其拂込の金額及び時期并に各社債に付き拂込みたる金額及び拂込の年月日を記載す

(ロ)會社は前に募集したる社債總額の拂込を爲さしめたる後に非ざれば更に社債を募集することを得ず

(ハ)社債の募集に應せんとする者は社債申込證二通に其引受くべき社債の數及び住所を記載し之に署名すべし

(ニ)社債申込證は取締役之を作り之に左の事項を記載す

一 會社の商號

二 第七十三條第三號乃至第七號に掲げたる事項

三 社債發行の價額又は其最低價額

四 會社の資本及び拂込みたる株金の總額

五 最終の貸借對照表に依り會社に現存する財産の額

六 前に社債を募集したるときは其償還を了はらざる總額

又社債發行の最低價額を定めたる場合に於ては社債申込證に應募價額を記載す

(ホ)社債の募集が完了したるときは取締役は直ちに各社債に付き其全額又は第一回の拂込を爲さしむ

(ヘ)取締役は右の拂込ありたる日より二週間に本店及び支店の所在地に於て登記を爲す

(ト)債券は社債全額の拂込ありたる後に非ざれば之を發行することを得ず

債券には會社の商號及び第七十三條第二號乃至第六號に掲げたる事項を記載し取締役之に署名す

(二十一)定款の變更を町重にする爲め

(イ)定款の變更に關する議案の要領は通知及び公告に之を記載す

(ロ)株券を供託せざる者は總株主の員數に之を算入せず

(二十二)會社の資本を増加し新株を發行する爲め

(イ)會社が其資本を増加する場合に於て金錢以外の財産を以て出資の目的と爲す者あるときは其者、其財産の種類、價格及び之に對して與ふる株式の數は資本増加の決議と同時に之を決議す
(ロ)株式申込證は取締役之を作り之に左の事項を記載す

- 一 會社の商號
 - 二 増加すべき資本の總額
 - 三 資本増加の決議の年月日
 - 四 第一回拂込の金額
 - 五 額面以上の價額を以て株式を發行する場合に於ては其旨
 - 六 前條の規定に依りて決議したる事項
 - 七 優先株を發行する場合に於ては其種類及び其各種の株式の數
 - 八 一定の時期までに資本増加の登記を爲さざるときは株式の申込を取消すことを得べきこと
- 數種の優先株を發行する場合に於ては株式申込人は株式申込證に其引受くべき株式の種類及び各種の株式の數を記載すべし

三十三 會社の資本を減少し株式を併合する爲め

(イ) 資本減少の爲め株式を併合すべき場合に於ては會社は株主に對して一定の期間内に株券を會社に提供すべき旨及び其期間内に之を提供せざるときは株主の權利を失ふべき旨を通知することを得

(ロ) 會社が右の手續を踐みたるも株主が株券を提供せざるときは株主が株券を提供したる場合に

於て合併に適せざるときは其權利を失ふ

右の場合に於て會社は新に發行したる株式を競賣し且株數に應じて其代金を従前の株主に交付すべし

(ハ) 株式合併の場合に於て従前の株式を目的とする質權は併合に因りて株主が受くべき株式及び金錢の上に存在す

三十四 發起人、重役、支配人、清算人の責任を重からしむる爲め

(イ) 發起人、取締役、株式合資會社の業務を執行する社員、監査役、検査役又は株式會社若しくは株式合資會社の支配人は左の場合に於ては一年以下の懲役若しくは禁錮又は千圓以下の罰金に處す

- 一 會社の設立若しくは資本増加又は其登記を爲し若しくは之を爲さしむる目的を以て株式總數の引受又は資本に對する拂込額に付き裁判所又は總會を欺罔したるとき
- 二 何人の名義を以てするを問はず會社の計算に於て不正に其株式を取得し又は質權の目的として之を受けたるとき
- 三 法令又は定款の規定に違反して利益又は利息の配當を爲したるとき
- 四 會社の營業の範圍外に於て投機取引の爲めに會社財産を處分したるとき

前項の規定は刑法に正條ある場合には適用せず

- (ロ) 發起人、會社の業務を執行する社員、取締役、外國會社の代表者、監査役又は清算人は左の場合に於ては十圓以上千圓以下の過料に處す但其行爲に付き刑を科すべきときは此限に在らず
- 一 官廳又は總會に對し不實の申述を爲し又は事實を隱蔽したるとき
 - 二 第七十八條乃至第八十條の規定に違反して合併、會社財産の處分、資本の減少又は組織の変更を爲したるとき
 - 三 検査役の調査を妨げたるとき
 - 四 第五百五十一條第二項の規定に違反して株式を消却したるとき
 - 五 第五百五十五條第一項の規定に違反して株券を無記名式と爲したるとき
 - 六 第七十四條第二項又は民法第八十一條の規定に違反し破産宣告の請求を爲すことを怠りたるとき
 - 七 第九十四條の規定に違反し準備金を積立てざるとき
 - 八 第二百條の規定に違反して社債を募集し又は第二百五條第一項の規定に違反して債券を發行したるとき
 - 九 第二百六十條の規定に依る裁判所の命令に違反したるとき

- 十 會社が裁判所の命令に因りて解散したる場合に於て清算人に事務の引渡を爲さざるとき
- 十一 清算の結了を遅延せしむる目的を以て民法第七十九條の期間を不當に定めたるとき
- 十二 民法第七十九條の期間内に或債權者に辨済を爲し又は第九十五條の規定に違反して會社財産を分配したるとき

- (ハ) 發起人、會社の業務を執行する社員、取締役、外國會社の代表者、監査役又は清算人は左の場合に於ては五圓以上五百圓以下の過料に處す但其行爲に付き刑を科すべきときは此限に在らず
- 一 本編に定めたる登記を爲すことを怠りたるとき
 - 二 本編に定めたる公告若しくは通知を爲すことを怠り又は不正の公告若しくは通知を爲したるとき
 - 三 本編の規定に依り閲覧を許すべき書類を正當の理由なくして閲覧せしめざりしとき
 - 四 本編の規定に依る検査又は調査を妨げたるとき
 - 五 第四十六條の規定に違反して開業の準備に着手したるとき
 - 六 第二百二十六條第二項、第二百三條第二項、第二百十二條の三第一項及び第二百三十八條第二項の規定に違反し株式申込證又は社債申込書を作らず、之に記載すべき事項を記載せず又は不正のの記載を爲したるとき

七 第四百七十七條第一項又は第二百七十七條第三項の規定に違反して株券を發行したるとき

八 株券又は債券に記載すべき事項を記載せず又は不正の記載を爲したるとき

九 定款、株主名簿、社債原簿、總會の決議録、財産目録、貸借對照表、營業報告書、事務報告書、損益計算書及び準備金並に利益又は利息の配當に關する議案を本店若しくは支店に備へ置かず、之に記載すべき事項を記載せず又は之に不正の記載を爲したるとき

十 第七百七十四條第一項又は第九百九十八條第二項の規定に違反し株主總會を招集せざるとき

六 有價證券に付ては其意味を廣め且つ明瞭ならしむる爲め

金錢其他の物又は有價證券の給付を目的とする有價證券の所持人と改めたり

七 運送取扱營業に付ては運送取扱人の貨物引換證作成權を認むる爲め

運送取扱人が委託者の請求に因りて貨物引換證を作りたるときは自ら運送を爲すものと看做さるることとせり

八 運送營業に付ては

(一) 貨物引換證の效力を確實ならしむる爲め

(イ) 貨物引換證を作りたるときは運送品に關する處分は貨物引換證を以てするに非ざれば之を爲すことを得ず

(ロ) 貨物引換證は記名式なるときと雖も裏書に依りて之を讓渡することを得但し貨物引換證に裏書を禁ずる旨を記載したるときは此限に在らず

(ハ) 貨物引換證に依り運送品を受取るときを得べき者に貨物引換證を引渡したるときは其引渡は運送品の上に行使する權利の取得に付き運送品の引渡と同一の效力を有す

(ニ) 預證券及び質入證券の效力を確實ならしむる爲め

(イ) 預證券の所持人は寄託物を以て預證券に記載したる債權額及び利息を辨濟する義務を負ふ

(ロ) 質入證券所持人の債權の辨濟は倉庫營業者の營業所に於て之を爲すべし

(ハ) 質入證券の所持人は先づ寄託物に付き辨濟を受け尙ほ不足あるときは其裏書人に對して不足額を請求することを得

(ニ) 質入證券所持人の預證券所持人に對する請求權は辨濟期より一年、質入證券裏書人に對する請求權は寄託物に付き辨濟を受けたる日より六個月、質入證券裏書人の其前者に對する請求權は償還を爲したる日より六個月を経過したるときは時効に因りて消滅す

(ホ) 寄託物が同種類にして同一の品質を有し且分割することを得べき物なるときは預證券の所持人は債權額の一部及び其辨濟期までの利息を供託し其割合に應じて寄託物の一部の返還を請求することを得此場合に於て倉庫營業者は供託を受けたる金額及び返還したる寄託物の數量を預

證券に記載し且つ其旨を帳簿に記載す

寄託物の一部出庫に關する費用は預證券の所持人之を負擔す

右の場合に於て質入證券の所持人の権利は供託金の上に存在す

(ハ)第二百八十六條第一項及び第二項の規定は寄託者又は預證券の所持人が寄託物を受取ること
を拒み又は之を受取ること能はざる場合に之を準用す此場合に於て質入證券の所持人の権利は
競買代金の上に存在す

(三)倉荷證券を認むる爲め

(イ)倉庫營業者は寄託者の請求あるときは預證券及び質入證券に代へて倉荷證券を交付すべし

(ロ)倉荷證券は預證券と同じ取扱を爲す

(ハ)倉荷證券を以て質權の目的と爲したる場合に於て質權者の承諾あるときは寄託者は債權の辨
濟期前と雖も寄託物の一部の返還を請求することを得此場合に於て倉庫營業者は返還したる寄
託物の種類、品質及び數量を倉荷證券に記載し且つ其旨を帳簿に記載すべし

九 保險に付ては

(一)保險契約者の背信行爲に對し解約を認むる爲め

(イ)保險契約の當時保險契約者が惡意又は重大なる過失に因り重要なる事實を告げず又は重要な

事項に付き不實の事を告げたるときは保險者は契約の解除を爲すことを得但し保險者が其事
實を知り又は過失に因りて之を知らざりしときは此限に在らず

(ロ)右の解除權は保險者が解除の原因を知りたる時より一个月間之を行はざるとき又は契約の時
より五年を経過したるときは消滅す

(ハ)保險者が契約の解除を爲したるときは其解除は將來に向てのみ其效力を生ず

(ニ)保險者は危險發生の後解除を爲したる場合に於ても損害を填補する責に任ず若し既に保險
金額の支拂を爲したるときは其返還を請求することを得但し保險契約者に於て危險の發生が其
告げ又は告げざりし事實に基かざることを證明したるときは此限に在らず

(三)他人の生命を目的としたる場合の權利義務を明瞭ならしむる爲め

(イ)他人の死亡に因りて保險金額の支拂を爲すべきことを定むる保險契約には其者の同意あるこ
とを要す但し被保險者が保險金額を受取るべき者なきときは此限に在らず

右の保險契約に因りて生じたる權利の讓渡には被保險者の同意あることを必要とす

保險契約者が被保險者なる場合に於て保險金額を受取るべき者が其權利を讓渡するとき又は權利
を讓受けたる者が更に之を讓渡すとき亦同じ

(ロ)保險金額を受取るべき者が第三者なるときは其第三者は當然保險契約の利益を享受す但し保

險契約者が別段の意思を表示したるときは其意思に従ふ

右但書の規定に依り保險契約者が保險金額を受取るべき者を指定又は變更する權利を有する場合に於て其權利を行はずして死亡したるときは保險金額を受取るべき者の權利は之に因りて確定す

(ハ)保險金額を受取るべき者が被保險者に非ざる第三者なる場合に於て其者が死亡したるときは保險契約者は更に保險金額を受取るべき者を指定することを得

保險契約者が右の權利を行はずして死亡したるときは保險金額を受取るべき者の相続人を以て保險金額を受取るべき者とす

(ニ)保險契約者が契約後保險金額を受取るべき者を指定又は變更したるときは保險者に其指定又は變更を通知するに非ざれば之を以て保險者に對抗することを得ず

一〇 爲替手形に付ては

(一)無記名式の爲替手形を認むるが爲め

振出人は爲替手形に受取人の氏名又は商號と共に其爲替手形の所持人が支拂を受くることを得べき旨を記載することを得

前項の爲替手形は無記名式のもの同一の效力を有す

(二)支拂地の記載を改むる爲め

支拂人の氏名又は商號に附記したる地を支拂地とし又支拂人の氏名若くは商號に附記したる地は之を其營業所又は住所の所在地と看做せり

(三)償還請求の方法を改むる爲め

(イ)所持人が償還の請求を爲さんと欲するときは満期日又は其後二日以内に支拂を求むる爲め爲替手形を支拂人に呈示し、若し手形金額の支拂なきときは同一期間内に支拂拒絶證書を作らしむることを要す但し此期間には休日不算入せず

右の場合に於ては所持人は其直接の前者に對し拒絶證書作成の日又は其後二月内に償還請求の通知を發することを要す

(ロ)裏書人が其後者より償還請求の通知を受けたるときは其直接の前者に對し通知を受けたる日又は其後二日以内に償還請求の通知を發することを要す

(ハ)所持人又は裏書人が其直接の前者に非ざる前者に對して償還請求の通知を發したるときは其者の後者に對し之に因りて生じたる損害を賠償する責に任じ且つ利息及び費用の償還を請求する權利を失ふ

所持人又は裏書人が其前者の何れに對しても通知を發せざりしときは其前者全員に對する權利

義務に付ても亦同じ

(ニ)裏書人が裏書を爲すに當たり裏書地を記載せざりしときは償還請求の通知は其直接の前者に對して之を爲すことを要す

右は裏書地を記載せざりし裏書人に對する權利義務には之を適用せず振出地を記載せざりしとき亦同じ

(ホ)所持人又は裏書人が其前者に對し第四百八十七條の二又は第四百八十八條の期間内に書面を發送したる事實あるときは其事實に付き通信官署又は公衆通信取扱所の證ある場合に限り其書面は之を償還請求の通知書と推定す

(ハ)支拂拒絶證書の作成を免除したる者に對しては所持人は支拂拒絶證書作成の期間内に支拂を求むる爲め爲替手形を呈示したるものと推定す

(四)拒絶證書の形式を改むる爲め

(イ)拒絶證書には左の事項を記載し公證人又は執達吏之に署名捺印することを要す

一 拒絶者及び被拒絶者の氏名又は商號

二 拒絶者に對する請求の趣旨及び拒絶者が其請求に應せざりしこと、拒絶者に面會すること能はざりしこと又は其營業所、住所若しくは居所が知れざりしこと

三 前號の請求を爲し又は之を爲すこと能はざりし地及び年月日

四 法定の場所に於て拒絶證書を作るときは拒絶者が之を承諾したること

五 參加引受又は參加支拂あるときは參加の種類及び參加人並に被參加人の氏名又は商號

六 拒絶證書作成の場所及び年月日

(ロ)支拂拒絶證書の作成は爲替手形又は附箋に依りて之を爲す

(ハ)爲替手形の數通の複本又は原本及び謄本を呈示したる場合に於て支拂拒絶證書を作るときは其作成は一通の複本若しくは原本又は附箋に依りて之を爲すを以て足る之に依りて支拂拒絶證書を作りたるときは他の複本又は謄本に其旨を記載することを要す

(ニ)支拂拒絶の場合を除く外拒絶證書の作成は爲替手形若しくは其謄本の寫本又は附箋に依りて之を爲す

(ホ)爲替手形、複本、原本又は爲替手形若しくは其謄本の寫本に依りて拒絶證書を作る場合に於ては第五百十五條に掲げたる事項を其裏面に記載したる事項に接續して之を記載することを要す
附箋に依る場合に於ては公證人又は執達吏は其接目に契印を爲すことを要す

(ヘ)公證人又は執達吏が拒絶證書を作りたるときは其謄本に左の事項を記載し之を其役場に備ふることを要す

- 一 手形金額
- 二 振出人、支拂人及び受取人の氏名又は商號
- 三 振出の年月日
- 四 満期日及び支拂地
- 五 支拂擔當者、豫備支拂人又は參加引受人あるときは其氏名又は商號

一 小切手に付ては

- (一) 呈示期間を十日に改む
- (二) 小切手の振出人は呈示期間經過前には支拂の委託を取消すことを得ず
- (三) 支拂人は呈示期間經過の後と雖も小切手の支拂を爲すことを得
- (四) 小切手の所持人が支拂人の加入したる手形交換所に小切手を提出したるときは支拂地に於て支拂を求むる爲め之を呈示したると同一の效力を有す
- (五) 振出人が支拂人をして支拂を爲さしめ得る金額を超えて小切手を振出したるときは五圓以上千圓以下の科料に處す

二 海商に付ては

- (一) 委付を明確ならしむる爲め

登記したる船舶の委付は登記をなすに因りて其效力を生ずることとせり

(二) 海難救助を奨励する爲め

- (イ) 船舶又は積荷の全部又は一部が海難に遭遇せる場合に於て義務なくして之を救助したる者は其結果に對し相當の救助料を請求することを得
- (ロ) 救助料に付き契約なき場合に於て其額に付き争あるときは危険の程度、救助の結果、救助の爲めに要したる勞力及び費用其他一切の事情を斟酌して裁判所之を定む
- (ハ) 海難に際し契約を以て救助料を定めたる場合に於て其額が著しく不相當なるときは當事者は其増加又は減少を請求することを得此場合に於ては(ロ)の例に依る
- (ニ) 救助料の額は特約なきときは救助せられたる物の價額に超ゆることを得ず
- 先順位の先取特権あるときは救助料の額は先取特権者の債權額を控除したる殘額に超ゆることを得ず
- (ホ) 數人が共同して救助を爲したる場合に於て救助料分配の割合に付ては(ロ)の例に依る
- 人命の救助に従事したる者も右の例に倣ひ救助料の分配を受くることを得
- (ヘ) 救助に従事したる船舶が汽船なるときは救助料の三分の二、帆船なるときは其二分の一を船舶所有者に支拂ひ其殘額は折半して之を船長及び海員に支拂ふことを要す

(ト)右に依り海員に支拂ふべき金額の分配は船長之行ふ此場合に於ては(ホ)の例に依る之に反する契約は無効とす

船長が救助料の分配を爲すには航海を終はるまでに分配案を作り之を海員に告示することを要す

海員が分配案に對して異議の申立を爲さんとするときは其告示ありたる後異議の申立を爲すことを得る最初の港の管海官廳に之を爲すことを要す

管海官廳は異議を理由ありとするときは分配案を更正することを得

船長は異議の落着前には救助料の支拂を爲すことを得ず

船長が分配案の作成を怠りたるときは管海官廳は海員の請求に因り船長に對して分配案の作成を命ずることを得

船長が前項の命令に従はざるときは管海官廳は分配案を作ることを得

(チ)左の場合に於ては救助者は救助料を請求することを得ず

一 故意又は過失に因りて海難を惹起したるとき

二 正當の事由に因りて救助を拒まれたるに拘はらず強ひて之に従事したるとき

三 救助したる物品を隠匿し又は濫に之を處分したるとき

(リ)救助者は其債權に付き救助したる積荷の上に先取特權を有す

前項の先取特權は船舶債權者の先取特權の例に依る

(ヌ)船長は救助料の債務者に代はりて其支拂に關する一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲す權限を有す

救助料に關する訴に於ては船長は自ら原告又は被告と爲ることを得但し其訴に付き言渡したる判決は救助料の債務者に對しても其效力を有す

(ル)積荷の所有者は救助せられたる物を以て救助料を支拂ふ義務を負ふ

(ヲ)積荷の上に存する先取特權は債務者が其積荷を第三取得者に引渡したる後は其積荷に付き之を行ふことを得ず

(フ)救助料の請求權は救助を爲したる時より一年にて消滅す

附錄

商法

- 第一編 總則
 - 第一章 法例
 - 第二章 商人
 - 第三章 商業登記
 - 第四章 商號
 - 第五章 商業帳簿
 - 第六章 商業使用人
 - 第七章 代理商
- 第二編 會社
 - 第一章 總則
 - 第二章 合名會社
 - 第一節 設立
 - 第二節 會社ノ内部ノ關係
 - 第三節 會社ノ外部ノ關係
 - 第四節 社員ノ退社
 - 第五節 解散
 - 第六節 清算
 - 第三章 合資會社
 - 第四章 株式會社
 - 第一節 設立

商法

- 第二節 株式
 - 第三款 會社ノ機關
 - 第一款 株主總會
 - 第二款 取締役
 - 第三款 監查役
 - 第四節 會社ノ計算
 - 第五節 社債
 - 第六節 定款ノ變更
 - 第七節 解散
 - 第八節 清算
- 第五章 株式合資會社
 - 第六章 外國會社
 - 第七章 罰則
- 第三編 商行爲
 - 第一章 總則
 - 第二章 賣買
 - 第三章 交互計算
 - 第四章 匿名組合
 - 第五章 仲立營業
 - 第六章 問屋營業
 - 第七章 運送取扱營業
 - 第八章 運送營業
 - 第一節 物品運送
 - 第二節 旅客運送

- 第九章 寄託
 - 第一節 總則
 - 第二節 倉庫營業
- 第十章 保險
 - 第一節 損害保險
 - 第一款 總則
 - 第二款 火災保險
 - 第三款 運送保險
 - 第二節 生命保險
- 第四編 手形
 - 第一章 總則
 - 第二章 爲替手形
 - 第一節 振出
 - 第二節 裏書
 - 第三節 引受
 - 第四節 擔保ノ請求
 - 第五節 支拂
 - 第六節 償還ノ請求
 - 第七節 保證
 - 第八節 參加
 - 第一款 參加引受
 - 第二款 參加支拂
 - 第九節 拒絕證書
 - 第十節 爲替手形ノ複本及ヒ謄本

- 第三章 約束手形
- 第四章 小切手
- 第五編 海商
 - 第一章 船舶及ヒ船舶所有者
 - 第二章 船員
 - 第一節 船長
 - 第二節 海員
 - 第三章 運送
 - 第一節 物品運送
 - 第一款 總則
 - 第二款 船荷證券
 - 第二節 旅客運送
 - 第四章 海損
 - 第五章 海難救助
 - 第六章 保險
 - 第七章 船舶債權者

商法

第一編 總則

第一章 法例

第一條 商事ニ關シ本法ニ規定ナキモノニ付テハ商慣習法ヲ適用シ商慣習法ナキトキハ民法ヲ適用ス

第二條 公法人ノ商行爲ニ付テハ法令ニ別段ノ定ナキトキニ限リ本法ノ規定ヲ適用ス

第三條 當事者ノ一方ノ爲メニ商行爲タル行爲ニ付テハ本法ノ規定ヲ雙方ニ適用ス

第二章 商人

第四條 本法ニ於テ商人トハ自己ノ名ヲ以テ商行爲ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ

第五條 未成年者又ハ妻カ商業ヲ營ムトキハ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第六條 會社ノ無限責任社員ト爲ルコトヲ許サレタル未成年者又ハ妻ハ其會社ノ業務ニ關シテハ之ヲ能力者ト看做ス

第七條 法定代理人カ親族會ノ同意ヲ得テ無能力者ノ爲メニ商業ヲ營ムトキハ登記ヲ爲スコトヲ要ス

法定代理人ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ

商法

善意ノ第三者ニ對抗スルヲ得ス

第八條 戶戶ニ就キ又ハ道路ニ於テ物ヲ賣買スル者其他小商人ニハ商業登記、商號及ヒ商業帳簿ニ關スル規定ヲ適用セズ

第三章 商業登記

第九條 本法ノ規定ニ依リ登記スヘキ事項ハ當事者ノ請求ニ因リ其營業所ノ裁判所ニ備ヘタル商業登記簿ニ之ヲ登記ス

第十條 本店ノ所在地ニ於テ登記スヘキ事項ハ本法ニ別段ノ定ナキトキハ支店ノ所在地ニ於テモ亦之ヲ登記スルコトヲ要ス

第十一條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滯ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第十二條 登記スヘキ事項ハ登記及ヒ公告ノ後ニ非サレハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス登記及ヒ公告ノ後ト雖モ第三者カ正當ノ事由ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキ亦同シ

第十三條 支店ノ所在地ニ於テ登記スヘキ事項ヲ登記セサリシトキハ前條ノ規定ハ其支店ニ於テ爲シタル取引ニ付テノミ之ヲ適用ス

第十四條 登記ハ其公告ト抵觸スルトキト雖モ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得

第十五條 登記シタル事項ニ變更シ生シ又ハ其事項カ消滅シタルトキハ當事者ハ遲滯ナク變更又

三

ハ消滅ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第四章 商號

第十六條 商人ハ其氏、氏名其他ノ名稱ヲ以テ商號ト爲スコトヲ得

第十七條 會社ノ商號中ニハ其種類ニ從ヒ合名會社、合資會社、株式會社又ハ株式合資會社ナル文字ヲ用ユルコトヲ要ス

第十八條 會社ニ非シテ商號中ニ會社タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ユルコトヲ得ス會社ノ營業ヲ讓受ケタルトキト雖モ亦同シ

前項ノ規定ニ違反シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ過料ニ處セラル

第十九條 他人カ登記シタル商號ハ同市町村内ニ於テ同一ノ營業ノ爲メニ之ヲ登記スルコトヲ得

第二十條 商號ノ登記ヲ爲シタル者ハ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ同一又ハ類似ノ商號ヲ使用スル者ニ對シテ其使用ヲ止ムヘキコトヲ請求スルコトヲ得但損害賠償ノ請求ヲ妨ケス

同市町村内ニ於テ同一ノ營業ノ爲メニ他人ノ登記シタル商號ヲ使用スル者ハ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ之ヲ使用スルモノト推定ス

第二十一條 商號ノ讓渡ハ其登記ヲ爲スニ非ザレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第二十二條 商號ト共ニ營業ヲ讓渡シタル場合ニ

於テ當事者カ別段ノ意思ヲ表示セザリシトキハ讓渡人ハ同市町村内ニ於テ二十年間同一ノ營業ヲ爲スコトヲ得ス

讓渡人カ同一ノ營業ヲ爲ササル特約ヲ爲シタルトキハ其特約ハ同府縣内且三十年ヲ超ヘサル範圍内ニ於テノミ其效力ヲ有ス

讓渡人ハ前二項ノ規定ニ拘ハラズ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ同一ノ營業ヲ爲スコトヲ得ス

第二十三條 前條ノ規定ハ營業ノミヲ讓渡シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條 商號ノ登記ヲ爲シタル者カ其商號ヲ廢止シ又ハ之ヲ變更シタル場合ニ於テ其廢止又ハ變更ノ登記ヲ爲ササルトキハ利害關係人ハ其登記ノ抹消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ裁判所ハ登記ヲ爲シタル者ニ對シ相當ノ期間ヲ定メ異議アラハ其期間内ニ之ヲ申立ツヘキ旨ヲ催告シ若シ其期間内ニ異議ノ申立ナキトキハ直チニ其登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

第五章 商業帳簿

第二十五條 商人ハ帳簿ヲ備ヘ之ニ日日ノ取引其他財産ニ影響ヲ及ホスヘキ一切ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記載スルコトヲ要ス但家事費用ハ一個月

毎ニ其總額ヲ記載スルヲ以テ足ル

小賣ノ取引ハ現金賣ト掛賣トヲ分チ日日ノ賣上總額ノミヲ記載スルコトヲ得

第二十六條 動産、不動産、債權、債務其他ノ財産ノ總目録及ヒ貸方借方ノ對照表ハ商人ノ開業ノ時又ハ會社ノ設立登記ノ時及ヒ毎年一回一定ノ時期ニ於テ之ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

財産目録ニハ動産、不動産、債權其他ノ財産ニ價額ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其價額ハ財産目録調製ノ時ニ於ケル價額ニ超ユルコトヲ得ス

第二十七條 年二回以上利益ノ配當ヲ爲ス會社ニ在リテハ毎配當期ニ前條ノ規定ニ從ヒ財産目録及ヒ貸借對照表ヲ作ルコトヲ要ス

第二十七條ノ二 裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ訴訟當事者ニ其商業帳簿ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第二十八條 商人ハ十年間其商業帳簿及ヒ其營業ニ關スル信書ヲ保存スルコトヲ要ス

前項ノ期間ハ商業帳簿ニ付テハ其帳簿閉鎖ノ時ヨリ之ヲ起算ス

第六章 商業使用人

第二十九條 商人ハ支配人ヲ選任シ其本店又ハ支

店ニ於テ其商業ヲ營マシムルコトヲ得

第三十條 支配人ハ主人ニ代ハリテ其營業ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

支配人ハ番頭、手代其他ノ使用人ヲ選任又ハ解任スルコトヲ得

支配人ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第三十條ノ二 商人ハ數人ノ支配人カ共同シテ代理權ヲ行フヘキ旨ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ支配人ノ一人ニ對シテ爲シタル意思表示ハ主人ニ對シテ其效力ヲ生ス

第三十一條 支配人ノ選任及ヒ其代理權ノ消滅ハ之ヲ置キタル本店又ハ支店ノ所在地ニ於テ主人之ヲ登記スルコトヲ要ス

前條第一項ニ定メタル事項及ヒ其變更並ニ消滅亦同シ

第三十二條 支配人ハ主人ノ許諾アルニ非ザレハ自己又ハ第三者ノ爲メニ商行爲ヲ爲シ又ハ會社ノ無限責任社員ト爲ルコトヲ得ス

支配人カ前項ノ規定ニ反シテ自己ノ爲メニ商行爲ヲ爲シタルトキハ主人ハ之ヲ以テ自己ノ爲メニ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ニ定メタル權利ハ主人カ其行爲ヲ知リタル

時ヨリ二週間之ヲ行ハサルトキハ消滅ス行爲ノ時ヨリ一年ヲ經過シタルトキ亦同シ

第三十二條 商人ハ番頭又ハ手代ヲ選任シ其營業ニ關スル或種類又ハ特定ノ事項ヲ委任スルコトヲ得

番頭又ハ手代ハ其委任ヲ受ケタル事項ニ關シ一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第三十四條 支配人、番頭又ハ手代ニ非サル使用人ハ主人ニ代ハリテ法律行爲ヲ爲ス權限ヲ有セサルモノト推定ス

第三十五條 本章ノ規定ハ主人ト商業使用人トノ間ニ生スル雇傭關係ニ付キ民法ノ規定ヲ適用スルコトヲ妨ケス

第七章 代理商

第三十六條 代理商トハ使用人ニ非スシテ一定ノ商人ノ爲メニ平常其營業ノ部類ニ屬スル商行爲ノ代理又ハ媒介ヲ爲ス者ヲ謂フ

第三十七條 代理商カ商行爲ノ代理又ハ媒介ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク本人ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

第三十八條 代理商ハ本人ノ許諾アルニ非サレハ自己又ハ第三者ノ爲メニ本人ノ營業ノ部類ニ屬スル商行爲ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル會社ノ無限責任社員ト爲ルコトヲ得ス

社及ヒ株式合資會社ノ四種トス

第四十四條 會社ハ之ヲ法人トス

會社ノ住所ハ其本店ノ所在地ニ在ルモノトス

第四十四條ノ二 會社ハ他ノ會社ノ無限責任社員ト爲ルコトヲ得ス

第四十四條ノ三 會社ハ合併ヲ爲スコトヲ得

合併ニ因リテ會社ヲ設立スル場合ニ於テハ定款ノ作成其他設立ニ關スル行爲ハ各會社ニ於テ選任シタル者共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第七十七條、第二百九條及ヒ第二百四十四條ノ規定ハ前項ノ選任ニ之ヲ準用ス

第四十五條 會社ノ設立ハ其本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第四十六條 會社ハ其本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スニ非サレハ開業ノ準備ニ著手スルコトヲ得

第四十七條 會社カ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲シタル後六個月内ニ開業ヲ爲ササルトキハ裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其解散ヲ命スルコトヲ得但正當ノ事由アルトキハ其會社ノ請求ニ因リ此期間ヲ伸長スルコトヲ得

第四十八條 會社カ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル行爲ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ檢事ノ請求

商法

第三十二條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ代理商カ前項ノ規定ニ違反シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十九條 物品販賣ノ委託ヲ受ケタル代理商ハ賣買ノ目的物ノ瑕疵又ハ其數量ノ不足其他賣買ノ履行ニ關スル通知ヲ受ケル權限ヲ有ス

第四十條 當事者カ契約ノ期間ヲ定メサリシトキハ各當事者ハ二个月前ニ豫告ヲ爲シテ其契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

當事者カ契約ノ期間ヲ定メタルト否トヲ問ハス已ムコトヲ得サル事由アルトキハ各當事者ハ何時ニテモ其契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第四十一條 代理商ハ商行爲ノ代理又ハ媒介ヲ爲シタルニ因リテ生シタル債權ニ付キ本人ノ爲メニ占有スル物又ハ有價證券ヲ留置スルコトヲ得但別段ノ意思表示アリタルトキハ此限ニ在ラス

第一編 會社

第一章 總則

第四十二條 本法ニ於テ會社トハ商行爲ヲ爲スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社團ヲ謂フ

營利ヲ目的トスル社團ニシテ本編ノ規定ニ依リ設立シタルモノハ商行爲ヲ爲スヲ業トセサルモ之ヲ會社ト看做ス

第四十三條 會社ハ合名會社、合資會社、株式會社

ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其解散ヲ命スルコトヲ得

第四十八條ノ二 本編ノ規定ニ依リ登記スヘキ事項ニシテ官廳ノ許可ヲ要スルモノハ其許可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第二章 合名會社

第一節 設立

第四十九條 合名會社ヲ設立スルニハ定款ヲ作ルコトヲ要ス

第五十條 合名會社ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各社員之ニ署名スルコトヲ要ス

一 目的

二 商號

三 社員ノ氏名、住所

四 本店及ヒ支店ノ所在地

五 社員ノ出資ノ種類及ヒ價格又ハ評價ノ標準

第五十一條 會社ハ定款ヲ作リタル日ヨリ二週間内ニ其本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 前條第一號乃至第三號ニ掲ケタル事項

二 本店及ヒ支店

三 設立ノ年月日

四 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其時期又ハ事由

七

商法

五 社員ノ出資ノ種類及ヒ財産ヲ目的トスル
出資ノ價格

六 會社ヲ代表スヘキ社員ヲ定メタルトキハ
其氏名

七 數人ノ社員カ共同シ又ハ社員カ支配人ト
共同シテ會社ヲ代表スヘキコトヲ定メタル
トキハ其代表ニ關スル規定

會社設立ノ後支店ヲ設ケタルトキハ其支店ノ所
在地ニ於テハ二週間内ニ前項ニ定メタル登記ヲ
爲シ本店及ヒ他ノ支店ノ所在地ニ於テハ同期間
内ニ其支店ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要
ス

本店又ハ支店ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄
區域内ニ於テ新ニ支店ヲ設ケタルトキハ其支店
ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第五十二條 會社カ其本店又ハ支店ヲ移轉シタル
トキハ舊所在地ニ於テハ二週間内ニ移轉ノ登記
ヲ爲シ新所在地ニ於テハ同期間内ニ前條第一項
ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ要ス

同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ本店又ハ支店
ヲ移轉シタルトキハ其移轉ノミノ登記ヲ爲スコ
トヲ要ス

第五十三條 第五十一條第一項ニ掲ケタル事項中
ニ變更ヲ生シタルトキハ二週間内ニ本店及ヒ支

店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二節 會社ノ内部ノ關係

第五十四條 會社ノ内部ノ關係ニ付テハ定款又ハ
本法ニ別段ノ定ナキトキハ組合ニ關スル民法ノ
規定ヲ準用ス

第五十五條 社員カ債權ヲ以テ出資ノ目的ト爲シ
タル場合ニ於テ債務者カ辨濟期ニ辨濟ヲ爲サザ
リシトキハ社員ハ其辨濟ノ責ニ任ス此場合ニ於
テハ其利息ヲ拂フ外尙損害ノ賠償ヲ爲スコトヲ
要ス

第五十六條 各社員ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ
會社ノ業務ヲ執行スル權利ヲ有シ義務ヲ負フ

第五十七條 支配人ノ選任及ヒ解任ハ特ニ業務執
行社員ヲ定メシルトキト雖モ社員ノ過半数ヲ以
テ之ヲ決ス

第五十八條 定款ノ變更其他會社ノ目的ノ範圍内
ニ在ラサル行爲ヲ爲スニハ總社員ノ同意アルコ
トヲ要ス

第五十九條 社員カ他ノ社員ノ承諾ヲ得シテ其
持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓シタルトキハ
其讓渡ハ之ヲ以テ會社ニ對抗スルコトヲ得ス

第六十條 社員ハ他ノ社員ノ承諾アルニ非サレハ
自己又ハ第三者ノ爲メニ會社ノ營業ノ部類ニ屬
スル商行爲ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル

責ニ任ス

第六十四條 設立ノ後會社ニ加入シタル社員ハ其
加入前ニ生シタル會社ノ債務ニ付テモ亦責任ヲ
負フ

第六十五條 社員ニ非サル者ニ自己ヲ社員ナリト
信セシムヘキ行爲アリタルトキハ其者ハ善意ノ
第三者ニ對シテ社員ト同一ノ責任ヲ負フ

第六十六條 社員ノ出資ノ減少ハ之ヲ以テ會社ノ
債權者ニ對抗スルコトヲ得ス但本店ノ所在地ニ
於テ其登記ヲ爲シタル後二年間債權者カ之ニ對
シテ異議ヲ述ヘサリシトキハ此限ニ在ラス

第六十七條 會社ハ損失ヲ填補シタル後ニ非サレ
ハ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シテ配當ヲ爲シタルトキハ會
社ノ債權者ハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

第四節 社員ノ退社

第六十八條 定款ヲ以テ會社ノ存立時期ヲ定メサ
リシトキ又ハ或社員ノ終身間會社ノ存續スヘキ
コトヲ定メタルトキハ各社員ハ營業年度ノ終ニ
於テ退社ヲ爲スコトヲ得但六个月前ニ其豫告ヲ
爲スコトヲ要ス

會社ノ存立時期ヲ定メタルト否トヲ問ハス已ム
コトヲ得ザル事由アルトキハ各社員ハ何時ニテ
モ退社ヲ爲スコトヲ得

他ノ會社ノ無限責任社員ト爲ルコトヲ得ス

社員カ前項ノ規定ニ反シテ自己ノ爲メニ商行爲
ヲ爲シタルトキハ他ノ社員ハ過半数ノ決議ニ依
リ之ヲ以テ會社ノ爲メニ爲シタルモノト看做ス
コトヲ得

前項ニ定メタル權利ハ他ノ社員ノ一人カ其行爲
ヲ知リタル時ヨリ二週間之ヲ行ハサルトキハ消
滅ス行爲ノ時ヨリ一年ヲ經過シタルトキ亦同シ

第三節 會社ノ外部ノ關係

第六十一條 定款又ハ總社員ノ同意ヲ以テ特ニ會
社ヲ代表スヘキ社員ヲ定メサルトキハ各社員會
社ヲ代表ス

第六十一條ノ二 會社ハ定款又ハ總社員ノ同意ヲ
以テ數人ノ社員カ共同シ又ハ社員カ支配人ト共
同シテ會社ヲ代表スヘキ旨ヲ定ムルコトヲ得

第三十條ノ二第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ
準用ス

第六十二條 會社ヲ代表スヘキ社員ハ會社ノ營業
ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス
權限ヲ有ス

民法第四十四條第一項及ヒ第五十四條ノ規定ハ
合名會社ニ之ヲ準用ス

第六十三條 會社財産ヲ以テ會社ノ債務ヲ完済ス
ルコト能ハサルトキハ各社員連帶シテ其辨濟ノ

第六十九條 前條ニ掲ケタル場合ノ外社員ハ左ノ事由ニ因リテ退社ス

- 一 定款ニ定メタル事由ノ發生
- 二 總社員ノ同意
- 三 死亡
- 四 破産
- 五 禁治産
- 六 除名

第七十條 社員ノ除名ハ左ノ場合ニ限リ他ノ社員ノ一致ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得但除名シタル社員ニ其旨ヲ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ其社員ニ對抗スルコトヲ得ス

- 一 社員力出資ヲ爲スコト能ハサルトキ又ハ催告ヲ受ケタル後相當ノ期間内ニ出資ヲ爲ササルトキ
- 二 社員力第六十條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ
- 三 社員力會社ノ業務ヲ執行シ又ハ會社ヲ代表スルニ當タリ會社ニ對シテ不正ノ行爲ヲ爲シタルトキ
- 四 社員力會社ノ業務ヲ執行スル權利ヲ有セサル場合ニ於テ其業務ノ執行ニ干與シタルトキ
- 五 其他社員力重要ナル義務ヲ盡ササルトキ

第七十五條 前條第一號ノ場合ニ於テハ社員ノ全部又ハ一部ノ同意ヲ以テ會社ヲ繼續スルコトヲ得但同意ヲ爲ササリシ社員ハ退社ヲ爲シタルモノト看做ス

第七十六條 會社力解散シタルトキハ合併及ヒ破産ノ場合ヲ除ク外二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ爲スコトヲ要ス

第七十七條 會社ノ合併ハ總社員ノ同意ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第七十八條 會社力合併ハ決議ヲ爲シタルトキハ其決議ノ日ヨリ二週間内ニ財産目錄及ヒ貸借對照表ヲ作ルコトヲ要ス

會社ハ前項ノ期間内ニ其債權者ニ對シ異議アラハ一定ノ期間内ニ之ヲ述フヘキ旨ヲ公告シ且知レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ二个月ヲ下ルコトヲ得ス

第七十九條 債權者力前條第二項ノ期間内ニ會社ノ合併ニ對シテ異議ヲ述ヘサリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス

債權者力異議ヲ述ヘタルトキハ會社ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非サレハ合併ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ規定ニ反シテ合併ヲ爲シタルトキハ之ヲ以テ異議ヲ述ヘタル債權者ニ對抗スルコトヲ得

商法

第七十一條 退社員ハ勞務又ハ信用ヲ以テ出資ノ目的ト爲シタルトキト雖モ其持分ノ拂戻ヲ受ケルコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

第七十二條 會社ノ商號中ニ退社員ノ氏又ハ氏名ヲ用キタルトキハ退社員ハ其氏又ハ氏名ノ使用ヲ止ムヘキコトヲ請求スルコトヲ得

第七十三條 退社員ハ本店ノ所在地ニ於テ退社ノ登記ヲ爲ス前ニ生シタル會社ノ債務ニ付キ責任ヲ負フ此責任ハ其登記後二年ヲ經過シタルトキハ消滅ス

前項ノ規定ハ他ノ社員ノ承諾ヲ得テ持分ヲ讓渡シタル社員ニ之ヲ準用ス

第五節 解散

第七十四條 會社ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 存立時期ノ滿了其他定款ニ定メタル事由ノ發生
- 二 會社ノ目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ不能
- 三 總社員ノ同意
- 四 會社ノ合併
- 五 社員力一人ト爲リタルコト
- 六 會社ノ破産
- 七 裁判所ノ命令

第八十條 會社力第七十八條第二項ニ定メタル公告ヲ爲サシテ合併ヲ爲シタルトキハ其合併ハ之ヲ以テ其債權者ニ對抗スルコトヲ得ス

會社力知レタル債權者ニ催告ヲ爲サシテ合併ヲ爲シタルトキハ其合併ハ之ヲ以テ其催告ヲ受ケサリシ債權者ニ對抗スルコトヲ得ス

第八十一條 會社力合併ヲ爲シタルトキハ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ合併後存續スル會社ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ消滅シタル會社ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル會社ニ付テハ第五十一條第一項ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ要ス

第八十二條 合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ハ合併ニ因リテ消滅シタル會社ノ權利義務ヲ承繼ス

第八十三條 已ムコトヲ得サル事由アルトキハ各社員ハ會社ノ解散ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但裁判所ハ社員ノ請求ニ因リ會社ノ解散ニ代ヘテ或社員ヲ除名スルコトヲ得

第八十三條ノ二 合名會社ハ總社員ノ同意ヲ以テ其組織ヲ變更シテ之ヲ合資會社ト爲スコトヲ得

第七十八條及ヒ第七十九條第一項、第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

一一

第八十三條ノ三 前條ノ場合ニ於テ會社ハ組織變更ニ付キ債權者ノ承認ヲ得又ハ第七十九條第二項ニ定メタル義務ヲ履行シタル後二週間内ニ其本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ合名會社ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ合資會社ニ付テハ第七條ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ要ス

第八十三條ノ四 合名會社ハ總社員ノ同意ヲ以テ有限責任社員ヲ加入セシメ之ヲ合資會社ト爲スコトヲ得此場合ニ於テハ合資會社ト爲リタル時ヨリ二週間内ニ前條ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ要ス

第六節 清算

第八十四條 會社ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ尙ホ存続スルモノト看做ス

第八十五條 解散ノ場合ニ於ケル會社財産ノ處分方法ハ定款又ハ總社員ノ同意ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得此場合ニ於テハ解散ノ日ヨリ二週間内ニ財産目録及ヒ貸借對照表ヲ作ルコトヲ要ス

第七十八條第二項、第七十九條及ヒ第八十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十六條 前條ノ規定ニ依リテ會社財産ノ處分方法ヲ定メサリシトキハ合併及ヒ破産ノ場合ヲ除ク外後十五條ノ規定ニ從ヒテ清算ヲ爲スコトヲ要ス

第八十七條 清算ハ總社員又ハ其選任シタル者ニ於テ之ヲ爲ス

清算人ノ選任ハ社員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第八十八條 第七十四條第五號ノ場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ選任ス

第八十九條 會社カ裁判所ノ命令ニ因リテ解散シタルトキハ裁判所ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ清算人ヲ選任ス

第九十條 清算人ノ選任アリタルトキハ其清算人ハ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

- 一 清算人ノ氏名、住所
- 二 會社ヲ代表スヘキ清算人ヲ定メタルトキハ其氏名
- 三 數人ノ清算人カ共同シテ會社ヲ代表スヘキコトヲ定メタルトキハ其代表ニ關スル規定

第九十一條 清算人ノ職務左ノ如シ

- 一 現務ノ結了
- 二 債權ノ取立及ヒ債務ノ辨濟
- 三 殘餘財産ノ分配

會社ヲ代表スヘキ清算人ハ前項ノ職務ヲ行フ爲メニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

清算人ノ代理權ニ加ハタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

民法第八十一條ノ規定ハ合名會社ノ清算ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十一條ノ二 會社ハ辨濟期ニ至ラサル債權ト雖モ之ヲ辨濟スルコトヲ要ス

條件附債權又ハ存續期間ノ不確定ナル債權ハ裁判所ニ於テ選任シタル鑑定人ノ評價ニ從ヒテ之ヲ辨濟スルコトヲ要ス

第九十二條 會社ニ現存スル財産カ其債務ヲ完済スルニ不足ナルトキハ清算人ハ辨濟期ニ拘ハラズ社員ヲシテ出資ヲ爲サシムルコトヲ得

第九十三條 清算人數人アルトキハ清算ニ關スル行爲ハ其過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第九十三條ノ二 第六十一條及ヒ第六十一條ノ二ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

裁判所カ數人ノ清算人ヲ選任スル場合ニ於テ會社ヲ代表スヘキ者ヲ定メス又ハ數人カ共同シテ會社ヲ代表スヘキコトヲ定メサルトキハ其清算人ハ各自會社ヲ代表ス

第九十四條 清算人ハ就職ノ後遲滞ナク會社財産ノ現況ヲ調査シ財産目録及ヒ貸借對照表ヲ作り清算人ハ社員ノ請求ニ因リ毎月清算ノ狀況ヲ報

商法

告スルコトヲ要ス

第九十五條 清算人ハ會社ノ債務ヲ辨濟シタル後ニ非サレハ會社財産ヲ社員ニ分配スルコトヲ得ス

第九十六條 社員カ選任シタル清算人ハ何時ニテモ之ヲ解任スルコトヲ得此解任ハ社員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第九十七條 第九十條ニ掲ケタル事項中ニ變更ヲ生シタルトキハ清算人ハ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ之ヲ登記スルコトヲ要ス

第九十八條 清算人ノ任務カ終了シタルトキハ清算人ハ遲滞ナク計算ヲ爲シテ各社員ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

前項ノ計算ニ對シ社員カ一个月内ニ異議ヲ述ヘサリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス但清算人ニ不正ノ行爲アリタルトキハ此限ニ在ラス

第九十九條 清算カ終了シタルトキハ清算人ハ遲滞ナク本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ爲スコトヲ要ス

第九十九條ノ二 會社カ事業ニ著手シタル後社員カ其設立ノ無効ナルコトヲ發見シタルトキハ訴ヲ以テノミ其無効ヲ主張スルコトヲ得

第九十九條ノ三 前條ノ訴ハ本店ノ所在地ノ地方

裁判所ノ管轄ニ專屬ス
數箇ノ訴カ同時ニ繫屬スルトキハ辯論及ヒ裁判
ハ併合シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第九十九條ノ四 設立ヲ無効トスル判決ハ當事者
ニ非サル社員ニ對シテモ其效力ヲ有ス
原告カ敗訴シタル場合ニ於テ惡意又ハ重大ナル
過失アリタルトキハ會社ニ對シテ連帶シテ損害賠
償ノ責ニ任ス

第九十九條ノ五 設立ヲ無効トフル判決カ確定シ
タルトキハ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ其登記
ヲ爲スコトヲ要ス

第九十九條ノ六 設立ヲ無効トスル判決カ確定シ
タルトキハ解散ノ場合ニ準シテ清算ヲ爲スコト
ヲ要ス此場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ請
求ニ因リ清算人ヲ選任ス

設立ヲ無効トスル判決ハ會社ト第三者トノ間ニ
成立シタル行為ノ效力ニ影響ヲ及ボサス

第一百條 會社カ事業ニ著手シタル後其設立カ取消
サレタルトキハ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在
地ニ於テ其登記ヲ爲スコトヲ要ス

此場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス
第一百條 會社ノ帳簿、其營業ニ關スル信書及ヒ
清算ニ關スル一切ノ書類ハ第八十五條ノ場合ニ

在リテハ本店ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ爲シ
タル後其他ノ場合ニ在リテハ清算終了ノ登記ヲ
爲シタル後十年間之ヲ保存スルトコトヲ要ス其保
存者ハ社員ノ過半数ヲ以テ之ヲ定ム

第一百二條 社員カ死亡シタル場合ニ於テ其相續人
數人アルトキハ清算ニ關シテ社員ノ權利ヲ行フ
ヘキ者一人ヲ定ムルコトヲ要ス

第一百三條 第六十三條ニ定メタル社員ノ責任ハ本
店ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ爲シタル後五年
ヲ經過シタルトキハ消滅ス

前項ノ期間經過ノ後ト雖モ分配セサル殘餘財産
尙ホ存スルトキハ會社ノ債權者ハ之ニ對シテ辨
濟ヲ請求スルコトヲ得

第三章 合資會社
第一百四條 合資會社ハ有限責任社員ト無限責任社
員トヲ以テ之ヲ組織ス

第一百五條 合資會社ニハ本章ニ別段ノ定アル場合
ヲ除ク外合名會社ニ關スル規定ヲ準用ス

第一百六條 合資會社ノ定款ニハ第五十條ニ掲ケタ
ル事項ノ外各社員ノ責任ノ有限又ハ無限ナルコ
トヲ記載スルコトヲ要ス

第一百七條 會社ハ定款ヲ作リタル日ヨリ二週間内
ニ其本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ第五十一條第
一項ニ掲ケタル事項ノ外各社員ノ責任ノ有限又

社員ト爲ルコトヲ得

第一百四條 定款又ハ總社員ノ同意ヲ以テ特ニ會
社ヲ代表スヘキ無限責任社員ヲ定メサルトキハ
各無限責任社員會社ヲ代表ス

第一百五條 有限責任社員ハ會社ノ業務ヲ執行シ
又ハ會社ヲ代表スルコトヲ得ス

第一百六條 有限責任社員ニ自己ヲ無限責任社員
ナリト信セシムヘキ行為アリタルトキハ其社員
ハ善意ノ第三者ニ對シテ無限責任社員ト同一ノ
責任ヲ負フ

第一百七條 有限責任社員カ死亡シタルトキハ其
相續人ノ代ハリテ社員ト爲ル

有限責任社員ハ禁治産ノ宣告ヲ受クルモ之ニ因
リテ退社セス

第一百八條 合資會社ハ無限責任社員又ハ有限責
任社員ノ全員カ退社シタルトキハ解散ス但有限
責任社員ノ全員カ退社シタル場合ニ於テ無限責
任社員ノ一致ヲ以テ合名會社トシテ會社ヲ繼續
スルコトヲ妨ケス

前項但書ノ場合ニ於テハ二週間内ニ本店及ヒ支
店ノ所在地ニ於テ合資會社ニ付テハ解散ノ登記
ヲ爲シ合名會社ニ付テハ第五十一條第一項ニ定
メタル登記ヲ爲スコトヲ要ス

第一百八條ノ二 合資會社ハ總社員ノ同意ヲ以テ

ハ無限ナルコトヲ登記スルコトヲ要ス

第一百八條 有限責任社員ハ金銀其他ノ財産ノミヲ
以テ其出資ノ目的ト爲スコトヲ得

第一百九條 各無限責任社員ハ定款ニ別段ノ定ナキ
トキハ會社ノ業務ヲ執行スル權利ヲ有シ義務ヲ
負フ

無限責任社員數人アルトキハ會社ノ業務執行ハ
其過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第一百十條 支配人ノ選任及ヒ解任ハ特ニ業務執行
社員ヲ定メタルトキト雖モ無限責任社員ノ過半
數ヲ以テ之ヲ決ス

第一百十一條 有限責任社員ハ營業年度ノ終ニ於テ
營業時間内ニ限リ會社ノ財産目録及ヒ貸借對照
表ノ閱覽ヲ求メ且會社ノ業務及ヒ會社財産ノ狀
況ヲ検査スルコトヲ得

重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ有限責任社員
ノ請求ニ因リ何時ニテモ會社ノ業務及ヒ會社財
産ノ狀況ノ検査ヲ許スコトヲ得

第一百十二條 有限責任社員ハ無限責任社員全員ノ
承諾アルトキハ其持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ
讓渡スコトヲ得

第一百十三條 有限責任社員ハ自己又ハ第三者ノ爲
メニ會社ノ營業ノ部類ニ屬スル商行爲ヲ爲シ又
ハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ無限責任

其組織ヲ變更シテ之ヲ合名會社ト爲スコトヲ得
此場ニ於テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第四章 株式會社

第一節 設立

第百十九條 株式會社ノ設立ニハ七人以上ノ發起人アルコトヲ要ス

第百二十條 發起人ハ定款ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載シテ署名スルコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 商號
- 三 資本ノ總額
- 四 一株ノ金額
- 五 取締役カ有スヘキ株式ノ數
- 六 本店及ヒ支店ノ所在地
- 七 會社カ公告ヲ爲ス方法
- 八 發起人ノ氏名、住所

第百二十一條 前項第五號乃至第七號ニ掲ケタル事項ヲ定款ニ記載セザリシトキハ創立總會又ハ株主總會ニ於テ之ヲ補足スルコトヲ得

前項ノ株主總會ノ決議ハ第二百九條ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第百二十二條 左ニ掲ケタル事項ヲ定メタルトキハ之ヲ定款ニ記載スルニ非サレハ其效ナシ

- 一 存立時期又ハ解散ノ事由

ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス
株式申込證ハ發起人之ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 定款作成ノ年月日
- 二 第百二十條及ヒ第百二十二條ニ掲ケタル事項

事項

三 各發起人カ引受ケタル株式ノ數

四 第一回拂込ノ金額

五 一定ノ時期マテニ會社カ成立セザルトキハ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得ヘキコト

額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ株式申込人ハ株式申込證ニ引受價額ヲ記載スルコトヲ要ス

第百二十六條ノ二 第百七十二條ノ二ノ規定ハ株式申込人又ハ株式引受人ニ對スル通知及ヒ催告ニ之ヲ準用ス

第百二十七條 株式ノ申込ヲ爲シタル者ハ其引受クヘキ株式ノ數ニ應シテ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ

第百二十八條 株式發行ノ價額ハ券面額ヲ下ルコトヲ得ス

第一回拂込ノ金額ハ株金ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス

第百二十九條 株式總數ノ引受アリタルトキハ發起人ハ遲滞ナク各株ニ付キ第一回ノ拂込ヲ爲サ

商法

一六

二 株式ノ額面以上ノ發行

三 發起人カ受クヘキ特別ノ利益及ヒ之ヲ受クヘキ者ノ氏名

四 金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲ス者ノ氏名、其財産ノ種類、價格及ヒ之ニ對シテ與フル株式ノ數

五 會社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用及ヒ發起人カ受クヘキ報酬ノ額

第百二十三條 發起人カ株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ會社ハ之ニ因リテ成立ス此場合ニ於テハ發起人ハ遲滞ナク株金ノ四分ノ一ヲ下ラサル第一回ノ拂込ヲ爲シ且取締役及ヒ監査役ヲ選任スルコトヲ要ス此選任ハ發起人ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第百二十四條 取締役ハ其選任後遲滞ナク第百二十二條第三號乃至第五號ニ掲ケタル事項及ヒ第一回ノ拂込ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査セシムル爲メ檢査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

裁判所ハ檢査役ノ報告ヲ聽キ第百三十五條ノ規定ニ準據シテ相當ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第百二十五條 發起人カ株式ノ總數ヲ引受ケサルトキハ株主ヲ募集スルコトヲ要ス

第百二十六條 株式ノ申込ヲ爲サントスル者ハ株式申込證ニ通ニ其引受クヘキ株式ノ數及ヒ住所

シムルコトヲ要ス

額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタルトキハ其額面ヲ超ユル金額ハ第一回ノ拂込ト同時ニ之ヲ拂込マシムルコトヲ要ス

第百三十條 株式引受人カ前條ノ拂込ヲ爲ササルトキハ發起人ハ一定ノ期間内ニ其拂込ヲ爲スヘキ旨及ヒ其期間内ニ之ヲ爲ササルトキハ其權利ヲ失フヘキ旨ヲ其株式引受人ニ通知スルコトヲ得但し其期間ハ二週間ヲ下ルコトヲ得

發起人カ前項ノ通知ヲ爲シタルモ株式引受人カ拂込ヲ爲ササルトキハ其權利ヲ失フ此場合ニ於テ發起人ハ其者カ引受ケタル株式ニ付キ更ニ株主ヲ募集スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ株式引受人ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨ケス

第百三十一條 各株ニ付キ第百二十九條ノ拂込アリタルトキハ發起人ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スルコトヲ要ス

創立總會ニハ株式引受人ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ヲ引受ケタル者出席シ其議決權ノ過半數ヲ以テ一切ノ決議ヲ爲ス

第百五十六條第一項、第二項、第百六十一條第三項、第四項及ヒ第百六十二條乃至第百六十三條ノ四ノ規定ハ創立總會ニ之ヲ準用ス

一七

第三百二十二條 發起人ハ會社ノ創立ニ關スル事項ヲ創立總會ニ報告スルコトヲ要ス

第三百二十三條 創立總會ニ於テハ取締役及ヒ監査役ヲ選任スルコトヲ要ス

第三百二十四條 取締役及ヒ監査役ハ左ニ掲ケタル事項ヲ調査シ之ヲ創立總會ニ報告スルコトヲ要ス

- 一 株式總數ノ引受アリタルヤ否ヤ
- 二 各株ニ付キ第百二十九條ノ拂込アリタルヤ否ヤ
- 三 第百二十二條第三號乃至第五號ニ掲ケタル事項ノ正當ナルヤ否ヤ

取締役又ハ監査役中發起人ヨリ選任セラレタル者アルトキハ創立總會ハ特ニ檢査役ヲ選任シ其者ニ代ハリテ前項ノ調査及ヒ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第三百二十五條 創立總會ニ於テ第百二十二條第三號乃至第五號ニ掲ケタル事項ヲ不當ト認メタルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得但金銀以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲ス者アル場合ニ於テ之ニ對シテ與フル株式ノ數ヲ減シタルトキハ其者ハ金銀ヲ以テ拂込ヲ爲スコトヲ得

第三百二十六條 引受ナキ株式又ハ第百二十九條ノ拂込ノ未濟ナル株式アルトキハ發起人ハ連帶シ

テ其株式ヲ引受ケ又ハ其拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ株式ノ申込カ取消サレタルトキ亦同シ

第三百二十七條 前二條ノ規定ハ發起人ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨ケス

第三百二十八條 創立總會ニ於テハ定款ノ變更又ハ設立ノ廢止ノ決議ヲ爲スコトヲ得

第三百二十九條 發起人カ株式ノ總數ヲ引受ケサリシトキハ會社ハ創立總會ノ終結ニ因リテ成立ス

第四百十條 創除

第四百十一條 會社ハ發起人カ株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ第百二十四條ニ定メタル調査終了ノ日ヨリ又發起人カ株式ノ總數ヲ引受ケサリシトキハ創立總會終結ノ日ヨリ二週間内ニ其本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

- 一 第百二十條第一號乃至第四號及ヒ第七號ニ掲ケタル事項
- 二 本店及ヒ支店
- 三 設立ノ年月日
- 四 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其時期又ハ事由
- 五 各株ニ付キ拂込ミタル株金額
- 六 開業前ニ利息ヲ配當スヘキコトヲ定メタルトキハ其利率

七 取締役及ヒ監査役ノ氏名、住所

八 會社ヲ代表スヘキ取締役ヲ定メタルトキハ其氏名

九 數人ノ取締役カ共同シ又ハ取締役カ支配人ト共同シテ會社ヲ代表スヘキコトヲ定メタルトキハ其代表ニ關スル規定

第五十一條 第二項、第三項、第五十二條及ヒ第五十三條ノ規定ハ株式會社ニ之ヲ準用ス

第四百十二條 會社カ前條第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲シタル後ハ株式引受人ハ詐欺又ハ強迫ニ因リテ其申込ヲ取消スコトヲ得ス

第四百十二條ノ二 發起人カ會社ノ設立ニ關シ其任務ヲ怠リタルトキハ其發起人ハ會社ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ス

發起人ニ惡意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其發起人ハ第三者ニ對シテモ連帶テシ損害賠償ノ責ニ任ス

第四百十二條ノ三 會社カ成立セサル場合ニ於テハ發起人ハ會社ノ設立ニ關シテ爲シタル行爲ニ付キ連帶シテ其責ニ任ス

前項ノ場合ニ於テ會社ノ設立ニ關シテ支出シタル費用ハ發起人ノ負擔トス

第四百十二條ノ四 取締役又ハ監査役カ第百三十

四條第一項ニ定メタル任務ヲ怠リタルニ因リ會社又ハ第三者ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任スヘキ場合ニ於テ發起人モ亦其責ニ任スヘキトキハ其取締役、監査役及ヒ發起人ハ之ヲ連帶債務者トス

第二節 株式

第四百十三條 株式會社ノ資本ハ之ヲ株式ニ分ツコトヲ要ス

第四百十四條 株主ノ責任ハ其引受ケ又ハ讓受ケタル株式ノ金額ヲ限度トス

株主ハ株金ノ拂込ニ付キ相殺ヲ以テ會社ニ對抗スルコトヲ得ス

第四百十五條 株式ノ金額ハ均一ナルコトヲ要ス

株式ノ金額ハ五十圓ヲ下ルコトヲ得ス但一時ニ株金ノ全額ヲ拂込ムヘキ場合ニ限り之ヲ二十圓マテニ下スコトヲ得

第四百十六條 株式カ數人ノ共有ニ屬スルトキハ共有者ハ株主ノ權利ヲ行フヘキ者一人ヲ定ムルコトヲ要ス

共有者ハ會社ニ對シ連帶シテ株金ノ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ

第四百十七條 株券ハ第百四十一條第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲シタル後ニ非サレハ之ヲ發行スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ反シテ發行シタル株券ハ無効トス
但株券ヲ發行シタル者ニ對スル損害賠償ノ請求
ヲ妨ケス

第四百十八條 株券ニハ左ノ事項及ヒ番號ヲ記載
シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 會社ノ商號
- 二 第四百一十一條第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ
所在地ニ於テ登記ヲ爲シタル年月日
- 三 資本ノ總額
- 四 一株ノ金額

一時ニ株金ノ金額ヲ拂込マシメサル場合ニ於テ
ハ拂込アル毎ニ其金額ヲ株券ニ記載スルコトヲ
要ス

第四百十九條 株式ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ
會社ノ承諾ナクシテ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得
但第四百一十一條第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在
地ニ於テ登記ヲ爲スマテハ之ヲ讓渡シ又ハ其讓
渡ノ豫約ヲ爲スコトヲ得ス

第四百五十條 記名株式ノ移轉ハ取得者ノ氏名、住
所ヲ株主名簿ニ記載シ且其氏名ヲ株券ニ記載ス
ルニ非サレハ之ヲ以テ會社其他ノ第三者ニ對抗
スルコトヲ得ス

第四百五十一條 會社ハ自己ノ株式ヲ取得シ又ハ質
權ノ目的トシテ之ヲ受クルコトヲ得ス

主ラシテ其不足額ヲ辨濟セシムルコトヲ得若シ
從前ノ株主カ二週間内ニ之ヲ辨濟セサルトキハ
會社ハ讓渡人ニ對シテ其辨濟ヲ請求スルコトヲ
得

前二項ノ規定ハ會社カ損害賠償及ヒ定款ヲ以テ
定メタル違約金ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ケス

第四百五十三條ノ二 前條第一項ノ規定ニ依リ株主
カ其權利ヲ失ヒタルトキハ會社ハ遲滞ナク其株
主ノ氏名、住所及ヒ株券ノ番號ヲ公告スルコト
ヲ要ス

第三百節 會社ノ機關
第一款 株主總會

商法

株式ハ資本減少ノ規定ニ從フニ非サレハ之ヲ消
却スルコトヲ得ス但定款ノ定ムル所ニ從ヒ株主
ニ配當スヘキ利益ヲ以テスルハ此限ニ在ラス

第四百五十二條 株金ノ拂込ハ二週間前ニ之ノ各株
主ニ催告スルコトヲ要ス

株主カ期日ニ拂込ヲ爲ササルトキハ會社ハ更ニ
一定ノ期間内ニ其拂込ヲ爲スヘキ旨及ヒ其期間
内ニ之ヲ爲ササルトキハ株主ノ權利ヲ失フヘキ
旨ヲ其株主ニ通知スルコトヲ得但其期間ハ二週
間ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ依リ會社カ株主ニ對シ其權利ヲ失
フヘキ旨ヲ通知スルトキハ會社ハ其通知スヘキ
事項ヲ公告スルコトヲ要ス

第四百五十三條 會社カ前條ニ定メタル手續ヲ踐ミ
タルモ株主カ拂込ヲ爲ササルトキハ其權利ヲ失
フ

前項ノ場合ニ於テハ會社ハ株式ノ各讓渡人ニ對
シ二週間ヲ下ラサル期間内ニ拂込ヲ爲スヘキ旨
ノ催告ヲ發スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ最モ
先ニ滯納金額ノ拂込ヲ爲シタル讓渡人株式ヲ取
得ス

讓渡人カ拂込ヲ爲ササルトキハ會社ハ株式ヲ競
賣スルコトヲ要ス此場合ニ於テ競賣ニ依リテ得
タル金額カ滯納金額ニ滿タサルトキハ從前ノ株
主ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要
ス

第四百五十六條 總會ヲ召集スルニハ會日ヨリ二週
間前ニ各株主ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要
ス

前項ノ通知ニハ會議ノ目的タル事項ヲ記載スル
コトヲ要ス

會社カ無記名式ノ株券ヲ發行シタル場合ニ於テ
ハ會日ヨリ三週間前ニ總會ヲ開クヘキ旨及ヒ前
項ニ掲ケタル事項ヲ公告スルコトヲ要ス

第四百五十七條 定時總會ハ毎年一回一定ノ時期ニ
於テ取締役之ヲ召集スルコトヲ要ス

年二回以上利益ノ配當ヲ爲ス會社ニ在リテハ每
配當期ニ總會ヲ召集スルコトヲ要ス

第四百五十八條 削除

第四百五十九條 臨時總會ハ必要アル毎ニ取締役之
ヲ召集ス

第四百六十條 資本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主ハ
會議ノ目的タル事項及ヒ其召集ノ理由ヲ記載シ
タル書面ヲ取締役ニ提出シテ總會ノ召集ヲ請求
スルコトヲ得

取締役カ前項ノ請求アリタル後二週間内ニ總會
召集ノ手續ヲ爲ササルトキハ其請求ヲ爲シタル
株主ハ裁判所ノ許可ヲ得テ其召集ヲ爲スコトヲ
得

第四百六十條ノ二 總會ハ取締役ノ提出シタル書類

及ヒ監査役ノ報告書ヲ調査セシムル爲メ特ニ檢査役ヲ選任スルコトヲ得

第六十一條 總會ノ決議ハ本法又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

無記名式ノ株券ヲ有スル者ハ會日ヨリ一週間前ニ其株券ヲ供託スルコトヲ要ス
株主ハ代理人ヲ以テ其議決權ヲ行フコトヲ得但
其代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ會社ニ差出タ
スコトヲ要ス

總會ノ決議ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ其議決權ヲ行フコトヲ得ス

第六十二條 各株主ハ一株ニ付キ一箇ノ議決權ヲ有ス但十一株以上ヲ有スル株主ノ議決權ハ定款ヲ以テ之ヲ制限スルコトヲ得

第六十三條 總會招集ノ手續又ハ其決議ノ方法カ法令又ハ定款ニ反スルトキハ株主、取締役又ハ監査役ハ訴ヲ以テノミ其決議ノ無效ヲ主張スルコトヲ得

株主ハ總會ニ於テ決議ニ對シ異議ヲ述ヘタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ總會ニ出席スルコトヲ拒マレタルトキニ限リ又株主カ總會ニ出席セサル場合ニ於テハ自己ニ對スル會招集ノ手續カ法令又ハ定款ニ反スルコトヲ理由トスルトキ

ヲ得ス但定款ヲ以テ任期中ノ最終ノ配當期ニ關スル定時總會ノ終結ニ至ルマテ其任期ヲ伸長スルコトヲ妨ケス

第六十七條 取締役ハ何時ニテモ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得但任期ノ定アル場合ニ於テ正當ノ理由ナクシテ其任期前ニ之ヲ解任シタルトキハ其取締役ハ會社ニ對シ解任ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第六十七條ノ二 取締役ノ任務カ終了シタル場合ニ於テ法律又ハ定款ニ定メタル員數ノ取締役ナキニ至リタルトキハ退任シタル取締役ハ破産及ヒ禁治産ノ場合ヲ除ク外新ニ選任セラレタル取締役カ就職スルマテ仍ホ取締役ノ權利義務ヲ有ス

第六十八條 取締役ハ定款ニ定メタル員數ノ株券ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス

第六十九條 會社ノ業務執行ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ取締役ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス支配人ノ選任及ヒ解任亦同シ

第七十條 定款又ハ株主總會ノ決議ヲ以テ取締役中會社ヲ代表スヘキ者ヲ定メス又ハ數人ノ取締役カ共同シ若クハ取締役カ支配人ト共同シテ會社ヲ代表スヘキコトヲ定メサルトキハ取締役ハ各自會社ヲ代表ス

前法

二三

ニ限リ前項ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

第九十九條ノ三及ヒ第九十九條ノ四ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十三條ノ二 決議無効ノ訴ハ決議ノ日ヨリ一个月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス
口頭辯論ハ前項ノ期間ヲ經過シタル後ニ非サレハ之ヲ開始スルコトヲ得ス
訴ノ提起及ヒ口頭辯論ノ期日ハ取締役遲滯ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第六十三條ノ三 株主カ決議無効ノ訴ヲ提起シタルトキハ會社ノ請求ニ因リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス但其株主カ取締役又ハ監査役ナルトキハ此限ニ在ラス

第六十三條ノ四 決議シタル事項ノ登記アリタル場合ニ於テ其決議ヲ無効トスル判決カ確定シタルトキハ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二款 取締役

第六十四條 取締役ハ株主總會ニ於テ株主中ヨリ之ヲ選任ス

第六十五條 取締役ハ三人以上タルコトヲ要ス
第六十六條 取締役ノ任期ハ三年ヲ超ユルコト

第三十條ノ二第二項及ヒ第六十二條ノ規定ハ取締役ニ之ヲ準用ス

第七十一條 取締役ハ定款及ヒ總會ノ決議録ヲ本店及ヒ支店ニ備ヘ且株主名簿及ヒ社債原簿ヲ本店ニ備ヘ置クコトヲ要ス

株主及ヒ會社ノ債權者ハ營業時間内何時ニテモ前項ニ掲ケタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第七十二條 株主名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
一 株主ノ氏名、住所
二 各株主ノ株式ノ數及ヒ株券ノ番號
三 各株ニ付キ拂込ミタル株金額及ヒ拂込ノ年月日

四 各株式ノ取得ノ年月日
五 無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ其數番號及ヒ發行ノ年月日

第七十二條ノ二 會社ノ株主ニ對スル通知又ハ催告ハ株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其者カ會社ニ通知シタル住所ニ宛ツルヲ以テ足ル前項ノ通知又ハ催告ハ通常其到達スヘカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

第七十三條 社債原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
一 社債權者ノ氏名、住所

二三

- 二 債券ノ番號
 - 三 社債ノ總額
 - 四 各社債ノ金額
 - 五 社債ノ利率
 - 六 社債償還ノ方法及ヒ期限
 - 七 數回ニ分チテ社債ノ拂込ヲ爲サシムルトキハ其拂込ノ金額及ヒ時期
 - 八 各社債ニ付キ拂込ミタル金額及ヒ拂込ノ年月日
 - 九 債券發行ノ年月日
 - 十 各社債ノ取得ノ年月日
 - 十一 無記名式ノ債券ヲ發行シタルトキハ其數、番號及ヒ發行ノ年月日
- 第百七十四條 會社カ其資本ノ半額ヲ失ヒタルトキハ取締役ハ遲滞ナク株主總會ヲ召集シテ之ヲ報告スルコトヲ要ス
- 會社財産ヲ以テ會社ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ取締役ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス
- 第百七十五條 取締役ハ株主總會ノ認許アルニ非サレハ自己又ハ第三者ノ爲メニ會社ノ營業ノ部類ニ屬スル商行爲ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ無限責任社員ト爲ルコトヲ得ス

取締役カ前項ノ規定ニ反シテ自己ノ爲メニ商行爲ヲ爲シタルトキハ株主總會ハ之ヲ以テ會社ノ爲メニ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ニ定メタル權利ハ監査役ノ一人カ其行爲ヲ知リタル時ヨリ二个月間之ヲ行ハサルトキハ消滅ス行爲ノ時ヨリ一年ヲ經過シタルトキ亦同シ

第百七十六條 取締役ハ監査役ノ承認ヲ得タルトキニ限り自己又ハ第三者ノ爲メニ會社ト取引ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ民法第百八條ノ規定ヲ適用セス

第百七十七條 取締役カ其任務ヲ怠リタルトキハ其取締役ハ會社ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責任ス

取締役カ法令又ハ定款ニ反スル行爲ヲ爲シタルトキハ株主總會ノ決議ニ依リタル場合ト雖モ其取締役ハ第三者ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責任ス

第百七十八條 株主總會ニ於テ取締役ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタルトキ又ハ之ヲ否決シタル場合ニ於テ資本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主カ之ヲ監査役ニ請求シタルトキハ會社ハ決議又ハ請求ノ日ヨリ一个月内ニ訴ヲ提起スルコトヲ要ス

前項ノ請求ヲ爲シタル株主ハ監査役ノ請求ニ因

- リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス
- 會社カ敗訴シタルトキハ右ノ株主ハ會社ニ對シテノミ損害賠償ノ責任ス
- 第百七十九條 取締役カ受クヘキ報酬ハ定款ニ其額ヲ定メサリシトキハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三款 監査役
- 第百八十條 監査役ノ任期ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第百八十一條 監査役ハ何時ニテモ取締役ニ對シテ營業ノ報告ヲ求メ又ハ會社ノ業務及ヒ會社財産ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得
- 第百八十二條 監査役ハ株主總會ヲ召集スル必要アリト認メタルトキハ其召集ヲ爲スコトヲ得此總會ニ於テハ會社ノ業務及ヒ會社財産ノ狀況ヲ調査セシムル爲メ特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得
- 第百八十三條 監査役ハ取締役カ株主總會ニ提出セントスル書類ヲ調査シ株主總會ニ其意見ヲ報告スルコトヲ要ス
- 第百八十四條 監査役ハ取締役又ハ支配人ヲ兼スルコトヲ得ス但取締役中ニ缺員アルトキハ取締役及ヒ監査役ノ協議ヲ以テ監査役中ヨリ一時取締役ノ職務ヲ行フヘキ者ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ取締役ノ職務ヲ行フ監査役ハ第百九十二條第一項ノ規定ニ從ヒ株主總會ノ承認ヲ得ルマテハ監査役ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

第百八十五條 會社カ取締役ニ對シ又ハ取締役カ會社ニ對シ訴ヲ提起スル場合ニ於テハ其訴ニ付テハ監査役會社ヲ代表ス但株主總會ハ他人ヲシテ之ヲ代表セシムルコトヲ得

資本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主カ取締役ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ請求シタルトキハ特ニ代表者ヲ指定スルコトヲ得

第百八十六條 監査役カ會社又ハ第三者ニ對シテ損害賠償ノ責任スヘキ場合ニ於テ取締役モ亦其責任スヘキトキハ其監査役及ヒ取締役ハ之ヲ連帶債務者トス

第百八十七條 株主總會ニ於テ監査役ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタルトキ又ハ之ヲ否決シタル場合ニ於テ資本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主カ之ヲ取締役ニ請求シタルトキハ會社ハ決議又ハ請求ノ日ヨリ一个月内ニ訴ヲ提起スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ第百八十五條第一項但前項ノ請求ヲ爲シタル株主ハ取締役ノ請求ニ因リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス

會社カ敗訴シタルトキハ右ノ株主ハ會社ニ對シテノミ損害賠償ノ責ニ任ス

第百八十八條 削除

第百八十九條 第百六十四條、第百六十六條但書、第百六十七條、第百六十七條ノ二、第百七十七條及ヒ第百七十九條ノ規定ハ監査役ニ之ヲ準用ス

第四節 會社ノ計算

第百九十條 取締役ハ定時總會ノ會日ヨリ一週間前ニ左ノ書類ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

- 一 財産目錄
- 二 貸借對照表
- 三 營業報告書
- 四 損益計算書
- 五 準備金及ヒ利益又ハ利息ノ配當ニ關スル議案

第百九十一條 取締役ハ定時總會ノ會日前ニ前條ニ掲ケタル書類及ヒ監査役ノ報告書ヲ本店ニ備フルコトヲ要ス

株主及ヒ會社ノ債權者ハ營業時間内何時ニテモ前項ニ掲ケタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第百九十二條 取締役ハ第百九十條ニ掲ケタル書類ヲ定時總會ニ提出シテ其承認ヲ求ムルコトヲ要ス

利率ニ超ユルコトヲ得ス

前項ニ掲ケタル定款ノ規定ハ裁判所ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

第百九十七條

利益又ハ利息ノ配當ハ定款ニ依リテ拂込ミタル株金額ノ割合ニ應シテ之ヲ爲ス但會社カ優先株ヲ發行シタル場合ニ於テ之ト異ナリタル定アルトキハ此限ニ在ラス

第百九十八條 裁判所ハ資本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主ノ請求ニ因リ會社ノ業務及ヒ會社財産ノ狀況ヲ調査セシムル爲メ檢査役ヲ選任スルコトヲ得

檢査役ハ其調査ノ結果ヲ裁判所ニ報告スルコトヲ要ス此場合ニ於テ裁判所ハ必要アリト認ムルトキハ監査役ヲシテ株主總會ヲ招集セシムルコトヲ得此總會ニ於テ前項ノ調査ヲ爲サシムル爲メ特ニ檢査役ヲ選任スルコトヲ得

第五節 社債

第百九十九條 社債ハ第百九條ニ定メタル決議ニ依ルニ非サレハ之ヲ募集スルコトヲ得ス

第二百條 社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ニ超ユルコトヲ得ス

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産カ前項ノ金額ニ滿タサルトキハ社債ノ總額ハ其財産ノ額ニ超ユルコトヲ得ス

商法

取締役ハ前項ノ承認ヲ得タル後貸借對照表ヲ公告スルコトヲ要ス

第百九十三條 定時總會ニ於テ前條第一項ノ承認ヲ爲シタルトキハ會社ハ取締役及ヒ監査役ニ對シテ其責任ヲ解除シタルモノト看做ス但取締役又ハ監査役ニ不正ノ行爲アリタルトキハ此限ニ在ラス

第百九十四條 會社ハ其資本ノ四分ノ一ニ達スルマテハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其利益ノ二十分ノ一以上ヲ積立ツルコトヲ要ス額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタルトキハ其額面ヲ超ユル金額ハ前項ノ額ニ達スルマテ之ヲ準備金ニ組入ルルコトヲ要ス

第百九十五條 會社ハ損失ヲ填補シ且前條第一項ニ定メタル準備金ヲ控除シタル後ニ非サレハ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シテ配當ヲ爲シタルトキハ會社ノ債權者ハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

第百九十六條 會社ノ目的タル事業ノ性質ニ依リ第百四十一條第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲シタル後二年以上開業ヲ爲スコト能ハサルモノト認ムルトキハ會社ハ定款ヲ以テ開業ヲ爲スニ至ルマテ一定ノ利息ヲ株主ニ配當スヘキコトヲ定ムルコトヲ得但其利率ハ法定

第二百條ノ二 會社ハ前ニ募集シタル社債總額ノ拂込ヲ爲サシメタル後ニ非サレハ更ニ社債ヲ募集スルコトヲ得ス

第二百一一條 各社債ノ金額ハ二十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第二百二條 社債權者ニ償還スヘキ金額カ券面額ニ超ユヘキコトヲ定メタルトキハ其金額ハ各社債ニ付キ同一ナルコトヲ要ス

第二百三條 社債ノ募集ニ應セントスル者ハ社債申込證ニ連ニ其引受クヘキ社債ノ數及ヒ住所ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス

社債申込證ハ取締役之ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 會社ノ商號

二 第百七十三條第三號乃至第七號ニ掲ケタル事項

三 社債發行ノ價額又ハ其最低價額

四 會社ノ資本及ヒ拂込ミタル株金ノ總額

五 最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ノ額

六 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其償還ヲ了ヘサル總額

二七

トヲ要ス

第二百三條ノ二 前條ノ規定ハ契約ニ依リ社債ノ

總額ヲ引受クル場合ニハ之ヲ適用セズ社債募集ノ委託ヲ受ケタル者カ自ラ社債ノ一部ヲ引受クル場合ニ於テ其一部ニ付キ亦同シ

第二百四條 社債ノ募集力完了シタルトキハ取締役ハ遲滞ナク各社債ニ付キ其全額又ハ第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第二百四條ノ二 社債募集ノ委託ヲ受ケタル者ハ自己ノ名ヲ以テ會社ノ爲メニ第二百三條第二項及ヒ前條ニ定メタル行爲ヲ爲スコトヲ得

第二百四條ノ三 取締役ハ第二百四條ノ拂込アリタル日ヨリ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 第七十三條第三號乃至第六號ニ掲ケタル事項

二 各社債ニ付キ拂込ミタル金額

第五十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

外國ニ於テ社債ヲ募集シタル場合ニ於テ登記スヘキ事項カ外國ニ於テ生シタルトキハ登記ノ期間ハ其通知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第二百五條 債券ハ社債全額ノ拂込アリタル後ニ非サレハ之ヲ發行スルコトヲ得ス

債券ニハ會社ノ商號及ヒ第七十三條第二號乃至第六號ニ掲ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

二八

至第六號ニ掲ケタル事項ヲ記載シ取締役之ニ署名シ又ハ記名、捺印スルコトヲ要ス

第二百六條 記名社債ノ移轉ハ取得者ノ氏名、住所ヲ社債原簿ニ記載シ且其氏名ヲ債券ニ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ會社其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第二百七條 第五百五十五條ノ規定ハ債券ニ之ヲ準用ス

第二百七條ノ二 第七十二條ノ二ノ規定ハ社債應募者又ハ社債權者ニ對スル通知及ヒ催告ニ之ヲ準用ス

第六節 定款ノ變更

第二百八條 定款ハ株主總會ノ決議ニ依リテ之ヲ變更スルコトヲ得

定款ノ變更ニ關スル議案ノ要領ハ第五百五十六條ニ定メタル通知及ヒ公告ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百九條 定款ノ變更ハ總株主ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當タル株主出席シ其議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス但第六十一條第二項ノ規定ニ依リテ株券ヲ供託セサル者ハ總株主ノ員數ニ之ヲ算入セス

前項ニ定メタル員數ノ株主カ出席セサルトキハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ假決議

第二百十二條ノ三 株式申込證ハ取締役之ヲ作リ之ヲ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 會社ノ商號

二 増加スヘキ資本ノ總額

三 資本増加ノ決議ノ年月日

四 第一回拂込ノ金額

五 額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ其旨

六 前條ノ規定ニ依リテ決議シタル事項

七 優先株ヲ發行スル場合ニ於テハ其種類及ヒ各種ノ株式ノ數

八 一定ノ時期マテニ資本増加ノ登記ヲ爲ササルトキハ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得ヘキコト

數種ノ優先株ヲ發行スル場合ニ於テハ株式申込人ハ株式申込證ニ其引受クヘキ株式ノ種類及ヒ各種ノ株式ノ數ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百十三條 會社カ其資本ヲ増加シタル場合ニ於テ各新株ニ付キ第二百二十九條ノ拂込アリタルトキハ取締役ハ遲滞ナク株主總會ヲ召集シテ之ニ新株ノ募集ニ關スル事項ヲ報告スルコトヲ要ス

第二百十四條 監査役ハ左ニ掲ケタル事項ヲ調査シ之ヲ株主總會ニ報告スルコトヲ要ス

第二百十二條ノ二 會社カ其資本ヲ増加スル場合ニ於テ金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲ス者アルトキハ其者、其財産ノ種類、價格及ヒ之ニ對シテ與フル株式ノ數ハ資本増加ノ決議ト同時ニ之ヲ決議スルコトヲ要ス

商法

二九

一 新株總數ノ引受アリタルヤ否ヤ
 二 各新株ニ付キ第百二十九條ノ拂込アリタルヤ否ヤ
 株主總會ハ前項ノ調査及ヒ報告ヲ爲サシムル爲メ特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得
 第二百十五條 削除
 第二百十六條 引受ナキ株式又ハ第百二十九條ノ拂込ノ未済ナル株式アルトキハ取締役ハ連帶シテ其株式ヲ引受ケ又ハ其拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ株式ノ申込カ取消サレタルトキ亦同シ
 第二百十七條 會社ハ第百二十三條ノ規定ニ依リテ招集シタル株主總會終結ノ日ヨリ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス
 一 増加シタル資本ノ總額
 二 資本増加ノ決議ノ年月日
 三 各新株ニ付キ拂込ミタル株金額
 四 優先株ヲ發行シタルトキハ其種類及ヒ其各種ノ株式ノ數
 第五十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
 第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スマテハ新株券ノ發行及ヒ新株ノ讓渡又ハ其豫約ヲ爲スコトヲ得ス
 第二百十八條 新株ヲ發行シタルトキハ前條第一

項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲シタル年月日ヲ株券ニ記載スルコトヲ要ス
 優先株ヲ發行シタルトキハ其株主ノ權利ヲ株券ニ記載スルコトヲ要ス
 第二百十九條 第百二十六條第一項、第三項、第百二十六條ノ二乃至第百三十條、第百四十二條及ヒ第百四十七條第二項ノ規定ハ新株發行ノ場合ニ之ヲ準用ス
 第二百二十條 株主總會ニ於テ資本減少ノ決議ヲ爲ストキハ同時ニ其減少ノ方法ヲ決議スルコトヲ要ス
 第七十八條乃至第八十條ノ規定ハ資本減少ノ場合ニ之ヲ準用ス
 第二百二十條ノ二 資本減少ノ爲メ株式ヲ併合スヘキ場合ニ於テハ會社ハ株主ニ對シ一定ノ期間内ニ株券ヲ會社ニ提供スヘキ旨及ヒ其期間内ニ之ヲ提供セサルトキハ株主ノ權利ヲ失フヘキ旨ヲ通知スルコトヲ得但其期間ハ三個月ヲ下ルコトヲ得ス
 第二百二十條ノ三 會社カ前條ニ定メタル手續ヲ踐ミタルモ株主カ株券ヲ提供セサルトキハ其權利ヲ失フ株主カ株券ヲ提供シタル場合ニ於テ併合ニ適セサル株アルトキハ其株ニ付キ亦同シ
 前項ノ場合ニ於テ會社ハ新ニ發行シタル株式ヲ

競賣シ且株數ニ應シテ其代金ヲ從前ノ株主ニ交付スルコトヲ要ス
 第二百二十條ノ四 第百五十二條第三項及ヒ第百五十三條ノ二ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス
 第二百二十條ノ五 株式併合ノ場合ニ於テ從前ノ株式ヲ目的トスル質權ハ併合ニ因リテ株主カ受クヘキ株式及ヒ金銭ノ上ニ存在ス
 第七節 解散
 第二百二十一條 會社ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス
 一 第七十四條第一號、第二號、第四號、第六號及ヒ第七號ニ掲ケタル事由
 二 株主總會ノ決議
 三 株主カ七人未滿ニ減シタルコト
 第二百二十二條 前條第二號及ヒ合併ノ決議ハ第百二十九條ノ規定ニ從フニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
 第二百二十三條 削除
 第二百二十四條 會社カ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外取締役ハ遲滞ナク株主ニ對シテ其通知ヲ發シ且無記名式ノ株券ヲ發行シタル場合ニ於テハ之ヲ公告スルコトヲ要ス
 第二百二十五條 第七十六條及ヒ第七十八條乃至第八十二條ノ規定ハ株式會社ニ之ヲ準用ス

第二百二十條ノ二乃至第百二十條ノ五ノ規定ハ會社ノ合併ニ因ル株式併合ノ場合ニ之ヲ準用ス
 第二百二十條ノ五ノ規定ハ株式ヲ併合セサル場合ニ於テ合併ニ因リ消滅スル會社ノ株式ヲ目的トスル質權ニ之ヲ準用ス
 第八節 清算
 第二百二十六條 會社カ解散シタルトキハ合併及ヒ破産ノ場合ヲ除ク外取締役其清算人ト爲ル但定款ニ別段ノ定アルトキ又ハ株主總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此限ニ在ラス
 前項ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ選任ス
 第二百二十七條 清算人ハ就職ノ後遲滞ナク會社財産ノ現況ヲ調査シ財産目錄及ヒ貸借對照表ヲ作り之ヲ株主總會ニ提出シテ其承認ヲ求ムルコトヲ要ス
 第二百二十七條ノ二 清算人ハ財産目錄、貸借對照表及ヒ事務報告書ヲ作り定時總會ノ會日ヨリ一週間前ニ之ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス
 第二百二十八條 株主總會ニ於テ選任シタル清算人ハ何時ニテモ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得
 重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ監査役又ハ資

本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主ノ請求ニ因リ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第二百二十九條 殘餘財産ハ定款ニ依リテ拂込ミタル株金額ノ割合ニ應シテ之ヲ株主ニ分配スルコトヲ要ス但會社カ優先株ヲ發行シタル場合ニ於テ之ニ異ナリタル定アルトキハ此限ニ在ラス

第二百三十條 清算事務カ終ハリタルトキハ清算人ハ遲滞ナク決算報告書ヲ作リ之ヲ株主總會ニ提出シテ其承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第二百三十一條 削除

第二百三十二條 會社カ事業ニ著手シタル後株主取締役又ハ監査役カ其設立ノ無効ナルコトヲ發見シタルトキハ訴ヲ以テノミ其無効ヲ主張スルコトヲ得

第九十九條ノ三乃至第九十九條ノ六及ヒ第百六十三條ノ二第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百三十三條 會社ノ帳簿、其營業ニ關スル信書及ヒ清算ニ關スル一切ノ書類ハ本店ノ所在地ニ於テ清算終了ノ登記ヲ爲シタル後十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス其保存者ハ清算人其他ノ利害關係人ノ請求ニ因リ裁判所之ヲ選任ス

第二百三十四條 第八十四條、第八十九條乃至第九十三條、第九十三號ノ二第二項、第九十五條、

三 無限責任社員ノ氏名、住所

四 無限責任社員ノ株金以外ノ出資ノ種類及ヒ價格又ハ評價ノ標準

第二百三十八條 無限責任社員ハ株主ヲ募集スルコトヲ要ス

株式申込證ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
一 第二百二十二條、第二百二十六條第二項第一號、第四號、第五號及ヒ前條ニ掲ケタル事項

二 無限責任社員カ株式ヲ引受ケタルトキハ其各自カ引受ケタル株式ノ數

第二百三十九條 創立總會ニ於テハ監査役ヲ選任スルコトヲ要ス

無限責任社員ハ監査役ト爲ルコトヲ得ス

第二百四十條 無限責任社員ハ創立總會ニ出席シテ其意見ヲ述フルコトヲ得但株式ヲ引受ケタルトキト雖モ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

無限責任社員カ引受ケタル株式其他ノ出資ハ議決權ニ關シテハ之ヲ算入セス

前二項ノ規定ハ株主總會ニ之ヲ準用ス

第二百四十一條 監査役ハ第百三十四條第一項及

ヒ第百三十七條第四號ニ掲ケタル事項ヲ調査

シ之ヲ創立總會ニ報告スルコトヲ要ス

第二百四十二條 會社ハ創立總會終結ノ日ヨリ二

商法

第九十七條、第九十九條、第百五十七條乃至第百六十條ノ二、第百六十三條乃至第百六十三條ノ四、第百六十四條第二項、第百六十七條ノ二、第百七十條、第百七十一條、第百七十六條乃至第百七十九條、第百八十一條、第百八十三條乃至第百八十七條、第百九十一條乃至第百九十三條及ヒ民法第七十九條、第八十條ノ規定ハ株式會社ノ清算ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五章 株式合資會社

第二百三十五條 株式合資會社ハ無限責任社員ト

株主トヲ以テ之ヲ組織ス

第二百三十六條 左ノ事項ニ付テハ合資會社ニ關

スル規定ヲ準用ス

一 無限責任社員相互間ノ關係

二 無限責任社員ト株主及ヒ第三者トノ關係

三 無限責任社員ノ退社

此他株式合資會社ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外株式會社ニ關スル規定ヲ準用ス

第二百三十七條 無限責任社員ハ發起人ト爲リテ

定款ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載シテ署名スルコ

トヲ要ス

一 第百二十條第一號、第二號、第四號、第

六號及ヒ第七號ニ掲ケタル事項

二 株金ノ總額

週間内ニ其本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 第百二十條第一號、第二號、第四號、第

七號及ヒ第百四十一條第一項第二號乃至第

六號ニ掲ケタル事項

二 株金ノ總額

三 無限責任社員ノ氏名、住所

四 無限責任社員ノ株金以外ノ出資ノ種類及

ヒ財産ヲ目的トスル出資ノ價格

五 會社ヲ代表スヘキ無限責任社員ヲ定メタ

ルトキハ其氏名

六 監査役ノ氏名、住所

七 數人ノ無限責任社員カ共同シ又ハ無限責

任社員カ支配人ト共同シテ會社ヲ代表スヘ

キコトヲ定メタルトキハ其代表ニ關スル規

定

第二百四十三條 會社ヲ代表スヘキ無限責任社員

ニハ株式會社ノ取締役ニ關スル規定ヲ準用ス但

第百六十四條乃至第百六十八條、第百七十五條

及ヒ第百七十九條ノ規定ハ此限ニ在ラス

第二百四十四條 合資會社ニ於テ總社員ノ同意ヲ

要スル事項ニ付テハ株主總會ノ決議ノ外無限責

任社員ノ一致アルコトヲ要ス

第二百四十九條ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二百四十五條 監査役ハ無限責任社員ヲシテ株
主總會ノ決議ヲ執行セシムル責ニ任ス

第二百四十六條 株式合資會社ハ合資會社ト同一
ノ事由ニ因リテ解散ス但第八十三條ノ場合ハ此
限ニ在ラス

第二百四十七條 無限責任社員ノ全員カ退社シタ
ル場合ニ於テ株主ハ第二百九條ニ定メタル決議
ニ依リ株式會社トシテ會社ヲ繼續スルコトヲ得
此場合ニ於テハ株式會社ノ組織ニ必要ナル事項
ヲ決議スルコトヲ要ス

第二百四十八條 前項ノ場合ニ之ヲ準
用ス

第二百四十八條 會社カ解散シタルトキハ合併、
破産又ハ裁判所ノ命令ニ因リテ解散シタル場合
ヲ除ク外清算ハ無限責任社員ノ全員又ハ其選任
シタル者及ヒ株主總會ニ於テ選任シタル者之ヲ
爲ス但定款ニ別段ノ定メアルトキハ此限ニ在ラ
ス

無限責任社員カ清算人ヲ選任スルトキハ其過半
數ヲ以テ之ヲ決ス

株主總會ニ於テ選任スル清算人ハ無限責任社員
ノ全員若クハ其相續人又ハ其選任スル者ト同數
ナルコトヲ要ス

第二百四十九條 無限責任社員ハ何時ニテモ其選

任シタル清算人ヲ解任スルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ清算人ノ解任ニ之ヲ準用ス
第二百五十條 第二百二條ノ規定ハ株式合資會社ノ
無限責任社員ニ之ヲ準用ス

第二百五十一條 清算人ハ第二百二十七條、第二
百二十七條ノ二及ヒ第二百三十條ニ定メタル計
算ニ付キ株主總會ノ承認ノ外無限責任社員全員
ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第二百五十二條 株式合資會社ハ第二百四十四條
ノ規定ニ從ヒ其組織ヲ變更シテ之ヲ株式會社ト
爲スコトヲ得

第二百五十三條 前條ノ場合ニ於テハ株主總會ハ
直チニ株式會社ノ組織ニ必要ナル事項ヲ決議ス
ルコトヲ要ス此總會ニ於テハ無限責任社員モ亦
其引受クヘキ株式ノ數ニ應シテ議決權ヲ行フコ
トヲ得

第七十八條、第七十九條第一項、第二項及ヒ第
八十三條ノ三ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第二百五十四條 削除

第六章 外國會社

第二百五十五條 外國會社カ日本ニ支店ヲ設ケタ
ルトキハ日本ニ成立スル同種ノモノ又ハ最モ之
ニ類似セルモノト同一ノ登記及ヒ公告ヲ爲スコ
トヲ要ス

右ノ外日本ニ支店ヲ設ケタル外國會社ハ其日本
ニ於ケル代表者ヲ定メ且支店設立ノ登記ト同時
ニ其氏名、住所ヲ登記スルコトヲ要ス

第六十二條ノ規定ハ外國會社ノ代表者ニ之ヲ準
用ス

第二百五十六條 前條第一項及ヒ第二項ノ規定ニ
依リ登記スヘキ事項カ外國ニ於テ生シタルトキ
ハ登記ノ期間ハ其通知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ
起算ス

第二百五十七條 外國會社カ始メテ日本ニ支店ヲ
設ケタルトキハ其支店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲
スマテハ第三者ハ其會社ノ成立ヲ否認スルコト
ヲ得

第二百五十八條 日本ニ本店ヲ設ケ又ハ日本ニ於
テ商業ヲ營ムヲ以テ主タル目的トスル會社ハ外
國ニ於テ設立スルモノト雖モ日本ニ於テ設立ス
ル會社ト同一ノ規定ニ從フコトヲ要ス

第二百五十九條 第四百七條、第四百九條、第
百五十條、第五百五條第一項、第二百五條
七條第二項ノ規定ハ日本ニ於テスル外國會社ノ
株券又ハ債券ノ發行及ヒ其株式又ハ社債ノ移轉
ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ始メテ日本ニ設ケ
タル支店ヲ以テ本店ト看做ス

第二百六十條 外國會社カ日本ニ支店ヲ設ケタル
場合ニ於テ其代表者カ會社ノ業務ニ付キ公ノ秩
序又ハ善良ノ風俗ニ反スル行爲ヲ爲シタルトキ
ハ裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其
支店ノ閉鎖ヲ命スルコトヲ得

第七章 罰則

第二百六十一條 發起人、取締役、株式合資會社
ノ業務ヲ執行スル社員、監査役、檢査役又ハ株
式會社若クハ株式合資會社ノ支配人ハ左ノ場合
ニ於テハ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ千圓以
下ノ罰金ニ處ス

一 會社ノ設立若クハ資本ノ増加又ハ其登記
ヲ爲シ若クハ之ヲ爲サシムル目的ヲ以テ株
式總會ノ引受又ハ資本ニ對スル拂込額ニ付
キ裁判所又ハ總會ヲ欺罔シタルトキ

二 何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス會社ノ計
算ニ於テ不正ニ其株式ヲ取得シ又ハ質權ノ
目的トシテ之ヲ受ケタルトキ

三 法令又ハ定款ノ規定ニ違反シテ利益又ハ
利息ノ配當ヲ爲シタルトキ

四 會社ノ營業ノ範圍外ニ於テ投機引受ノ爲
メニ會社財産ヲ處分シタルトキ
前項ノ規定ハ刑法ニ正條アル場合ニハ之ヲ適用
セス

第二百六十二條 發起人、會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、外國會社ノ代表者、監査役又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス但其行爲ニ付キ刑ヲ科スヘキトキハ此限ニ在ラス

- 一 官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ
- 二 第七十八條乃至第八十條ノ規定ニ違反シテ合併、會社財産ノ處分、資本ノ減少又ハ組織ノ變更ヲ爲シタルトキ
- 三 検査役ノ調査ヲ妨ケタルトキ
- 四 第五百一十一條第二項ノ規定ニ違反シテ株式ヲ消却シタルトキ
- 五 第五百五十五條第一項ノ規定ニ違反シテ株式ヲ無記名式ト爲シタルトキ
- 六 第七十四條第二項又ハ民法第八十一條ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ
- 七 第九十四條ノ規定ニ違反シ準備金ヲ積立テサルトキ
- 八 第二百條ノ規定ニ違反シテ社債ヲ募集シ又ハ第二百五條第一項ノ規定ニ違反シテ社債ヲ發行シタルトキ
- 九 第二百六十條ノ規定ニ依ル裁判所ノ命令

ニ違反シタルトキ
十 會社カ裁判所ノ命令ニ因リテ解散シタル場合ニ於テ清算人ニ事務引渡ヲ爲ササルトキ

- 十一 清算ノ結了ヲ遅延セシムル目的ヲ以テ民法第七十九條ノ期間ヲ不當ニ定メタルトキ
 - 十二 民法第七十九條ノ期間内ニ或債權者ニ辨濟ヲ爲シ又ハ第九十五條ノ規定ニ違反シテ會社財産ヲ分配シタルトキ
- 第二百六十二條ノ二 發起人、會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、外國會社ノ代表者、監査役又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五百圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス但其行爲ニ付キ刑ヲ科スヘキトキハ此限ニ在ラス
- 一 本編ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ
 - 二 本編ニ定メタル公告若クハ通知ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告若クハ通知ヲ爲シタルトキ
 - 三 本編ノ規定ニ依リ閱覽ヲ許スヘキ書類ヲ正當ノ理由ナクシテ閱覽セシメサリシトキ
 - 四 本編ノ規定ニ依ル検査又ハ調査ヲ妨ケタルトキ

第三編 商行為

第一章 總則

第二百六十三條 左ニ掲ケタル行爲ハ之ヲ商行為トス

- 一 利益ヲ得テ讓渡ス意思ヲ以テスル動産、不動産若クハ有價證券ノ有價取得又ハ其取得シタルモノノ讓渡ヲ目的トスル行爲
 - 二 他人ヨリ取得スヘキ動産又ハ有價證券ノ供給契約及ヒ其履行ノ爲メニスル有價取得ヲ目的トスル行爲
 - 三 取引所ニ於テスル取引
 - 四 手形其他ノ商業證券ニ關スル行爲
- 第二百六十四條 左ニ掲ケタル行爲ハ營業トシテ之ヲ爲ストキハ之ヲ商行為トス但專ラ貸金ヲ得ル目的ヲ以テ物ヲ製造シ又ハ勞務ニ服スル者ノ行爲ハ此限ニ在ラス
- 一 貸貸スル意思ヲ以テスル動産若クハ不動産ノ有價取得若クハ貸借又ハ其取得若クハ貸借シタルモノノ貸貸ヲ目的トスル行爲
 - 二 他人ノ爲メニスル製造又ハ加工ニ關スル行爲
 - 三 電氣又ハ瓦斯ノ供給ニ關スル行爲
 - 四 運送ニ關スル行爲

- 五 第四十六條ノ規定ニ違反シテ開業ノ準備ニ著手シタルトキ
 - 六 第二百二十六條第二項、第二百三條第二項、第二百二十二條ノ三第一項及ヒ第二百三十八條第二項ノ規定ニ違反シ株式申込證又ハ社債申込證ヲ作ラス、之ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ
 - 七 第四百七十七條第一項又ハ第二百七十七條第三項ノ規定ニ違反シテ社債ヲ發行シタルトキ
 - 八 株券又ハ債券ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ
 - 九 定款、株主名簿、社債原簿、總會ノ決議錄、財産目錄、貸借對照表、營業報告書、事務報告書、損益計算書及ヒ準備金並ニ利益又ハ利息ノ配當ニ關スル議案ヲ本店若クハ支店ニ備ヘ置カス、之ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ之ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ
 - 十 第七十四條第一項又ハ第九十八條第二項ノ規定ニ違反シ株主總會ヲ招集セサルトキ
- 第二百六十二條ノ三 第四十四條ノ三第二項ノ規定ニ依リテ選任セラレタル者ハ本章ノ適用ニ付テハ之ヲ發起人ト看做ス

- 五 作業又ハ勞務ノ請負
- 六 出版、印刷又ハ攝影ニ關スル行爲
- 七 客ノ來集ヲ目的トスル場屋ノ取引
- 八 兩替其他ノ銀行取引
- 九 保險
- 十 寄託ノ引受
- 十一 仲立又ハ取次ニ關スル行爲
- 十二 商行爲ノ代理ノ引受
- 第二百六十五條 商人カ其營業ノ爲メニスル行爲ハ之ヲ商行爲トス
- 商人ノ行爲ハ其營業ノ爲メニスルモノト推定ス
- 第二百六十六條 商行爲ノ代理人カ本人ノ爲メニスルコトヲ云ササルトキハ雖モ其行爲ハ本人ニ對シテ其效力ヲ生ス但相手方カ本人ノ爲メニスルコトヲ知ラザリシトキハ代理人ニ對シテ履行ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ケス
- 第二百六十七條 商行爲ノ受任者ハ委任ノ本旨ニ反セサル範圍内ニ於テ委任ヲ受ケサル行爲ヲ爲スコトヲ得
- 第二百六十八條 商行爲ノ委任ニ因ル代理權ハ本人ノ死亡ニ因リテ消滅セス
- 第二百六十九條 對話者間ニ於テ契約ノ申込ヲ受ケタル者カ直チニ承諾ヲ爲ササルトキハ申込ハ其效力ヲ失フ

- 第二百七十條 隔地者間ニ於テ承諾期間ノ定ナクシテ契約ノ申込ヲ受ケタル者カ相當ノ期間内ニ承諾ノ通知ヲ發セサルトキハ申込ハ其效力ヲ失フ
- 民法第五百二十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第二百七十一條 商人カ平常取引ヲ爲ス者ヨリ其營業ノ部類ニ屬スル契約ノ申込ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク諾否ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス若シ之ヲ發スルコトヲ怠リタルトキハ申込ヲ承諾シタルモノト看做ス
- 第二百七十二條 商人カ其營業ノ部類ニ屬スル契約ノ申込ヲ受ケタル場合ニ於テ申込ト共ニ受取リタル物品アルトキハ其申込ヲ拒絕シタルトキト雖モ申込者ノ費用ヲ以テ其物品ヲ保管スルコトヲ要ス但其物品ノ價額カ其費用ヲ償フニ足ラサルトキハ商人カ其保管ニ因リテ損害ヲ受クヘキトキハ此限ニ在ラス
- 第二百七十三條 數人カ共一人又ハ全員ノ爲メニ商行爲タル行爲ニ因リテ債務ヲ負擔シタルトキハ其債務ハ各自連帶シテ之ヲ負擔ス
- 保證人アル場合ニ於テ債務カ主タル債務者ノ商行爲ニ因リテ生シタルトキハ保證カ商行爲ナルトキハ主タル債務者及ヒ保證人カ各別ノ行爲

- ヲ以テ債務ヲ負擔シタルトキト雖モ其債務ハ各自連帶シテ之ヲ負擔ス
- 第二百七十四條 商人カ其營業ノ範圍内ニ於テ他人ノ爲メニ或行爲ヲ爲シタルトキハ相當ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得
- 第二百七十五條 商人間ニ於テ金錢ノ消費貸借ヲ爲シタルトキハ貸主ハ法定利息ヲ請求スルコトヲ得
- 商人カ其營業ノ範圍内ニ於テ他人ノ爲メニ金錢ノ立替ヲ爲シタルトキハ其立替ノ日以後ノ法定利息ヲ請求スルコトヲ得
- 第二百七十六條 商行爲ニ因リテ生シタル債務ニ關シテハ法定利率ハ年六分トス
- 第二百七十七條 民法第三百四十九條ノ規定ハ商行爲ニ因リテ生シタル債權ヲ擔保スル爲メニ設定シタル質權ニハ之ヲ適用セス
- 第二百七十八條 商行爲ニ因リテ生シタル債務ノ履行ヲ爲スヘキ場所カ其行爲ノ性質又ハ當事者ノ意思表示ニ因リテ定マラサルトキハ特定物ノ引渡ハ行爲ノ當時其物ノ存在セシ場所ニ於テ之ヲ爲シ其他ノ履行ハ債權者ノ現時ノ營業所、若シ營業所ナキトキハ其住所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス
- 指圖債權及ヒ無記名債權ノ辨濟ハ債務者ノ現時

- ノ營業所、若シ營業所ナキトキハ其住所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス
- 支店ニ於テ爲シタル取引ニ付テハ其支店ヲ以テ營業所ト看做ス
- 第二百七十九條 指圖債權又ハ無記名債權ノ債務者ハ其履行ニ付キ期限ノ定アルトキト雖モ其期限カ到來シタル後所持人カ其證券ヲ呈示シテ履行ノ請求ヲ爲シタル時ヨリ遲滞ノ責ニ任ス
- 第二百八十條 削除
- 第二百八十一條 金錢其他ノ物又ハ有價證券ノ給付ヲ目的トスル有價證券ノ所持人カ其證券ヲ喪失シタル場合ニ於テ公示催告ノ申立ヲ爲シタルトキハ債務者ヲシテ其債務ノ目的物ヲ供託セシメ又ハ相當ノ擔保ヲ供シテ其證券ノ趣旨ニ從ヒ履行ヲ爲サシムルコトヲ得
- 第二百八十二條 第四百四十一條、第四百四十九條ノ二、第四百五十七條、第四百六十一條及ヒ第四百六十四條ノ規定ハ金錢其他ノ物又ハ有價證券ノ給付ヲ目的トスル有價證券ニ之ヲ準用ス
- 第二百八十三條 法令又ハ慣習ニ依リ取引時間ノ定アルトキハ其取引時間内ニ限リ債務ノ履行ヲ爲シ又ハ其履行ノ請求ヲ爲スコトヲ得
- 第二百八十四條 商人間ニ於テ其雙方ノ爲メニ商行爲タル行爲ニ因リテ生シタル債權カ辨濟期ニ

在ルトキハ債權者ハ辨濟ヲ受クルマテ其債務者トノ間ニ於ケル商行為ニ因リテ自己ノ占有ニ歸シタル債務者所有ノ物又ハ有價證券ヲ留置スルコトヲ得但別段ノ意思表示アリタルトキハ此限ニ在ラス

第二百八十五條 商行為ニ因リテ生シタル債權ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外五年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス但他ノ法令ニ之ヨリ短キ時効期間ノ定アルトキハ其規定ニ從フ

第二百八十五條ノ二 第四十二條第二項ニ定メタル會社ノ行為ニハ商行為ニ關スル規定ヲ準用ス

第二章 賣買

第二百八十六條 商人間ノ賣買ニ於テ買主カ其目的物ヲ受取ルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受取ルコト能ハサルトキハ賣主ハ其物ヲ供託シ又ハ相當ノ期間ヲ定メテ催告ヲ爲シタル後之ヲ競賣スルコトヲ得此場合ニ於テハ遲滞ナク買主ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

損敗シ易キ物ハ前項ノ催告ヲ爲サスシテ之ヲ競賣スルコトヲ得
前二項ノ規定ニ依リ賣主カ賣買ノ目的物ヲ競賣シタルトキハ其代價ヲ供託スルコトヲ要ス但其全部又ハ一部ヲ代金ニ充當スルコトヲ妨ケス

第二百八十七條 賣買ノ性質又ハ當事者ノ意思表示ニ依リ一定ノ日時又ハ一定ノ期間内ニ履行ヲ爲スニ非サレハ契約ヲ爲シタル目的ヲ達スルコト能ハサル場合ニ於テ當事者ノ一方カ履行ヲ爲サスシテ其時期ヲ經過シタルトキハ相手方ハ直チニ其履行ヲ請求スルニ非サレハ契約ノ解除ヲ爲シタルモノト看做ス

第二百八十八條 商人間ノ賣買ニ於テ買主カ其目的物ヲ受取リタルトキハ遲滞ナク之ヲ檢査シ若シ之ニ瑕疵アルコト又ハ其數量ニ不足アルコトヲ發見シタルトキハ直チニ賣主ニ對シテ其通知ヲ發スルニ非サレハ其瑕疵又ハ不足ニ因リテ契約ノ解除又ハ代金減額若クハ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス賣買ノ目的物ニ直チニ發見スルコト能ハサル瑕疵アリタル場合ニ於テ買主カ六个月内ニ之ヲ發見シタルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ賣主ニ惡意アリタル場合ニハ之ヲ適用セズ
第二百八十九條 前條ノ場合ニ於テ買主ハ契約ノ解除ヲ爲シタルトキト雖モ賣主ノ費用ヲ以テ賣買ノ目的物ヲ保管又ハ供託スルコトヲ要ス但其物ニ付キ滅失又ハ毀損ノ虞アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ競賣シ其代價ヲ保管又ハ供託スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ買主カ競賣ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク賣主ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ハ賣主及ヒ買主ノ營業所、若シ營業所ナキトキハ其住所カ同市町村内ニ在ル場合ニハ之ヲ適用セズ

第二百九十條 前條ノ規定ハ賣主ヨリ買主ニ引渡シタル物品カ注文シタル物品ト異ナリタル場合ニ之ヲ準用ス其物品カ注文シタル數量ヲ超過シタル場合ニ於テ其超過額ニ付キ亦同シ

第三章 交互計算

第二百九十一條 交互計算ハ商人間又ハ商人ト商人ニ非サルモノトノ間ニ平常取引ヲ爲ス場合ニ於テ一定ノ期間内ノ取引ヨリ生スル債權債務ノ總額ニ付キ相殺ヲ爲シ其殘額ノ支拂ヲ爲スヘキコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス

第二百九十二條 手形其他ノ商業證券ヨリ生シタル債權債務ヲ交互計算ニ組入レタル場合ニ於テ證券ノ債務者カ辨濟ヲ爲サザリシトキハ當事者ハ其債務ニ關スル項目ヲ交互計算ヨリ除去スルコトヲ得

第二百九十三條 當事者カ相殺ヲ爲スヘキ期間ヲ定メザリシトキハ其期間ハ之ヲ六個月トス
第二百九十四條 當事者カ債權債務ノ各項目ヲ記

載シタル計算書ノ承認ヲ爲シタルトキハ其各項目ニ付キ異議ヲ述フルコトヲ得ス但錯誤又ハ脱漏アリタルトキハ此限ニ在ラス

第二百九十五條 相殺ニ因リテ生シタル殘額ニ付テハ債權者ハ計算閉鎖ノ日以後ノ法定利息ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ各項目ヲ交互計算ニ組入レタル日ヨリ之ニ利息ヲ附スルコトヲ妨ケス

第二百九十六條 各當事者ハ何時ニテモ交互計算ノ解除ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ直チニ計算ヲ閉鎖シテ殘額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

第四章 匿名組合

第二百九十七條 匿名組合契約ハ當事者ノ一方カ相手方ノ營業ノ爲メニ出資ヲ爲シ其營業ヨリ生スル利益ヲ分配スヘキコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス

第二百九十八條 匿名組合員ノ出資ハ營業者ノ財產ニ歸ス

匿名組合員ハ營業者ノ行為ニ付キ第三者ニ對シテ權利義務ヲ有セズ

第二百九十九條 匿名組合員カ其氏若クハ氏名ヲ營業者ノ商號中ニ用キ又ハ其商號ヲ營業者ノ商號トシテ用ユルコトヲ許諾シタルトキハ其使用以後ニ生シタル債務ニ付テハ營業者ト連帶シテ

其責ニ任ス

第三百條 出資カ損失ニ因リテ滅シタルトキハ其
填補ノ後ニ非サレハ匿名組合員ハ利益ノ配當ヲ
請求スルコトヲ得ス

第三百一條 組合契約ヲ以テ組合ノ存續期間ヲ定
メサリシトキ又ハ或當事者ノ終身間組合ノ存續
スヘキコトヲ定メタルトキハ各當事者ハ營業年
度ノ終ニ於テ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但六個
月前ニ其豫告ヲ爲スコトヲ要ス

組合ノ存續期間ヲ定メタルトキハ各當事者ハ何時ニ
コトヲ得サル事由アルトキハ各當事者ハ何時ニ
テモ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第三百二條 前條ニ掲ケタル場合ノ外組合契約ハ
左ノ事由ニ因リテ終了ス

一 組合ノ目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ
不能

二 營業者ノ死亡又ハ禁治産

三 營業者又ハ匿名組合員ノ破産

第三百三條 組合契約カ終了シタルトキハ營業者
ハ匿名組合員ニ其出資ノ價格ヲ返還スルコトヲ
要ス但出資カ損失ニ因リテ減シタルトキハ其殘
額ヲ返還スルヲ以テ足ル

第三百四條 第八條、第一百一條及ヒ第一百五
條ノ規定ハ匿名組合員ニ之ヲ準用ス

シタル行爲ニ付キ其帳簿ノ謄本ノ交付ヲ請求ス
ルコトヲ得

第三百十條 當事者カ其氏名又ハ商號ヲ相手方ニ
示ササルヘキ旨ヲ仲立人ニ命シタルトキハ仲立
人ハ第三百八條第一項ノ書面及ヒ前條第二項ノ
謄本ニ其氏名又ハ商號ヲ記載スルコトヲ得ス

第三百十一條 仲立人カ當事者ノ一方ノ氏名又ハ
商號ヲ其相手方ニ示ササルシトキハ之ニ對シテ
自ラ履行ヲ爲ス責ニ任ス

第三百十二條 仲立人ハ第三百八條ノ手續ヲ終ハ
リタル後ニ非サレハ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス
仲立人ノ報酬ハ當事者雙方平分シテ之ヲ負擔ス

第六章 問屋營業

第三百十三條 問屋トハ自己ノ名ヲ以テ他人ノ爲
メニ物品ノ販賣又ハ買入ヲ爲スヲ業トスル者ヲ
謂フ

第三百十四條 問屋ハ他人ノ爲メニ爲シタル販賣
又ハ買入ニ因リ相手方ニ對シテ自ラ權利ヲ得義
務ヲ負フ

問屋ト委託者トノ間ニ於テハ本章ノ規定ノ外
委任及ヒ代理ニ關スル規定ヲ準用ス

第三百十五條 問屋ハ委託者ノ爲メニ爲シタル販
賣又ハ買入ニ付キ相手方カ其債務ヲ履行セサル
場合ニ於テ自ラ其履行ヲ爲ス責ニ任ス但別段ノ
意思表示又ハ慣習アルトキハ此限ニ在ラス

問法

第五章 仲立營業

第三百五條 仲立人トハ他人間ノ商行爲ノ媒介ヲ
爲スヲ業トスル者ヲ謂フ

第三百六條 仲立人ハ其媒介シタル行爲ニ付キ當
事者ノ爲メニ支拂其他ノ給付ヲ受クルコトヲ得
ス但別段ノ意思表示又ハ慣習アルトキハ此限ニ
在ラス

第三百七條 仲立人カ其媒介スル行爲ニ付キ見本
ヲ受取リタルトキハ其行爲カ完了スルマテ之ヲ
保管スルコトヲ要ス

第三百八條 當事者間ニ於テ行爲カ成立シタルト
キハ仲立人ハ遲滞ナク各當事者ノ氏名又ハ商
號、行爲ノ年月日及ヒ其要領ヲ記載シタル書面
ヲ作り署名ノ後之ヲ各當事者ニ交付スルコトヲ
要ス

當事者カ直チニ履行ヲ爲スヘキ場合ヲ除ク外仲
立人ハ各當事者ヲシテ前項ノ書面ニ署名セシメ
タル後之ヲ其相手方ニ交付スルコトヲ要ス

前二項ノ場合ニ於テ當事者ノ一方カ書面ヲ受領
セス又ハ之ニ署名セサルトキハ仲立人ハ遲滞ナ
ク相手方ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

第三百九條 仲立人ハ其帳簿ニ前條第一項ニ掲ケ
タル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

當事者ハ何時ニテモ仲立人カ自己ノ爲メニ媒介

第三百十六條 問屋カ委託者ノ指定シタル金額ヨ
リ廉價ニテ販賣ヲ爲シ又ハ高價ニテ買入ヲ爲シ
タル場合ニ於テ自ラ其差額ヲ負擔スルトキハ其
販賣又ハ買入ハ委託者ニ對シテ其效力ヲ生ス

第三百十七條 問屋カ取引所ノ相場アル物品ノ販
賣又ハ買入ノ委託ヲ受ケタルトキハ自ラ買主又
ハ賣主ト爲ルコトヲ得此場合ニ於テハ賣主ノ代
價ハ問屋カ買主又ハ賣主ト爲リタルコトノ通知
ヲ發シタル時ニ於ケル取引所ノ相場ニ依リテ之
ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テモ問屋ハ委託者ニ對シテ報酬
ヲ請求スルコトヲ得

第三百十八條 問屋カ買入ノ委託ヲ受ケタル場合
ニ於テ委託者カ買入レタル物品ヲ受取ルコトヲ
拒ミ又ハ之ヲ受取ルコト能ハサルトキハ第二百
八十六條ノ規定ヲ準用ス

第三百十九條 第三十七條及ヒ第四十一條ノ規定
ハ問屋ニ之ヲ準用ス

第三百二十條 本章ノ規定ハ自己ノ名ヲ以テ他人
ノ爲メニ販賣又ハ買入ニ非サル行爲ヲ爲スヲ業
トスル者ニ之ヲ準用ス

第七章 運送取扱營業

第三百二十一條 運送取扱人トハ自己ノ名ヲ以テ
物品運送ノ取次ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ
運送取扱人ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク
外問屋ニ關スル規定ヲ準用ス

四三

第三百二十二條 運送取扱人、自己又ハ其使用人カ運送品ノ受取、引渡、保管、運送人又ハ他ノ運送取扱人ノ選擇其他運送ニ關スル注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非サレハ運送品ノ滅失毀損又ハ延著ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第三百二十三條 運送取扱人カ運送品ヲ運送人ニ引渡シタルトキハ直チニ其報酬ヲ請求スルコトヲ得

運送取扱契約ヲ以テ運送賃ノ額ヲ定メタルトキハ運送取扱人ハ特約アルニ非サレハ別ニ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス

第三百二十四條 運送取扱人ハ運送品ニ關シ受取ルヘキ報酬、運送賃其他委託者ノ爲メニ爲シタル立替又ハ前貸ニ付テノミ其運送品ヲ留置スルコトヲ得

第三百二十五條 數人相次テ運送ノ取扱ヲ爲ス場合ニ於テハ後者ハ前者ニ代ハリテ其權利ヲ行使スル義務ヲ負フ

前項ノ場合ニ於テ後者カ前者ニ辨濟ヲ爲シタルトキハ前者ノ權利ヲ取得ス

第三百二十六條 運送取扱人カ運送人ニ辨濟ヲ爲シタルトキハ運送人ノ權利ヲ取得ス

第三百二十七條 運送取扱人ハ特約ナキトキハ自ラ運送ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ運送取扱人ハ運送取扱人ト同一ノ權利義務ヲ有ス

運送取扱人カ委託者ノ請求ニ因リテ貨物引換證ヲ作リタルトキハ自ラ運送ヲ爲スコトヲ得

第三百二十八條 運送取扱人ノ責任ハ荷受人カ運送品ヲ受取リタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

前項ノ期間ハ運送品ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ其引渡アルヘカリシ日ヨリ之ヲ起算ス

前二項ノ規定ハ運送取扱人ニ惡意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第三百二十九條 運送取扱人ノ委託者又ハ荷受人ニ對スル債權ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第三百三十條 第三百二十八條及ヒ第三百四十三條ノ規定ハ運送取扱營業ニ之ヲ準用ス

第八章 運送營業

第三百三十一條 運送人トハ陸上又ハ湖川、港灣ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ

第一節 物品運送

第三百三十二條 荷受人ハ運送人ノ請求ニ因リテ運送狀ヲ交付スルコトヲ要ス

第三百三十三條 貨物引換證ニ依リ運送品ヲ受取ルコトヲ得ヘキ者ニ貨物引換證ヲ引渡シタルトキハ其引渡ハ運送品ノ上ニ行使スル權利ノ取得ニ付キ運送品ノ引渡ト同一ノ效力ヲ有ス

第三百三十六條 運送品ノ全部又ハ一部カ不可抗力ニ因リテ滅失シタルトキハ運送人ハ其運送賃ヲ請求スルコトヲ得ス若シ運送人カ既ニ其運送賃ノ全部又ハ一部ヲ受取リタルトキハ之ヲ返還スルコトヲ要ス

運送品ノ全部又ハ一部カ其性質若クハ瑕疵又ハ荷受人ノ過失ニ因リテ滅失シタルトキハ運送人ハ運送賃ノ全部ヲ請求スルコトヲ得

第三百三十七條 運送人ハ自己若クハ運送取扱人又ハ其使用人其他運送ノ爲メ使用シタル者カ運送品ノ受取、引渡、保管及ヒ運送ニ關シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非サレハ運送品ノ滅失、毀損又ハ延著ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第三百三十八條 貨幣、有價證券其他ノ高價品ニ付テハ荷受人カ運送ヲ委託スルニ當タリ其種類及ヒ價額ヲ明告シタルニ非サレハ運送人ハ損害賠償ノ責ニ任セス

第三百三十九條 數人相次テ運送ヲ爲ス場合ニ於テ

ハ此限ニ在ラス

第三百三十五條 貨物引換證ニ依リ運送品ヲ受取ルコトヲ得ヘキ者ニ貨物引換證ヲ引渡シタルトキハ其引渡ハ運送品ノ上ニ行使スル權利ノ取得ニ付キ運送品ノ引渡ト同一ノ效力ヲ有ス

第三百三十六條 運送品ノ全部又ハ一部カ不可抗力ニ因リテ滅失シタルトキハ運送人ハ其運送賃ヲ請求スルコトヲ得ス若シ運送人カ既ニ其運送賃ノ全部又ハ一部ヲ受取リタルトキハ之ヲ返還スルコトヲ要ス

運送品ノ全部又ハ一部カ其性質若クハ瑕疵又ハ荷受人ノ過失ニ因リテ滅失シタルトキハ運送人ハ運送賃ノ全部ヲ請求スルコトヲ得

第三百三十七條 運送人ハ自己若クハ運送取扱人又ハ其使用人其他運送ノ爲メ使用シタル者カ運送品ノ受取、引渡、保管及ヒ運送ニ關シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非サレハ運送品ノ滅失、毀損又ハ延著ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第三百三十八條 貨幣、有價證券其他ノ高價品ニ付テハ荷受人カ運送ヲ委託スルニ當タリ其種類及ヒ價額ヲ明告シタルニ非サレハ運送人ハ損害賠償ノ責ニ任セス

第三百三十九條 數人相次テ運送ヲ爲ス場合ニ於テ

ハ此限ニ在ラス

第三百三十五條 貨物引換證ニ依リ運送品ヲ受取ルコトヲ得ヘキ者ニ貨物引換證ヲ引渡シタルトキハ其引渡ハ運送品ノ上ニ行使スル權利ノ取得ニ付キ運送品ノ引渡ト同一ノ效力ヲ有ス

第三百三十六條 運送品ノ全部又ハ一部カ不可抗力ニ因リテ滅失シタルトキハ運送人ハ其運送賃ヲ請求スルコトヲ得ス若シ運送人カ既ニ其運送賃ノ全部又ハ一部ヲ受取リタルトキハ之ヲ返還スルコトヲ要ス

運送品ノ全部又ハ一部カ其性質若クハ瑕疵又ハ荷受人ノ過失ニ因リテ滅失シタルトキハ運送人ハ運送賃ノ全部ヲ請求スルコトヲ得

第三百三十七條 運送人ハ自己若クハ運送取扱人又ハ其使用人其他運送ノ爲メ使用シタル者カ運送品ノ受取、引渡、保管及ヒ運送ニ關シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非サレハ運送品ノ滅失、毀損又ハ延著ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第三百三十八條 貨幣、有價證券其他ノ高價品ニ付テハ荷受人カ運送ヲ委託スルニ當タリ其種類及ヒ價額ヲ明告シタルニ非サレハ運送人ハ損害賠償ノ責ニ任セス

第三百三十九條 數人相次テ運送ヲ爲ス場合ニ於テ

ハ各運送人ハ運送品ノ滅失、毀損又ハ延著ニ付
キ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ス

第三百四十條 運送品ノ全部滅失ノ場合ニ於ケル
損害賠償ノ額ハ其引渡アルヘカリシ日ニ於ケル
到達地ノ價格ニ依リテ之ヲ定ム

運送品ノ一部滅失又ハ毀損ノ場合ニ於ケル損害
賠償ノ額ハ其引渡アリタル日ニ於ケル到達地ノ
價格ニ依リテ之ヲ定ム但延著ノ場合ニ於テハ前
項ノ規定ヲ準用ス

運送品ノ滅失又ハ毀損ノ爲メ支拂フコトヲ要セ
サル運送貨其他ノ費用ハ前二項ノ賠償額ヨリ之
ヲ控除ス

第三百四十一條 運送品カ運送人ノ惡意又ハ重大
ナル過失ニ因リテ滅失、毀損又ハ延著シタルト
キハ運送人ハ一切ノ損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第三百四十二條 荷送人又ハ貨物引換證ノ所持人
ハ運送人ニ對シ運送ノ中止、運送品ノ返還其他
ノ處分ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ運送
人ハ既ニ爲シタル運送ノ割合ニ應スル運送貨、
立替金及ヒ其處分ニ因リテ生シタル費用ノ辨濟
ヲ請求スルコトヲ得

前項ニ定メタル荷送人ノ權利ハ運送品カ到達地
ニ達シタル後荷受人カ其引渡ヲ請求シタルトキ
ハ消滅ス

第三百四十三條 運送品カ到達地ニ達シタル後ハ
荷受人ハ運送契約ニ因リテ生シタル荷送人ノ權
利ヲ取得ス

荷受人カ運送品ヲ受取リタルトキハ運送人ニ對
シ運送貨其他ノ費用ヲ支拂フ義務ヲ負フ

第三百四十四條 貨物引換證ヲ作リタル場合ニ於
テハ之ト引換ニ非サレハ運送品ノ引渡ヲ請求ス
ルコトヲ得ス

第三百四十五條 荷受人ヲ確知スルコト能ハサル
トキハ運送人ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ運送人カ荷送人ニ對シ相當ノ
期間ヲ定メ運送品ノ處分ニ付キ指圖ヲ爲スヘキ
旨ヲ催告スルモ荷送人カ其指圖ヲ爲ササトキハ
運送品ヲ競賣スルコトヲ得

運送人カ前二項ノ規定ニ從ヒテ運送品ノ供託又
ハ競賣ヲ爲シタルトキハ運送品ノ荷送人ニ對シ
テ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

第三百四十六條 前條ノ規定ハ運送品ノ引渡ニ關
シテ爭アル場合ニ之ヲ準用ス

運送人カ競賣ヲ爲スニハ豫メ荷受人ニ對シ相當
ノ期間ヲ定メテ運送品ノ受取ヲ催告シ其期間經
過ノ後更ニ荷送人ニ對スル催告ヲ爲スコトヲ要
ス

運送人ハ運送品ヲ荷受人ニ對シテモ運送品ノ供

託又ハ競賣ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第三百四十七條 第二百八十六條第二項及ヒ第三
項ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十八條 運送人ノ責任ハ荷受人カ留保ヲ
爲サシテ運送品ヲ受取リ且運送貨其他ノ費用
ヲ支拂ヒタルトキハ消滅ス但運送品ニ直チニ發
見スルコト能ハサル毀損又ハ一部滅失アリタル
場合ニ於テ荷受人カ引渡ノ日ヨリ二週間内ニ運
送人ニ對シテ其通知ヲ發シタルトキハ此限ニ在
ラス

前項ノ規定ハ運送人ニ惡意アリタル場合ニハ之
ヲ適用セズ

第三百四十九條 第三百二十四條、第三百二十五
條、第三百二十八條及ヒ第三百二十九條ノ規定
ハ運送人ニ之ヲ準用ス

第三百五十條 旅客運送
旅客ノ運送人ハ自己又ハ其使用人
カ運送ニ關シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スル
ニ非サレハ旅客カ運送ノ爲メニ受ケタル損害ヲ
賠償スル責ヲ免ルルコトヲ得ス

損害賠償ノ額ヲ定ムルニ付テハ裁判所ハ被害者
及ヒ其家族ノ情況ヲ斟酌スルコトヲ要ス

第三百五十一條 旅客ノ運送人ハ旅客ヨリ引渡ヲ
受ケタル手荷物ニ付テハ特ニ運送貨ヲ請求セザ

第九章 寄託
第一節 總則

第三百五十三條 商人カ其營業ノ範圍内ニ於テ寄
託ヲ受ケタルトキハ報酬ヲ受ケサルトキト雖モ
善良ナル管理者ノ注意ヲ爲スコトヲ要ス

第三百五十四條 旅店、飲食店、浴場其他客ノ來
集ヲ目的トスル揚屋ノ主人ハ客ヨリ寄託ヲ受ケ
タル物品ノ滅失又ハ毀損ニ付キ其不可抗力ニ因
リタルコトヲ證明スルニ非サレハ損害賠償ノ責
ヲ免ルルコトヲ得ス

客カ特ニ寄託セサル物品ト雖モ揚屋中ニ携帶シ
タル物品カ揚屋ノ主人又ハ其使用人ノ不注意ニ
因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ揚屋ノ主人ハ
損害賠償ノ責ニ任ス

客ノ携帶品ニ付キ責任ヲ負ハサル旨ヲ告示シタ

ルトキト雖モ物品ノ運送人ト同一ノ責任ヲ負フ
手荷物カ到達地ニ達シタル日ヨリ一週間内ニ旅
客カ其引渡ヲ請求セサルトキハ第二百八十六條
ノ規定ヲ準用ス但住所又ハ居所ノ知レサル旅客
ニハ催告及ヒ通知ヲ爲スコトヲ要セズ

第三百五十二條 旅客ノ運送人ハ旅客ヨリ引渡ヲ
受ケサル手荷物ノ滅失又ハ毀損ニ付テハ自己又
ハ其使用人ニ過失アル場合ヲ除ク外損害賠償ノ
責ニ任セズ

第三百五十三條 商人カ其營業ノ範圍内ニ於テ寄
託ヲ受ケタルトキハ報酬ヲ受ケサルトキト雖モ
善良ナル管理者ノ注意ヲ爲スコトヲ要ス

第三百五十四條 旅店、飲食店、浴場其他客ノ來
集ヲ目的トスル揚屋ノ主人ハ客ヨリ寄託ヲ受ケ
タル物品ノ滅失又ハ毀損ニ付キ其不可抗力ニ因
リタルコトヲ證明スルニ非サレハ損害賠償ノ責
ヲ免ルルコトヲ得ス

客カ特ニ寄託セサル物品ト雖モ揚屋中ニ携帶シ
タル物品カ揚屋ノ主人又ハ其使用人ノ不注意ニ
因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ揚屋ノ主人ハ
損害賠償ノ責ニ任ス

客ノ携帶品ニ付キ責任ヲ負ハサル旨ヲ告示シタ

ルトキト雖モ物品ノ運送人ト同一ノ責任ヲ負フ
手荷物カ到達地ニ達シタル日ヨリ一週間内ニ旅
客カ其引渡ヲ請求セサルトキハ第二百八十六條
ノ規定ヲ準用ス但住所又ハ居所ノ知レサル旅客
ニハ催告及ヒ通知ヲ爲スコトヲ要セズ

第三百五十二條 旅客ノ運送人ハ旅客ヨリ引渡ヲ
受ケサル手荷物ノ滅失又ハ毀損ニ付テハ自己又
ハ其使用人ニ過失アル場合ヲ除ク外損害賠償ノ
責ニ任セズ

第三百五十三條 商人カ其營業ノ範圍内ニ於テ寄
託ヲ受ケタルトキハ報酬ヲ受ケサルトキト雖モ
善良ナル管理者ノ注意ヲ爲スコトヲ要ス

第三百五十四條 旅店、飲食店、浴場其他客ノ來
集ヲ目的トスル揚屋ノ主人ハ客ヨリ寄託ヲ受ケ
タル物品ノ滅失又ハ毀損ニ付キ其不可抗力ニ因
リタルコトヲ證明スルニ非サレハ損害賠償ノ責
ヲ免ルルコトヲ得ス

客カ特ニ寄託セサル物品ト雖モ揚屋中ニ携帶シ
タル物品カ揚屋ノ主人又ハ其使用人ノ不注意ニ
因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ揚屋ノ主人ハ
損害賠償ノ責ニ任ス

客ノ携帶品ニ付キ責任ヲ負ハサル旨ヲ告示シタ

ルトキト雖モ揚屋ノ主人ハ前二項ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ス

第三百五十五條 貨幣、有價證券其他ノ高價品ニ付テハ客カ其種類及ヒ價額ヲ明告シテ之ヲ前條ノ揚屋ノ主人ニ寄託シタルニ非サレハ其揚屋ノ主人ハ其物品ノ滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任セス

第三百五十六條 前二條ノ責任ハ揚屋ノ主人カ寄託物ヲ返還シ又ハ客カ携帶品ヲ持去リタル後一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス前項ノ期間ハ物品ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ客カ揚屋ヲ去リタル時ヨリ之ヲ起算ス前二項ノ規定ハ揚屋ノ主人ニ惡意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第二節 倉庫營業

第三百五十七條 倉庫營業者トハ他人ノ爲メニ物品ヲ倉庫ニ保管スルヲ業トスル者ヲ謂フ

第三百五十八條 倉庫營業者ハ寄託者ノ請求ニ因リ寄託物ノ預證券及ヒ質入證券ヲ交付スルコトヲ要ス

第三百五十九條 預證券及ヒ質入證券ニハ左ノ事項及ヒ番號ヲ記載シ倉庫營業者之ニ署名スルコトヲ要ス

一 受寄物ノ種類、品質、數量及ヒ其荷造ノ

種類、個數並ニ記號

二 寄託者ノ氏名又ハ商號

三 保管ノ場所

四 保管料

五 保管ノ期間ヲ定メタルトキハ其期間

六 受寄物ヲ保險ニ付シタルトキハ保險金額

七 證券ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

第三百六十條 倉庫營業者カ預證券及ヒ質入證券ヲ寄託者ニ交付シタルトキハ其帳簿ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 前條第一號、第二號及ヒ第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項

二 證券ノ番號及ヒ其作成ノ年月日

第三百六十一條 預證券及ヒ質入證券ノ所持人ハ倉庫營業者ニ對シ寄託物ヲ分割シ且其各部分ニ對スル預證券及ヒ質入證券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ所持人ハ前ノ預證券及ヒ質入證券ヲ倉庫營業者ニ返還スルコトヲ要ス

前項ニ定メタル寄託物ノ分割及ヒ證券ノ交付ニ關スル費用ハ所持人之ヲ負擔ス

第三百六十二條 預證券及ヒ質入證券ヲ作リタルトキハ寄託ニ關スル事項ハ倉庫營業者ト所持人トノ間ニ於テハ其證券ノ定ムル所ニ依ル

第三百六十三條 削除

第三百六十四條 預證券及ヒ質入證券ハ其記名式ナルトキト雖モ裏書ニ依リテ之ヲ讓渡シ又ハ之ヲ質入スルコトヲ得但證券ニ裏書ヲ禁スル旨ヲ記載シタルトキハ此限ニ在ラス

預證券ノ所持人カ未タ質入ヲ爲ササル間ハ預證券及ヒ質入證券ハ各別ニ之ヲ讓渡スコトヲ得ス

第三百六十五條 第三百三十四條ノ二及ヒ第三百三十五條ノ規定ハ預證券及ヒ質入證券ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條 預證券又ハ質入證券カ滅失シタルトキハ其所持人ハ相當ノ擔保ヲ供シテ更ニ其證券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ倉庫營業者ハ其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

第三百六十七條 質入證券ニ第一ノ質入裏書ヲ爲スニハ債權額、其利息及ヒ辨濟期ヲ記載スルコトヲ要ス

第一ノ質權者カ前項ニ掲ケタル事項ヲ預證券ニ記載シテ之ニ署名スルニ非サレハ質權ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第三百六十七條ノ二 預證券ノ所持人ハ寄託物ヲ以テ預證券ニ記載シタル債權額及ヒ利息ヲ辨濟スル義務ヲ負フ

第三百六十七條ノ三 質入證券所持人ノ債權ノ辨

濟ハ倉庫營業者ノ營業所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第三百六十八條 質入證券ノ所持人カ辨濟期ニ至リ支拂ヲ受ケサルトキハ手形ニ關スル規定ニ從ヒテ拒絕證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス

第三百六十九條 質入證券ノ所持人ハ拒絕證書作成ノ日ヨリ一週間ヲ經過シタル後ニ非サレハ寄託物ノ競賣ヲ請求スルコトヲ得ス

第三百七十條 倉庫營業者ハ競賣代金ノ中ヨリ競賣ニ關スル費用、受寄物ニ課スヘキ租稅、保管料其他保管ニ關スル費用及ヒ立替金ヲ控除シタル後其殘額ヲ質入證券ト引換ニ其所持人ニ支拂フコトヲ要ス

競賣代金ノ内ヨリ前項ニ掲ケタル費用、租稅、保管料、立替金及ヒ質入證券所持人ノ債權額、利息、拒絕證書作成ノ費用ヲ控除シタル後餘剩アルトキハ倉庫營業者ハ之ヲ預證券ト引換ニ其所持人ニ支拂フコトヲ要ス

第三百七十一條 競賣代金ヲ以テ質入證券ニ記載シタル債權ノ全部ヲ辨濟スルコト能ハサリシトキハ倉庫營業者ハ其支拂ヒタル金額ヲ質入證券ニ記載シテ其證券ヲ返還シ且其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

第三百七十二條 質入證券ノ所持人ハ先ツ寄託物

第三百六十七條ノ三 質入證券所持人ノ債權ノ辨

ニ付キ辨濟ヲ受ケ尙ホ不足アルトキハ其裏書人ニ對シテ不足額ヲ請求スルコトヲ得
 第四百八十七條ノ二乃至第四百八十八條ノ四、第四百九十一條、第四百九十二條及ヒ第四百九十五條ノ規定ハ前項ニ定メタル不足額ノ請求ニ之ヲ準用ス

第三百七十三條 質入證券ノ所持人カ辨濟期ニ至リ支拂ヲ受ケサリシ場合ニ於テ拒絶證書ヲ作テシメサリシトキ又ハ拒絶證書作成ノ日ヨリ二週間内ニ寄託物ノ競買ヲ請求セサリシトキハ裏書人ニ對スル請求權ヲ失フ

第三百七十四條 質入證券所持人ノ預證券所持人ニ對スル請求權ハ辨濟期ヨリ一ヶ年質入證券裏書人ニ對スル請求權ハ寄託物ニ付キ辨濟ヲ受ケタル日ヨリ六ヶ月質入證券裏書人ノ其前者ニ對スル請求權ハ償還ヲ爲シタル日ヨリ六ヶ月ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第三百七十五條 寄託者又ハ預證券ノ所持人ハ營業時間内何時ニテモ倉庫營業者ニ對シテ寄託物ノ點檢若クハ其見本ノ抽出ヲ求メ又ハ其保存ニ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

質入證券ノ所持人ハ營業時間内何時ニテモ倉庫營業者ニ對シテ寄託物ノ點檢ヲ求ムルコトヲ得
 第三百七十六條 倉庫營業者ハ自己又ハ其使用人

カ受寄物ノ保管ニ關シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非サレハ其滅失又ハ毀損ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第三百七十七條 倉庫營業者ハ受寄物出庫ノ時ニ非サレハ保管料及ヒ立替金其他受寄物ニ關スル費用ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得ス但受寄物ノ一部出庫ノ場合ニ於テハ割合ニ應シテ其支拂ヲ請求スルコトヲ得

第三百七十八條 當事者カ保管ノ期間ヲ定メサリシトキハ倉庫營業者ハ受寄物入庫ノ日ヨリ六ヶ月ヲ經過シタル後ニ非サレハ其返還ヲ爲スコトヲ得ス但已ムコトヲ得サル事由アルトキハ此限ニ在ラス

第三百七十九條 預證券及ヒ質入證券ヲ作リタル場合ニ於テハ之ト引換ニ非サレハ寄託物ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス

第三百八十條 預證券ノ所持人ハ質入證券ニ記載シタル債權ノ辨濟期前ト雖モ其債權ノ全額及ヒ辨濟期マテノ利息ヲ倉庫營業者ニ供託シテ寄託物ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第三百八十一條ノ二 寄託物カ同種類ニシテ同一ノ品質ヲ有シ且分割スルコトヲ得ヘキ物ナルトキハ預證券ノ所持人ハ債權額ノ一部及ヒ其辨濟期マテノ利息ヲ供託シ其割合ニ應シテ寄託物ノ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

倉庫營業者カ預證券ノ所持人、若シ其所持人カ知レサルトキハ寄託者ニ對シテ其滅失ノ通知ヲ發シタル日ヨリ之ヲ起算ス

前二項ノ規定ハ倉庫營業者ニ惡意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第三百八十三條ノ二 倉庫營業者ハ寄託者ノ請求アルトキハ預證券及ヒ質入證券ニ代ヘテ倉庫營業者ニ交付スルコトヲ得

倉庫營業者ハ預證券ニ關スル規定ヲ準用ス
 第三百八十三條ノ三 倉庫營業者ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ質權者ノ承諾アルトキハ寄託者ハ債權ノ辨濟期前ト雖モ寄託物ノ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ倉庫營業者ハ返還シタル寄託物ノ種類ノ品質及ヒ數量ヲ倉庫營業者ニ記載シ且其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

第十章 保險
 第一節 損害保險
 第一款 總則
 第三百八十四條 損害保險契約ハ當事者ノ一方カ偶然ナル一定ノ事故ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ヲ填補スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス
 第三百八十五條 保險契約ハ金錢ニ見值ルコトヲ

部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ倉庫營業者ハ供託ヲ受ケタル金額及ヒ返還シタル寄託物ノ數量ヲ預證券ニ記載シ且其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

前項ニ定メタル寄託物ノ一部出庫ニ關スル費用ハ預證券ノ所持人ノ負擔ス

第三百八十條ノ三 前二條ノ場合ニ於テ質入證券ノ所持人ノ權利ハ供託金ノ上ニ存在ス

第三百七十一條ノ規定ハ前條第一項ノ供託金ヲ以テ質入證券ニ記載シタル債權ノ一部ヲ辨濟シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百八十一條 第二百八十六條第一項及ヒ第二項ノ見定ハ寄託者又ハ預證券ノ所持人カ寄託物ヲ受取ルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受取ルコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テ質入證券ノ所持人ノ權利ハ競買代金ノ上ニ存在ス
 第三百七十條及ヒ第三百七十一條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
 第三百八十二條 第三百四十八條ノ規定ハ倉庫營業者ニ之ヲ準用ス
 第三百八十三條 寄託物ノ滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル倉庫營業者ノ責任ハ出庫ノ日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス
 前項ノ期間ハ寄託物ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ

得ヘキ利益ニ限り之ヲ以テ其目的ト爲スコトヲ得

第三百八十六條 保險金額カ保險契約ノ目的ノ價額ニ超過シタルトキハ其超過シタル部分ニ付テハ保險契約ハ無効トス

第三百八十七條 同一ノ目的ニ付キ同時ニ數箇ノ保險契約ヲ爲シタル場合ニ於テ其保險金額カ保險價額ニ超過シタルトキハ各保險者ノ負擔額ハ其各自ノ保險金額ノ割合ニ依リテ之ヲ定ム

第三百八十八條 相次テ數箇ノ保險契約ヲ爲シタルトキハ前ノ保險者先ツ損害ヲ負擔シ若シ其負擔額カ損害ノ全部ヲ填補スルニ足ラサルトキハ後ノ保險者之ヲ負擔ス

第三百八十九條 保險價額ノ全部ヲ保險ニ付シタル後ト雖モ左ノ場合ニ限り更ニ保險契約ヲ爲スコトヲ得

- 一 前ノ保險者ニ對スル權利ヲ後ノ保險者ニ讓渡スコトヲ約シタルトキ
- 二 前ノ保險者ニ對スル權利ノ全部又ハ一部ヲ拋棄スヘキコトヲ後ノ保險者ニ約シタルトキ
- 三 前ノ保險者カ損害ノ填補ヲ爲ササルコト

第三百九十六條 保險ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗又ハ保險契約者若クハ被保險者ノ惡意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ保險者之ヲ填補スル責ニ任セス

第三百九十七條 保險契約ノ當時當事者ノ一方又ハ被保險者カ事故ノ生セサルヘキコト又ハ既ニ生シタルコトヲ知レルトキハ其契約ハ無効トス

第三百九十八條 削除
第三百九十九條 保險契約ノ全部又ハ一部カ無効ナル場合ニ於テ保險契約者及ヒ被保險者カ善意ニシテ且重大ナル過失ナキトキハ保險者ニ對シテ保險料ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第三百九十九條ノ二 保險契約ノ當時保險契約者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事實ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不實ノ事ヲ告ケタルトキハ保險者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但保險者カ其事實ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス

前項ノ解除權ハ保險者カ解除ノ原因ヲ知リタル時ヨリ一个月間之ヲ行ハサルトキハ消滅ス契約ノ時ヨリ五年ヲ經過シタルトキ亦同シ
第三百九十九條ノ三 前條ノ規定ニ依リ保險者カ契約ノ解除ヲ爲シタルトキハ其解除ハ將來ニ向

商注

五二

ヲ條件トシタルトキ
第三百九十條 同時ニ又ハ相次テ數箇ノ保險契約ヲ爲シタル場合ニ於テ保險者ノ一人ニ對スル權利ノ拋棄ハ他ノ保險者ノ權利義務ニ影響ヲ及ホサス

第三百九十一條 保險價額ノ一部ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テハ保險者ノ負擔ハ保險金額ノ保險價額ニ對スル割合ニ依リテ之ヲ定ム

第三百九十二條 保險價額カ保險期間中著シク減少シタルトキハ保險契約者ハ保險者ニ對シテ保險金額及ヒ保險料ノ減額ヲ請求スルコトヲ得但保險料ノ減額ハ將來ニ向テノミ其效力ヲ生ス
第三百九十三條 保險者カ填補スヘキ損害ノ額ハ其損害カ生シタル地ニ於ケル其時ノ價額ニ依リテ之ヲ定ム

前項ノ損害額ヲ計算スルニ必要ナル費用ハ保險者之ヲ負擔ス

第三百九十四條 當事者カ保險價額ヲ定メタルトキハ保險者ハ其價額ノ著シク過當ナルコトヲ證明スルニ非サレハ其填補額ノ減少ヲ請求スルコトヲ得ス

第三百九十五條 戰爭其他ノ變亂ニ因リテ生シタル損害ハ特約アルニ非サレハ保險者之ヲ填補スル責ニ任セス

テノミ其效力ヲ生ス

保險者ハ危險發生ノ後解除ヲ爲シタル場合ニ於テモ損害ヲ填補スル責ニ任セス若シ既ニ保險金額ノ支拂ヲ爲シタルトキハ其返還ヲ請求スルコトヲ得但保險契約者ニ於テ危險ノ發生カ其告ケ又ハ告ケサリシ事實ニ基カサルコトヲ證明シタルトキハ此限ニ在ラス

第四百條 保險契約ノ當事者カ特別ノ危險ヲ斟酌シテ保險料ノ額ヲ定メタル場合ニ於テ保險期間中其危險カ消滅シタルトキハ保險契約者ハ將來ニ向テ保險料ノ減額ヲ請求スルコトヲ得
第四百一條 保險契約ハ他人ノ爲メニモ之ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ保險契約者ハ保險者ニ對シ保險料ヲ支拂フ義務ヲ負フ

第四百二條 保險契約者カ委任ヲ受ケシテ他人ノ爲メニ契約ヲ爲シタル場合ニ於テ其旨ヲ保險者ニ告ケサルトキハ其契約ハ無効トス若シ之ヲ告ケタルトキハ被保險者ハ當然其契約ノ利益ヲ享受ス

第四百三條 保險者ハ保險契約者ノ請求ニ因リ保險證券ヲ交付スルコトヲ要ス
保險證券ニハ左ノ事項ヲ記載シ保險者之ニ署名スルコトヲ要ス
一 保險ノ目的

五三

- 二 保險者ノ負擔シタル危險
- 三 保險價額ヲ定メタルトキハ其價額
- 四 保險金額
- 五 保險料及ヒ其支拂ノ方法
- 六 保險期間ヲ定メタルトキハ其始期及ヒ終期
- 七 保險契約者ノ氏名又ハ商號
- 八 保險契約ノ年月日
- 九 保險證券ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

第四百四條 被保險者カ保險ノ目的ヲ讓渡シタルトキハ同時ニ保險契約ニ因リテ生シタル權利ヲ讓渡シクルモノト推定ス

前項ノ場合ニ於テ保險ノ目的ノ讓渡シ著シク危險ヲ變更又ハ増加シタルトキハ保險契約ハ其效力ヲ失フ

第四百五條 保險者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ保險契約者ハ相當ノ擔保ヲ供セシメ又ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ保險契約者カ契約ノ解除ヲ爲シタルトキハ其解除ハ將來ニ向テノミ其效力ヲ生ス

前二項ノ規定ハ保險契約者カ破産ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス但保險契約者カ既ニ保險料ノ全部ヲ支拂ヒタルトキハ此限ニ在ラス

第四百六條 他人ノ爲メニ保險契約ヲ爲シタル場合ニ於テ保險契約者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ保險者ハ被保險者ニ對シテ保險料ヲ請求スルコトヲ得但被保險者カ其權利ヲ拋棄シタルトキハ此限ニ在ラス

第四百七條 保險者ノ責任カ始マル前ニ於テハ保險契約者ハ契約ノ全部又ハ一部ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第四百八條 保險者ノ責任カ始マル前ニ於テ保險契約者又ハ被保險者ノ行爲ニ因ラスシテ保險ノ目的ノ全部又ハ一部ニ付キ保險者ノ負擔ニ歸スヘキ危險カ生セサルニ至リタルトキハ保險者ハ保險料ノ全部又ハ一部ヲ返還スルコトヲ要ス

第四百九條 前二條ノ場合ニ於テハ保險者ハ其返還スヘキ保險料ノ半額ニ相當スル金額ヲ請求スルコトヲ得

第四百十條 保險期間中危險カ保險契約者又ハ被保險者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ著シク變更又ハ増加シタルトキハ保險契約ハ其效力ヲ失フ

第四百十一條 保險期間中危險カ保險契約者又ハ被保險者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リテ著シク變更又ハ増加シタルトキハ保險者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但其解除ハ將來ニ向テノミ其效力ヲ生ス

準用ス

第四百十五條 保險ノ目的ノ全部カ滅失シタル場合ニ於テ保險者カ保險金額ノ全部ヲ支拂ヒタルトキハ被保險者カ其目的ニ付キ有セル權利ヲ取得ス但保險價額ノ一部ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テハ保險者ノ權利ハ保險金額ノ保險價額ニ對スル割合ニ依リテ之ヲ定ム

第四百十六條 損害カ第三者ノ行爲ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保險者カ被保險者ニ對シ其負擔額ヲ支拂ヒタルトキハ其支拂ヒタル金額ノ限度ニ於テ保險契約者又ハ被保險者カ第三者ニ對シテ有セル權利ヲ取得ス

保險者カ被保險者ニ對シ其負擔額ノ一部ヲ支拂ヒタルトキハ保險契約者又ハ被保險者ノ權利ヲ行フコトヲ得

第四百十七條 保險金額支拂ノ義務及ヒ保險料返還ノ義務ハ二年保險料支拂ノ義務ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第四百十八條 本節ノ規定ハ相互保險ニ之ヲ準用ス但其性質カ之ヲ許ササルトキハ此限ニ在ラス

第二款 火災保險

第四百十九條 火災ニ因リテ生シタル損害ハ其火災ノ原因如何ヲ問ハス保險者之ヲ填補スル責ニ

前項ノ場合ニ於テ保險契約者又ハ被保險者カ危險ノ著シク變更又ハ増加シタルコトヲ知リタルトキハ遲滞ナク之ヲ保險者ニ通知スルコトヲ要ス若シ其通知ヲ怠リタルトキハ保險者ハ危險ノ變更又ハ増加ノ時ヨリ保險契約カ其效力ヲ失ヒタルモノト看做スコトヲ得

保險者カ前項ノ通知ヲ受ケ又ハ危險ノ變更若クハ増加ヲ知リタル後遲滞ナク契約ノ解除ヲ爲ササルトキハ其契約ヲ承認シタルモノト看做ス

第四百十二條 保險者ノ負擔シタル危險ノ發生ニ因リテ損害カ生シタル場合ニ於テ保險契約者又ハ被保險者カ其損害ノ生シタルコトヲ知リタルトキハ遲滞ナク保險者ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

第四百十三條 保險ノ目的ニ付キ保險者ノ負擔スヘキ損害カ生シタルトキハ其後ニ至リ其目的カ保險者ノ負擔セサル危險ノ發生ニ因リテ滅失シタルトキト雖モ保險者ハ其損害ヲ填補スル責ヲ免ルルコトヲ得ス

第四百十四條 被保險者ハ損害ノ防止ヲ力ムルコトヲ要ス但之カ爲メニ必要又ハ有益ナリシ費用及ヒ填補額カ保險金額ニ超過スルトキト雖モ保險者之ヲ負擔ス

第三百九十一條ノ規定ハ前項但書ノ場合ニ之ヲ

任ス但第三百九十五條及第三百九十六條ノ場合ハ此限ニ在ラス

第四百二十條 消防又ハ避難ニ必要ナル處分ニ因リ保險ノ目的ニ付キ生シタル損害ハ保險者之ヲ填補スル責ニ任ス

第四百二十一條 賃借人其他他人ノ物ヲ保管スル者カ其支拂フコトアルヘキ損害賠償ノ爲メ其物ヲ保險ニ付シタルトキハ所有者ハ保險者ニ對シテ直接ニ其損害ノ填補ヲ請求スルコトヲ得

第四百二十二條 火災保險證券ニハ第四百三條第二項ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 保險ニ付シタル建物ノ所在、構造及ヒ用方

二 動産ヲ保險ニ付シタルトキハ之ヲ納ルル建物ノ所在、構造及ヒ用方

第三款 運送保險

第四百二十三條 保險者ハ特約ナキトキハ運送人カ運送品ヲ受取リタル時ヨリ之ヲ荷受人ニ引渡ス時マテニ生スルコトアルヘキ損害ヲ填補スル責ニ任ス

第四百二十四條 運送品ノ保險ニ付テハ發送ノ地及ヒ時ニ於ケル其價額及ヒ到達地マテノ運送賃其他ノ費用ヲ以テ保險價額トス

運送品ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益ハ特約アルトキニ限リ之ヲ保險價額中ニ算入ス

第四百二十五條 運送保險證券ニハ第四百三條第二項ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 運送ノ道筋及ヒ方法

二 運送人ノ氏名又ハ商號

三 運送品ノ受取及ヒ引渡ノ場所

四 運送期間ノ定アルトキハ其期間

第四百二十六條 保險契約ハ特約アルニ非サレハ運送上ノ必要ニ因リ一時運送ヲ中止シ又ハ運送ノ道筋若クハ方法ヲ變更シタルトキト雖モ其效力ヲ失ハス

第二節 生命保險

第四百二十七條 生命保險契約ハ當事者ノ一方カ相手方又ハ第三者ノ生死ニ關シ一定ノ金額ヲ支拂フヘキコトヲ約シ相手方カ之ニ報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス

第四百二十八條 他人ノ死亡ニ因リテ保險金額ノ支拂ヲ爲スヘキコトヲ定ムル保險契約ニハ其者ノ同意アルコトヲ要ス但被保險者カ保險金額ヲ受取ルヘキ者ナルトキハ此限ニ在ラス

前項ノ保險契約ニ因リテ生シタル權利ノ讓渡ニハ被保險者ノ同意アルコトヲ要ス

第四百二十八條第一項ノ規定ハ前項ノ指定及ヒ變更ニ之ヲ準用ス

第四百二十九條 保險契約ノ當時保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事實ヲ告ケヌ又ハ重要ナル事項ニ付キ不實ノ事ヲ告ケタル時ハ保險者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但保險者カ其事實ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシ時ハ此限ニ在ラス

第三百九十九條ノ二第二項及ヒ第三百九十九條ノ三ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百三十條 生命保險證券ニハ第四百三條第二項ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 保險契約ノ種類

二 被保險者ノ氏名

三 保險金額ヲ受取ルヘキ者ヲ定メタルトキハ其者ノ氏名

第四百三十一條 左ノ場合ニ於テハ保險者ハ保險金額ヲ支拂フ責ニ任セス

一 被保險者カ自殺、決闘其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行ニ因リテ死亡シタルトキ

二 保險金額ヲ受取ルヘキ者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ但其者カ保險金額ノ一部ヲ受取ルヘキ場合ニ於テハ保險者ハ

保險契約者カ被保險者ナル場合ニ於テ保險金額ヲ受取ルヘキ者カ其權利ヲ讓渡ストキ又ハ第一項但書ノ場合ニ於テ權利ヲ讓渡ケタル者カ更ニ之ヲ讓渡ストキ亦同シ

第四百二十八條ノ二 保險金額ヲ受取ルヘキ者カ第三者ナルトキハ其第三者ハ當然保險契約ノ利益ヲ享受ス但保險契約者カ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

前項但書ノ規定ニ依リ保險契約者カ保險金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ變更スル權利ヲ有スル場合ニ於テ其權利ヲ行ハスシテ死亡シタルトキハ保險金額ヲ受取ルヘキ者ノ權利ハ之ニ因リテ確定ス

第四百二十八條ノ三 保險金額ヲ受取ルヘキ者カ被保險者ニ非サル第三者ナル場合ニ於テ其者カ死亡シタルトキハ保險契約者ハ更ニ保險金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定スルコトヲ得

保險契約者カ前項ニ定メタル權利ヲ行ハスシテ死亡シタルトキハ保險金額ヲ受取ルヘキ者ノ相續人ヲ以テ保險金額ヲ受取ルヘキ者トス

第四百二十八條ノ四 保險契約者カ契約後保險金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ變更シタルトキハ保險者ニ其指定又ハ變更ヲ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ保險者ニ對抗スルコトヲ得ス

第四編 手形

第一章 總則

第四百三十四條 本法ニ於テ手形トハ爲替手形、約束手形及ヒ小切手ヲ謂フ

第四百三十五條 手形ニ署名シタル者ハ其手形ノ文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ

第四百三十六條 代理人カ本人ノ爲メニスルコトヲ記載セスシテ手形ニ署名シタルトキハ本人ハ手形上ノ責任ヲ負フコトナシ

第四百三十七條 偽造又ハ變造シタル手形ニ署名シタル者ハ其偽造又ハ變造シタル手形ノ文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ

變造シタル手形ニ署名シタル者ハ變造前ニ署名シタルモノト推定ス

偽造者、變造者及ヒ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ偽造又ハ變造シタル手形ヲ取得シタル者ハ手形上ノ權利ヲ有セス

第四百三十八條 無能力者カ手形ヨリ生シタル債務ヲ取消シタルトキト雖モ外ノ手形上ノ權利義務ニ影響ヲ及ホサス

第四百三十九條 本編ニ規定ナキ事項ハ之ヲ手形ニ記載スルモノモ手形上ノ效力ヲ生セス

第四百四十條 手形ノ債務者ハ本編ニ規定ナキ事

其殘額ヲ支拂フ責ヲ免ルルコトヲ得ス

三 保險契約者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ

前項第一號及ヒ第二號ノ場合ニ於テハ保險者ハ被保險者ノ爲メニ積立テタル金額ヲ保險契約者ニ拂戻スコトヲ要ス

第四百三十二條 保險契約者又ハ保險金額ヲ受取ルヘキ者カ被保險者ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキハ遲滞ナク保險者ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

第四百三十三條 被保險者ノ爲メニ積立テタル金額ヲ拂戻ス義務ハ二年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第四百三十三條 第三百九十五條、第三百九十七條、第三百九十九條、第四百條、第四百一條、第四百三條第一項、第四百五條乃至第四百七條、第四百十條、第四百十一條、第四百十七條及ヒ第四百十八條ノ規定ハ生命保險ニ之ヲ準用ス

第三百九十五條、第四百五條、第四百七條、第四百十條及ヒ第四百十一條ノ場合ニ於テ保險者カ保險金額ヲ支拂フコトヲ要セサルトキハ被保險者ノ爲メニ積立テタル金額ヲ保險契約者ニ拂戻スコトヲ要ス

由テ以テ手形上ノ請求ヲ爲ス者ニ對抗スルコトヲ得ス但直接ニ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ事由ハ此限ニ在ラス

第四百四十一條 何人ト雖モ惡意又ハ重大ナル過失ナクシテ手形ヲ取得シタル者ニ對シ其手形ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス

第四百四十二條 手形ノ引受又ハ支拂ヲ求ムル爲メニスル呈示、拒絕證書ノ作成其他手形上ノ權利ノ行使又ハ保全ニ付キ利害關係人ニ對シテ爲スヘキ行爲ハ其營業所、若シ營業所ナキトキハ其住所又ハ居所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス但其者ノ承諾アルトキハ他ノ場所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ妨ケス

利害關係人ノ營業所、住所又ハ居所カ知レサルトキハ拒絕證書ヲ作ルヘキ公證人又ハ執達吏ハ其地ノ官署又ハ公署ニ問合ヲ爲スコトヲ要ス若シ問合ヲ爲スモ營業所、住所又ハ居所カ知レサルトキハ其役場又ハ官署若クハ公署ニ於テ拒絕證書ヲ作ルコトヲ得

第四百四十三條 引受人又ハ約束手形ノ振出人ニ對スル債權ハ滿期日ヨリ三年所持人ノ其前者ニ對スル債權請求權ハ支拂拒絕證書作成ノ日ヨリ一年裏書人ノ其前者ニ對スル債權請求權ハ償還ヲ爲シタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ時効

第二章 爲替手形

第一節 振出

第四百四十四條 手形ヨリ生シタル債權カ時効又ハ手續ノ欠缺ニ因リテ消滅シタルトキト雖モ所持人ハ振出人又ハ引受人ニ對シ其受ケタル利益ノ限度ニ於テ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第二章 爲替手形

第一節 振出

第四百四十五條 爲替手形ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人ノ之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 其爲替手形タルコトヲ示スヘキ文字
- 二 一定ノ金額
- 三 支拂人ノ氏名又ハ商號
- 四 受取人ノ氏名又ハ商號
- 五 單純ナル支拂ノ委託
- 六 振出ノ年月日
- 七 一定ノ滿期日
- 八 支拂地

第四百四十六條 爲替手形ノ主タル部分ニ記載シタル金額カ他ノ部分ニ記載シタル金額ト異ナルトキハ主タル部分ニ記載シタル金額ヲ以テ手形金額トス

第四百四十七條 振出人ハ自己ヲ受取人又ハ支拂人ト定ムルコトヲ得

第四百四十八條 振出人ハ爲替手形ニ其支拂地ニ

於ケル豫備支拂人ヲ記載スルコトヲ得

第四百四十九條 爲替手形ハ其金額三十圓以上ノ

モノニ限リ之ヲ無記名式ト爲スコトヲ得

第四百四十九條ノ二 振出人ハ爲替手形ニ受取人

ノ氏名又ハ商號ト共ニ其爲替手形ノ所持人カ支

拂ヲ受クルコトヲ得ヘキ旨ヲ記載スルコトヲ得

前項ノ爲替手形ハ無記名式ノモノト同一ノ效力

ヲ有ス

第四百四十九條ノ三 第四百四十九條ノ規定ハ前

條第一項ニ定メタル爲替手形ニ之ヲ準用ス

第四百五十條 満期日ハ左ニ掲ケタル種類ノ一タ

ルコトヲ要ス

一 確定セル日

二 日附後確定セル期間ヲ經過シタル日

三 一覽ノ日

四 一覽後確定セル期間ヲ經過シタル日

第四百五十一條 振出人カ爲替手形ニ満期日ヲ記

載セザリシトキハ一覽ノ日ヲ以テ其爲替手形ノ

満期日トス

第四百五十二條 振出人カ爲替手形ニ支拂地ヲ記

載セザリシトキハ支拂人ノ氏名又ハ商號ニ附記

シタル地ヲ以テ其支拂地トス

第四百五十二條ノ二 支拂人ノ氏名又ハ商號ニ附

記シタル地ハ之ヲ其營業所又ハ住所ノ所在地ト

看做ス

第四百五十三條 振出人ハ支拂人ニ非サル者ヲ以

テ支拂擔當者トシテ爲替手形ニ記載スルコトヲ

得

第四百五十四條 振出人ハ爲替手形ニ其支拂地ニ

於ケル支拂ノ場所ヲ記載スルコトヲ得

第二節 裏書

第四百五十五條 爲替手形ハ其記名式ナルトキト

雖モ裏書ニ依リテ之ヲ讓渡スコトヲ得但振出人

カ裏書ヲ禁スル旨ヲ記載シタルトキハ此限ニ在

ラス

第四百五十六條 振出人、引受人又ハ裏書人カ裏

書ニ依リテ爲替手形ヲ讓渡ケタルトキハ更ニ裏

書ニ依リテ之ヲ讓渡スコトヲ得

第四百五十七條 裏書ハ爲替手形、其謄本又ハ補

箋ニ被裏書人ノ氏名又ハ商號及ヒ裏書ノ年月日

ヲ記載シ裏書人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス

裏書ハ裏書人ノ署名ノミヲ以テ之ヲ爲スコトヲ

得此場合ニ於テハ爾後爲替手形ハ引渡ノミニ依

リテ之ヲ讓渡スコトヲ得

第四百五十八條 裏書人ハ裏書ヲ爲スニ當タリ支

拂地ニ於ケル豫備支拂人ヲ記載スルコトヲ得

第四百五十九條 裏書人ハ裏書ヲ爲スニ當タリ手

形上ノ責任ヲ負ハサル旨ヲ記載スルコトヲ得

第四百六十條 裏書人カ裏書ヲ爲スニ當タリ爾後

裏書ヲ禁スル旨ヲ記載シタルトキハ其裏書人ハ

被裏書人ノ後者ニ對シテ手形上ノ責任ヲ負フコ

トナシ

第四百六十一條 裏書人カ其署名ノミヲ以テ裏書

ヲ爲シタルトキハ所持人ハ自己ヲ其被裏書人ト

爲スコトヲ得

第四百六十二條 支拂拒絶證書作成ノ期間經過ノ

後所持人カ裏書ヲ爲シタルトキハ被裏書人ハ裏

書人ノ有シタル權利ノミヲ取得ス此場合ニ於テ

ハ其裏書人ハ手形上ノ責任ヲ負フコトナシ

第四百六十三條 所持人ハ裏書ニ依リテ爲替手形

ノ取立ヲ委任スルコトヲ得此場合ニ於テハ裏書

ニ其目的ヲ附記スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ被裏書人ハ同一ノ目的ヲ以テ

更ニ裏書ヲ爲スコトヲ得

第四百六十四條 裏書アル爲替手形ノ所持人ハ其

裏書カ連續スルニ非サレハ其權利ヲ行フコトヲ

得ス但署名ノミヲ以テ爲シタル裏書アルトキハ

次ノ裏書人ハ其裏書ニ因リテ爲替手形ヲ取得シ

タルモノト看做ス

抹消シタル裏書ハ裏書ノ連續ニ付テハ其記載ナ

キモノト看做ス

第三節 引受

商法

第四百六十五條 所持人ハ何時ニテモ爲替手形ヲ

支拂人ニ呈示シテ其引受ヲ求ムルコトヲ得

第四百六十六條 一覽後定期拂ノ爲替手形ノ所持

人ハ其日附ヨリ一年内ニ爲替手形ヲ支拂人ニ呈

示シテ其引受ヲ求ムルコトヲ要ス但振出人ハ之

ヨリ短キ呈示期間ヲ定ムルコトヲ得

所持人カ拒絶證書ニ依リ前項ニ定メタル呈示ヲ

爲シタルコトヲ證明セサルトキハ其前者ニ對ス

ル手形上ノ權利ヲ失フ

第四百六十七條 所持人カ一覽後定期拂ノ爲替手

形ヲ呈示シタル場合ニ於テ支拂人カ其引受ヲ爲

サス又ハ引受ノ日附ヲ爲替手形ニ記載セザリシ

トキハ所持人ハ呈示期間内ニ拒絶證書ヲ作ラシ

ムルコトヲ要ス此場合ニ於テハ其拒絶證書作成

ノ日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス

所持人カ拒絶證書ヲ作ラシメザリシトキハ其前

者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

引受人カ引受ノ日附ヲ記載セザリシ場合ニ於テ

所持人カ拒絶證書ヲ作ラシメザリシトキハ呈示

期間ノ末日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス

第四百六十八條 引受ハ爲替手形ニ其旨ヲ記載シ

支拂人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス

支拂人カ爲替手形ニ署名シタルトキハ其引受ヲ

爲シタルモノト看做ス

第四百六十九條 支拂人ハ手形金額ノ一部ニ付キ引受ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ヲ除ク外支拂人カ爲替手形ノ單純ナル引受ヲ爲ササリシトキハ其引受ヲ拒絕シタルモノト看做ス但引受人ハ其引受ノ文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ

第四百七十條 支拂人ハ爲替手形ノ引受ニ因リ満期日ニ於テ其引受ケタル金額ヲ支拂フ義務ヲ負フ

第四百七十一條 引受人カ爲替手形ノ支拂ヲ爲ササリシ場合ニ於テ其所持人又ハ償還ヲ爲シタル裏書人若クハ振出人ニ對シテ支拂フヘキ金額ハ第四百九十一條又ハ第四百九十二條ノ規定ニ依リテ之ヲ定ム

第四百七十二條 振出人カ爲替手形ニ支拂擔當者ヲ記載セサリシトキハ支拂人ハ其引受ヲ爲スニ當タリ之ヲ記載スルコトヲ得若シ支拂人カ之ヲ記載セサリシトキハ支拂地ニ於テ自ラ支拂ヲ爲ス責ニ任ス

前項ノ場合ニ於テ振出人ハ爲替手形ニ其引受ヲ求ムル爲メ之ヲ呈示スヘキ旨ヲ記載スルコトヲ得此場合ニ於テ所持人カ拒絕證書ニ依リ其呈示ヲ爲シタルコトヲ證明セサルトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第四百七十三條 支拂人ハ引受ヲ爲スニ當タリ爲替手形ニ其支拂地ニ於ケル支拂ノ場所ヲ記載スルコトヲ得

第四百七十四條 支拂人カ爲替手形ノ引受ヲ爲ササリシトキハ所持人ハ其前者ニ對シテ手形金額及ヒ費用ニ付キ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得支拂人カ手形金額ノ一部ニ付キ引受ヲ爲シタルトキハ所持人ハ其殘額及ヒ費用ニ付キ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得

第四百七十五條 爲替手形ノ所持人カ前條ノ請求ヲ爲サント欲スルトキハ引受拒絕證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス

第四百七十六條 擔保ノ請求ヲ受ケタル裏書人ハ其前者ニ對シテ其擔保スヘキ金額及ヒ費用ニ付キ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得

第四百七十七條 前三條ノ規定ニ依リテ擔保ノ請求ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク引受拒絕證書ト引換ニ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス但擔保ニ代ヘテ相當ノ金額ヲ供託スルコトヲ得

第四百七十八條 前者カ擔保ヲ供シ又ハ供託ヲ爲シタルトキハ其後者全員ノ爲メ且其後者全員ニ對シテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第四百七十九條 左ノ場合ニ於テハ第四百七十七

條ノ規定ニ依リテ供シタル擔保ハ其效力ヲ失ヒ又供託シタル金額ハ之ヲ取戻スコトヲ得

一 後日ニ至リ爲替手形ノ單純ナル引受アリタルトキ

二 手形金額及ヒ費用ノ支拂アリタルトキ

三 擔保ヲ供シ若クハ供託ヲ爲シタル者又ハ其前者カ償還ヲ爲シタルトキ

四 手形上ノ權利カ時効又ハ手續ノ欠缺ニ因リテ消滅シタルトキ

五 擔保ヲ供シ又ハ供託ヲ爲シタル者カ満期日ヨリ一年內ニ償還ノ請求ヲ受ケサリシトキ

第四百八十條 引受人カ破産ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テ相當ノ擔保ヲ供セサルトキハ所持人ハ豫備支拂人ノ引受ヲ求ムルコトヲ得但拒絕證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス

豫備支拂人ナキトキ又ハ豫備支拂人カ單純ナル引受ヲ爲ササリシトキハ所持人ハ其前者ニ對シテ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ第四百七十四條乃至第四百七十八條ノ規定ヲ準用ス

第四百八十一條 左ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ニ依リテ供シタル擔保ハ其效力ヲ失ヒ又供託シタル金額ハ之ヲ取戻スコトヲ得

第四百八十二條 一覽拂ノ爲替手形ノ所持人ハ其日附ヨリ一年內ニ爲替手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求ムルコトヲ要ス但振出人ハ之ヨリ短キ呈示期間ヲ定ムルコトヲ得

第四百八十三條 支拂ハ爲替手形ト引換ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ要セス

第四百八十四條 手形金額ノ全部ニ付キ引受アリタルトキト雖モ所持人ハ其一部ノ支拂ヲ拒ムコトヲ得

一部ノ支拂アリタルトキハ所持人ハ其旨ヲ爲替手形ニ記載シ且其寫本ヲ作り署名ノ後之ヲ交付スルコトヲ要ス

一 豫備支拂人カ後日ニ至リ單純ナル引受ヲ爲シタルトキ

二 引受人カ後日ニ至リ相當ノ擔保ヲ供シタルトキ

三 第四百七十九條第二號乃至第五號ノ場合

第五節 支拂

第四百八十二條 一覽拂ノ爲替手形ノ所持人ハ其日附ヨリ一年內ニ爲替手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求ムルコトヲ要ス但振出人ハ之ヨリ短キ呈示期間ヲ定ムルコトヲ得

第四百八十三條 支拂ハ爲替手形ト引換ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ要セス

第四百八十四條 手形金額ノ全部ニ付キ引受アリタルトキト雖モ所持人ハ其一部ノ支拂ヲ拒ムコトヲ得

一部ノ支拂アリタルトキハ所持人ハ其旨ヲ爲替手形ニ記載シ且其寫本ヲ作り署名ノ後之ヲ交付スルコトヲ要ス

第四百八十五條 爲替手形ノ支拂ノ請求ナキトキハ引受人ハ支拂拒絶證書作成ノ期間經過ノ後手形金額ヲ供託シテ其債務ヲ免ルルコトヲ得

第六節 償還ノ請求

第四百八十六條 支拂人カ爲替手形ノ支拂ヲ爲ササリシトキハ所持人ハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第四百八十七條 所持人カ前條ノ請求ヲ爲サント欲スルトキハ滿期日又ハ其後二日內ニ支拂ヲ求ムル爲メ爲替手形ヲ支拂人ニ呈示シ、若シ手形金額ノ支拂ナキトキハ同一期間內ニ支拂拒絶證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス但此期間ニハ休日ヲ算入セス

所持人カ前項ニ定メタル手續ヲ爲ササリシトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第四百八十七條ノ二 前條第一項ノ場合ニ於テハ所持人ハ其直接ノ前者ニ對シテ拒絶證書作成ノ日又ハ其後二日內ニ償還請求ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第四百八十八條 裏書人カ其後者ヨリ償還請求ノ通知ヲ受ケタルトキハ其直接ノ前者ニ對シテ通知ヲ發ケタル日又ハ其後二日內ニ償還請求ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第四百八十八條ノ二 所持人又裏書人カ其直接ノ

前者ニ非サル前者ニ對シテ償還請求ノ通知ヲ發シタルトキハ其者ノ後者ニ對シテ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任シ且利息及ヒ費用ノ償還ヲ請求スル權利ヲ失フ

所持人又ハ裏書人カ其前者ノ何レニ對シテモ通知ヲ發セサリシトキハ其前者全員ニ對スル權利義務ニ付キ前項ノ規定ヲ準用ス

第四百八十八條ノ三 裏書人カ裏書ヲ爲スニ當テリ裏書地ヲ記載セサリシトキハ償還請求ノ通知ハ其直接ノ前者ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ要ス前條ノ規定ハ裏書地ヲ記載セサリシ裏書人ニ對スル權利義務ニハ之ヲ適用セス振出人カ振出地ヲ記載セサリシトキ亦同シ

第四百八十八條ノ四 所持人又ハ裏書人カ其前者ニ對シテ第四百八十七條ノ二又ハ第四百八十八條ノ期間內ニ書面ヲ發送シタル事實アルトキハ其事實ニ付キ通信官署又ハ公衆通信取扱所ノ證明書ヲ作成シテ之ヲ償還請求ノ通知書ト推定ス

第四百八十九條 爲替手形ノ所持人ハ支拂拒絶證書ヲ作ラシメサリシトキト雖モ其作成ヲ免除シタル者ニ對シテハ手形上ノ權利ヲ失フコトナシ所持人カ支拂拒絶證書ヲ作ラシメタルトキハ其作成ヲ免除シタル者ト雖モ其費用ヲ償還スル義務

務ヲ免ルルコトヲ得ス

第四百八十九條ノ二 支拂拒絶證書ノ作成ヲ免除シタル者ニ對シテハ所持人ハ支拂拒絶證書作成ノ期間內ニ支拂ヲ求ムル爲メ爲替手形ヲ呈示シタルモノト推定ス

第四百九十條 所持人カ償還ノ請求ヲ爲サント欲スルトキハ支拂擔當者ニ、若シ爲替手形ニ支拂擔當者ノ記載ナキトキハ支拂地ニ於テ支拂人ニ爲替手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求ムルコトヲ要ス此場合ニ於テ支拂擔當者又ハ支拂人カ支拂ヲ爲ササリシトキハ所持人ハ支拂地ニ於テ第四百八十七條第一項ノ規定ニ從ヒ支拂拒絶證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス

爲替手形ニ支拂擔當者ノ記載アル場合ニ於テ所持人カ前項ニ定メタル手續ヲ爲ササリシトキハ引受人ニ對シテモ手形上ノ權利ヲ失フ

第四百九十一條 爲替手形ノ所持人ハ左ノ金額ニ付キ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

- 一 支拂アラサリシ手形金額及ヒ滿期日以後ノ法定利息
 - 二 拒絶證書作成ノ手数料其他ノ費用
- 前項ノ金額ハ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地カ支拂地ト異ナル場合ニ於テハ支拂地ヨリ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ

住所ノ所在地ニ宛テ振出シタル一覽拂ノ爲替手形ノ相場ニ依リテ之ヲ計算ス若シ支拂地ニ於テ其相場ナキトキハ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地ニ最モ近キ地ニ宛テ振出シタル一覽拂ノ爲替手形ノ相場ニ依ル

第四百九十二條 償還ノ請求ヲ受ケタル裏書人ハ左ノ金額ニ付キ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

- 一 其支拂ヒタル金額及ヒ支拂ノ日以後ノ法定利息
- 二 支出シタル費用

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百九十三條 爲替手形ノ所持人又ハ裏書人ハ償還ノ請求ヲ爲ス爲メ其前者ヲ支拂人トシテ更ニ爲替手形ヲ振出スコトヲ得

第四百九十四條 所持人又ハ裏書人カ前條ノ規定ニ依リテ振出ス爲替手形ハ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地ヲ以テ其支拂地ト定メタル一覽拂ノモノタルコトヲ要ス

所持人カ振出ス爲替手形ニハ本爲替手形ノ支拂地ヲ以テ振出地ト定メ裏書人カ振出ス爲替手形ニハ其營業所又ハ住所ノ所在地ヲ以テ振出地ト定ムルコトヲ要ス

第四百九十五條 償還ハ爲替手形、支拂拒絶證書及ヒ償還計算書ト引換ニ非サレハ之ヲ爲スコト

ヲ要セス

償還ヲ爲ス者ハ之ヲ受クル者ヲシテ償還計算書ニ償還ヲ受ケタル旨ヲ記載セシメ且之ニ署名セシムルコトヲ得

第四百九十六條 削除

第七節 保證

第四百九十七條 爲替手形ヨリ生シタル債務ヲ保證スル爲メ爲替手形、其謄本又ハ補箋ニ署名シタル者ハ其債務カ無効ナルトキト雖モ主タル債務者ト同一ノ責任ヲ負フ

第四百九十八條 何人ノ爲メニ保證ヲ爲シタルカ分明ナラサルトキハ其保證ハ引受人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス但未タ引受アラザリシトキハ振出人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第四百九十九條 保證人カ其債務ヲ履行シタルトキハ所持人カ主タル債務者ニ對シテ有セシ權利及ヒ主タル債務者カ其前者ニ對シテ有スヘキ權利ヲ取得ス

第八節 參加

第一款 參加引受

第五百條 爲替手形ノ所持人カ引受拒絕證書ヲ作ラシメタル場合ニ於テ豫備支拂人アルトキハ其豫備支拂人ニ引受ヲ求メタル後ニ非サレハ其前

第五百六條 爲替手形ノ所持人其他被參加人ノ後者ハ參加引受ニ因リテ擔保ヲ請求スル權利ヲ失フ

第五百七條 被參加人ハ其前者ニ對シテ擔保ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ第四百七十六條乃至第四百七十九條ノ規定ヲ準用ス

第二款 參加支拂

第五百八條 爲替手形ノ所持人カ支拂拒絕證書ヲ作ラシメタル場合ニ於テ豫備支拂人又ハ參加引受人アルトキハ所持人ハ支拂拒絕證書作成ノ期間内ニ參加引受人ニ、若シ參加引受人ナキトキ又ハ參加引受人カ支拂ヲ爲サザリシトキハ豫備支拂人ニ爲替手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求メタル後ニ非サレハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

參加引受人又ハ豫備支拂人カ支拂ヲ爲サザリシトキハ所持人ハ其旨ヲ支拂拒絕證書ニ記載セシムルコトヲ要ス

所持人カ前二項ニ定メタル手續ヲ爲サザリシトキハ豫備支拂人ヲ指定シタル者又ハ被參加人及ヒ其後者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第五百九條 爲替手形ノ所持人ハ豫備支拂人又ハ參加引受人ニ非サル者ノ參加支拂ト雖モ之ヲ拒ムコトヲ得ス若シ之ヲ拒ミタルトキハ被參加人

者ニ對シテ擔保ヲ請求スルコトヲ得ス

豫備支拂人カ引受ヲ爲サザリシトキハ所持人ハ其旨ヲ引受拒絕證書ニ記載セシムルコトヲ要ス

第五百一條 爲替手形ノ所持人ハ豫備支拂人ニ非サル者ノ參加引受ヲ拒ムコトヲ得

第五百二條 參加引受ヲ爲サントスル者數人アルトキハ所持人ハ其選擇ニ從ヒ其一人ヲシテ引受ヲ爲サシムルコトヲ得

第五百三條 參加引受ハ爲替手形ニ其旨ヲ記載シ

參加引受人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス

參加引受人カ爲替手形ニ被參加人ヲ定メザリシトキハ其引受ハ振出人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第五百四條 所持人ハ引受拒絕證書ニ參加引受アリタル旨ヲ記載セシメ且其證書作成ノ費用ノ支拂ト引換ニ之ヲ參加引受人ニ交付スルコトヲ要ス

參加引受人ハ遲滞ナク前項ノ拒絕證書ヲ被參加人ニ送付スルコトヲ要ス

第五百五條 參加引受人ハ支拂人カ手形金額ノ支拂ヲ爲ササル場合ニ於テ被參加人ノ後者ニ對シ

支拂アラザリシ手形金額及ヒ費用ヲ支拂フ義務ヲ負フ但所持人カ支拂拒絕證書作成ノ期間内ニ

支拂ヲ求ムル爲メ爲替手形ヲ參加引受人ニ呈示セザルトキハ參加引受人ハ其義務ヲ免ル

及ヒ其後者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第五百十條 參加支拂ヲ爲サントスル者數人アルトキハ所持人ハ最モ多數ノ者ヲシテ債務ヲ免レシムル效力ヲ有スル支拂ヲ受クルコトヲ要ス

第五百十一條 豫備支拂人又ハ參加引受人ニ非サル參加支拂人カ被參加人ヲ示サザリシトキハ其支拂ハ支拂人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第五百十二條 所持人ハ支拂拒絕證書ニ參加支拂アリタル旨ヲ記載セシメ且手形金額及ヒ費用ノ支拂ト引換ニ其拒絕證書及ヒ爲替手形ヲ參加支拂人ニ交付スルコトヲ要ス

第五百十三條 參加支拂人カ支拂ヲ爲シタルトキハ引受人、被參加人及ヒ其前者ニ對スル所持人ノ權利ヲ取得ス

第九節 拒絕證書

第五百十四條 拒絕證書ハ爲替手形ノ所持人ノ請求ニ因リ公證人又ハ執達吏之ヲ作ル

第五百十五條 拒絕證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ公證人又ハ執達吏之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス

一 拒絕者及ヒ被拒絕者ノ氏名又ハ商號
二 拒絕者ニ對スル請求ノ趣旨及ヒ拒絕者カ其請求ニ應セザリシコト、拒絕者ニ面會ス

ルコト能ハサリシコト又ハ其營業所、住所
若クハ居所カ知レサリシコト

三 前號ノ請求ヲ爲シ又ハ之ヲ爲スコト能ハ
サリシ地及ヒ年月日

四 法定ノ場所外ニ於テ拒絕證書ヲ作ルトキ
ハ拒絕者カ之ヲ承諾シタルコト

五 參加引受又ハ參加支拂アルトキハ參加ノ
種類及ヒ參加人並ニ被參加人ノ氏名又ハ商
號

六 拒絕證書作成ノ場所及ヒ年月日

第五百十五條ノ二 支拂拒絕證書ノ作成ハ爲替手
形又ハ附箋ニ依リテ之ヲ爲ス

第五百十五條ノ三 爲替手形ノ數通ノ複本又ハ原
本及ヒ謄本ヲ呈示シタル場合ニ於テ支拂拒絕證
書ヲ作ルトキハ其作成ハ一通ノ複本若クハ原本
又ハ附箋ニ依リテ之ヲ爲スヲ以テ足ル
前項ノ規定ニ依リテ支拂拒絕證書ヲ作リタルト
キハ他ノ複本又ハ謄本ニ其旨ヲ記載スルコトヲ
要ス

第五百十五條ノ四 支拂拒絕ノ場合ヲ除ク外拒絕
證書ノ作成ハ爲替手形若クハ其謄本ノ寫本又ハ
附箋ニ依リテ之ヲ爲ス

第五百十五條ノ五 爲替手形、複本、原本又ハ爲
替手形若クハ其謄本ノ寫本ニ依リテ拒絕證書ヲ

但所持人カ受取人ニ非サルトキハ順次ニ其前者
ヲ經由シテ之ヲ請求スルコトヲ要ス

振出人カ爲替手形ノ複本ヲ作リタルトキハ各裏
書人ハ各通ニ其裏書ヲ爲スコトヲ要ス

第五百十九條 爲替手形ノ複本ニ其複本タルコト
ヲ示ササルトキハ其各通ハ獨立ノ爲替手形トシ
テ其效力ヲ有ス

第五百二十條 爲替手形ノ複本ヲ作リタル場合ニ
於テ其一通ノ支拂アリタルトキハ他ノ各通ハ其
效力ヲ失フ但引受アルモノハ此限ニ在ラス

二人以上ニ各別ニ數通ノ爲替手形ノ裏書ヲ爲シ
タル者又ハ數通ノ爲替手形ニ引受ヲ爲シタル者
ハ支拂ノ時ニ於テ返還アラサリシ各通ニ付キ手
形上ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ス

第五百二十一條 爲替手形ノ複本ノ所持人カ引受
ヲ求ムル爲メ其一通ヲ送付シタルトキハ他ノ各
通ニ其送付先ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ記載アル爲替手形ノ所持人ハ引受ヲ求ム
ル爲メニ送付シタル一通ノ爲替手形ヲ受取リタ
ル者ニ對シテ其返還ヲ請求スルコトヲ得若シ其
者カ之ヲ返還セサルトキハ拒絕證書ニ依リ其事
實及ヒ他ノ一通又ハ數通ノ爲替手形ヲ以テ引受
又ハ支拂ヲ受クルコト能ハサリシコトヲ證明ス
ルニ非サレハ其前者ニ對シテ擔保又ハ償還ノ請

作ル場合ニ於テハ第五百十五條ニ掲ケタル事項
ハ其裏面ニ記載シタル事項ニ接續シテ之ヲ記載
スルコトヲ要ス

附箋ニ依ル場合ニ於テハ公證人又ハ執達吏ハ其
接目ニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第五百十六條 數人ニ對シテ手形上ノ請求ヲ爲ス
ヘキトキハ其請求ニ付キ一通ノ拒絕證書ヲ作ラ
シムルヲ以テ足ル

第五百十七條 公證人又ハ執達吏カ拒絕證書ヲ作
リタルトキハ其謄本ニ左ノ事項ヲ記載シ之ヲ役
場ニ備フルコトヲ要ス

- 一 手形金額
- 二 振出人、支拂人及ヒ受取人ノ氏名又ハ商號
- 三 振出ノ年月日
- 四 満期日及ヒ支拂地
- 五 支拂擔當者、豫備支拂人又ハ參加引受人
アルトキハ其氏名又ハ商號

拒絕證書カ滅失シタルトキハ利害關係人ハ其謄
本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此謄本ハ原本ト同
一ノ效力ヲ有ス

第十節 爲替手形ノ複本及ヒ謄本

第五百十八條 爲替手形ノ所持人ハ振出人ニ對シ
テ其爲替手形ノ複本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

求ヲ爲スコトヲ得ス

第五百二十二條 爲替手形ノ所持人ハ其謄本ヲ作
ルコトヲ得

爲替手形ノ謄本ニ或事項ヲ記載シタルトキハ其
事項ト原本ニ記載シタル事項トヲ區別スルコト
ヲ要ス

第五百二十三條 所持人カ爲替手形ノ引受ヲ求ム
ル爲メ其原本ヲ送付シタル場合ニ於テ其謄本ヲ
作リタルトキハ之ニ其原本ノ送付先ヲ記載スル
コトヲ要ス

前項ノ記載アル謄本ノ所持人ハ原本ヲ受取リタ
ル者ニ對シテ其返還ヲ請求スルコトヲ得

第五百二十四條 引受ヲ求ムル爲メニ送付シタル
爲替手形ヲ受取リタル者カ之ヲ返還セサル場合
ニ於テ其謄本ノ所持人カ拒絕證書ニ依リテ其事
實ヲ證明スルトキハ謄本ニ署名シタル者ニ對シ
テ擔保ノ請求ヲ爲シ又謄本ニ記載シタル満期日
カ到來シタル後ハ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第三章 約束手形

第五百二十五條 約束手形ニハ左ノ事項ヲ記載シ
振出人ノ署名スルコトヲ要ス

- 一 其約束手形タルコトヲ示スヘキ文字
- 二 一定ノ金額
- 三 受取人ノ氏名又ハ商號